

大磯町地域防災計画

＜地震災害対策編＞

大磯町防災会議

大磯町地域防災計画 地震災害対策編 追録加除一覧表

[illegible]

[illegible]

大磯町地域防災計画 <地震災害対策編>

目 次

総 則

第 1 節 計画の目的、位置づけ	1
第 1 項 計画の目的	1
第 2 項 計画の性格及び範囲	1
第 3 項 他の法令等に基づく計画との関係	1
第 4 項 計画の目標と構成	1
第 5 項 計画の推進管理	2
第 2 節 町勢の概況	1
第 1 項 位置と地勢	1
第 2 項 地 質	1
第 3 項 活断層	1
第 3 節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）	1
第 1 項 地震被害想定	1
第 2 項 津波被害想定	3
第 3 項 減災に向けた理念と目標	3
第 4 節 計画の推進主体とその役割	1
第 1 項 計画の推進主体とその役割	1
第 2 項 防災機関等の業務大綱等	2

第 1 章 都市の安全性の向上

第 1 節 都市防災化計画	1
第 1 項 計画的な土地利用と市街地整備等の推進	1
第 2 項 防災空間の確保	2
第 3 項 ライフラインの安全対策	2
第 2 節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画	1
第 1 項 道路の災害予防計画	1
第 2 項 橋りょうの災害予防計画	1
第 3 項 港湾等の災害予防計画	1
第 3 節 津波災害予防計画	1
第 1 項 津波防災体制の整備	1

第2項 津波に関する知識の普及と津波訓練の実施	2
第4節 土砂災害対策等の推進	1
第1項 避難計画の整備	1
第2項 危険地区の指定	1
第3項 災害防止教育・指導	1
第4項 社会福祉施設の土砂災害防止対策	1
第5節 液状化対策	1
第1項 公共施設における液状化被害の防止	1
第2項 情報の提供及び指導	1
第6節 危険物施設等災害予防計画	1
第1項 立入検査等の実施	1
第2項 防災教育及び指導	1
第3項 自主保安体制の強化	1
第4項 施設・設備の耐震化の促進	1
第7節 建造物等災害予防計画	1
第1項 公共施設災害予防計画	1
第2項 一般建築物等災害予防計画	2
 第2章 災害時応急活動事前対策の充実	
第1節 情報収集・提供対策	1
第1項 通信手段の機能確保等	1
第2項 広報体制の確保	1
第3項 協力体制の確保	2
第4項 被災者支援情報システムの構築等	2
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	1
第1項 組織体制の充実等	1
第2項 庁舎被災時の代替施設の確保	1
第3項 業務継続体制の確保	1
第3節 救助・救急・消火活動体制の充実	1
第1項 救助・救急活動体制	1
第2項 消火活動体制	1
第3項 孤立化対策の推進	3
第4節 避難計画	1
第1項 避難場所対策	1
第2項 避難道路対策	2
第3項 避難対策	2

第4項 避難所運営委員会の事前設置	2
第5項 応急仮設住宅対策	2
第6項 ペット対策	3
第5節 帰宅困難者対策	1
第1項 一斉帰宅抑制の周知	1
第2項 企業等の取組の促進	1
第3項 避難対策	1
第4項 訓練の実施	1
第6節 災害時に配慮が必要な者に対する対策	1
第1項 災害時に配慮が必要な者の範囲と対応の方向	1
第2項 防災知識の普及及び避難対策等	4
第3項 地域における支援体制の確立	4
第4項 社会福祉施設等の安全確保	5
第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	1
第1項 備蓄等の基本的方向	1
第2項 備蓄計画	1
第3項 給水体制の整備	2
第4項 物資等調達協定の締結	2
第8節 医療・救護・防疫計画	1
第1項 初期医療体制の整備	1
第2項 重症者等の搬送体制	2
第3項 医療ボランティア受入体制の整備	3
第4項 避難生活者の健康管理体制の整備	3
第9節 文教対策	1
第1項 学校等における防災体制の整備	1
第2項 文化財の保護	1
第10節 建築物・宅地対策（危険度判定）	1
第1項 建築物応急危険度判定体制の整備	1
第2項 被災宅地危険度判定制度	1
第11節 災害廃棄物等の処理対策	1
第1項 一般廃棄物処理施設の耐震化等	1
第2項 災害廃棄物等処理方法の事前検討	1
第3項 震災時の相互協力体制の整備	1
第12節 広域応援体制の拡充	1
第1項 広域応援の受入体制等の整備	1
第2項 応援機関との連携の強化	1

第3項 県との連携の強化	1
第13節 町民の体制及び業務等	1
第1項 町民の体制	1
第2項 地区（事業所）防災隊の組織及び業務	2
第3項 自主防災組織に対する町の支援	3
第4項 地域における連携協力体制の整備	3
第5項 企業等の防災体制の確立等	3
第6項 地区防災計画	4
第14節 災害救援ボランティア活動の充実強化	1
第1項 ボランティア活動体制の整備	1
第2項 マニュアルの作成等	1
第15節 防災知識普及計画	1
第1項 職員の防災教育計画	1
第2項 町民等の防災知識普及計画	1
第3項 学校等における防災教育計画	2
第4項 自動車運転者等の防災教育計画	2
第5項 窓口相談の設置	2
第16節 防災訓練計画	1
第1項 総合防災訓練	1
第2項 個別防災訓練	2
 第3章 災害時の応急活動対策	
第1節 災害時情報の収集・伝達	1
第1項 災害時情報の収集・伝達	1
第2項 地震・津波情報の収集・受理・伝達	4
第3項 被害情報等の収集・報告	8
第4項 住民等の安否情報の収集と伝達	9
第5項 災害広報計画	10
第2節 災害対策本部等の設置	1
第1項 災害警戒本部の設置	1
第2項 災害対策本部の設置	3
第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動	1
第1項 救急・救助・消火活動	1
第2項 医療・救護活動	6
第4節 避難対策	1
第1項 町民等の避難	1

第2項 避難措置	1
第3項 避難所設置	6
第4項 避難所の運営管理	8
第5項 公園等での避難生活者に対する措置	10
第6項 住宅対策	11
第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	1
第1項 保健衛生	1
第2項 防疫対策	1
第3項 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	2
第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	1
第1項 給水対策	1
第2項 食料供給対策	4
第3項 生活必需品等供給対策	7
第7節 文教・保育対策	1
第1項 文教対策	1
第2項 保育対策	4
第3項 文化財の保護	5
第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	1
第1項 交通応急対策	1
第2項 輸送対策	5
第9節 警備・救助対策	1
第1項 陸上における警備対策	1
第2項 海上における警備救助対策	2
第3項 警察警備部隊宿泊施設	3
第4項 町本部との関係	3
第10節 ライフラインの応急復旧活動	1
第1項 情報連絡及び連携体制の確保	1
第2項 各関係機関等の応急対策	2
第11節 災害廃棄物等の処理対策	1
第1項 災害廃棄物となる障害物除去の対象及び方法	1
第2項 災害廃棄物等の処理	3
第12節 広域的応援体制	1
第1項 行政機関への応援要請	1
第2項 自衛隊への災害派遣要請	5
第13節 相互協力	1
第1項 町民等、自主防災組織の協力	1

第2項 防災関係民間団体等の協力	2
第14節 災害救援ボランティアの支援活動	1
第1項 ボランティアの協力	1
第15節 災害救助法関係	1
第1項 災害救助法の適用基準	1
第2項 災害救助法の適用手続	2
第3項 救助の種類及び期間等	3
第4項 災害救助活動の記録及び事務処理	3
第16節 二次災害の防止活動	1
第1項 水害・土砂災害対策	1
第2項 建築物及び敷地対策	1
第3項 高潮、波浪等の対策	6
第4項 爆発等及び有害物質による二次災害対策	6
第17節 津波対策	1
第1項 津波情報の種類等	1
第2項 津波予報等に対する対応	3
第18節 防災知識普及計画	1
第1項 職員の防災教育計画	1
第2項 町民等の防災知識普及計画	1
第3項 学校等における防災教育計画	2
第4項 自動車運転者等の防災教育計画	2
第5項 窓口相談の設置	3
第19節 防災訓練計画	1
第1項 総合防災訓練	1
第2項 個別防災訓練	2
第4章 復旧・復興対策	
第1節 復興体制の整備	1
第1項 復興計画策定に係る庁内組織の設置	1
第2項 人的資源の確保	1
第2節 復興対策の実施	1
第1項 復興に関する調査	1
第2項 復興計画の策定	1
第3項 民生安定のための緊急措置に関する計画	1
第4項 公共施設等の復旧計画	7

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節 計画の目的及び基本方針	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の基本方針	1
第2節 予防対策	1
第1項 緊急整備事業	1
第2項 地震防災応急対策計画の作成	1
第3項 東海地震に関連する情報の知識の普及	1
第3節 警戒宣言発令時等対策	1
第1項 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応	1
第2項 東海地震観測情報に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応	1
第3項 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合の対応	1
第4項 警戒宣言前の準備行動	2
第5項 警戒宣言発令時の対応	2
第6項 町警戒本部要員の動員配備	9
第7項 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達	10
第8項 啓発・広報及び防災訓練	10
第9項 町が管理運営する施設、設備の措置	11
第10項 事前避難対策等	13
第11項 食料、生活必需品、飲料水、資機材等の確保	15
第12項 火災、津波対策	15
第13項 医療救護対策及び医療機関、福祉施設の対策	16
第14項 道路交通対策	17
第15項 緊急輸送対策	18
第16項 鉄道等の公共輸送対策	20
第17項 児童生徒等保護対策	22
第18項 警備対策	23
第19項 生活関連施設対策	24
第20項 不特定多数が出入する施設の対策	25
第21項 金融機関の措置	26
第22項 事業所等の措置	28

総 則

第 1 節 計画の目的、位置づけ

第 1 項 計画の目的

大磯町地域防災計画（以下「本計画という。」）は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大磯町の地域（以下「町域」という。）に係る地震災害の対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 項 計画の性格及び範囲

1. 性 格

- 本計画は、町域に係る防災に関し、大磯町（以下「町という。」）の処理すべき事務又は業務を中心として、神奈川県（以下「県」という。）及び防災関係機関が町域に関して処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 本計画は、町及び防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 本計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関しては、この計画によるものとする。

2. 範 囲

本計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条の規定に基づき知事から町長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画その他防災に関する各種の計画を包含するものとする。

第 3 項 他の法令等に基づく計画との関係

本計画は、町域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであつて、防災基本計画、防災業務計画、神奈川県地域防災計画を踏まえた計画である。

また、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づいて、地震防災緊急事業 5 箇年計画の基礎となるものである。

第 4 項 計画の目標と構成

災害には、暴風、豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象と、人為的な原因による大規模な火災又は爆発等に二大別することができる。

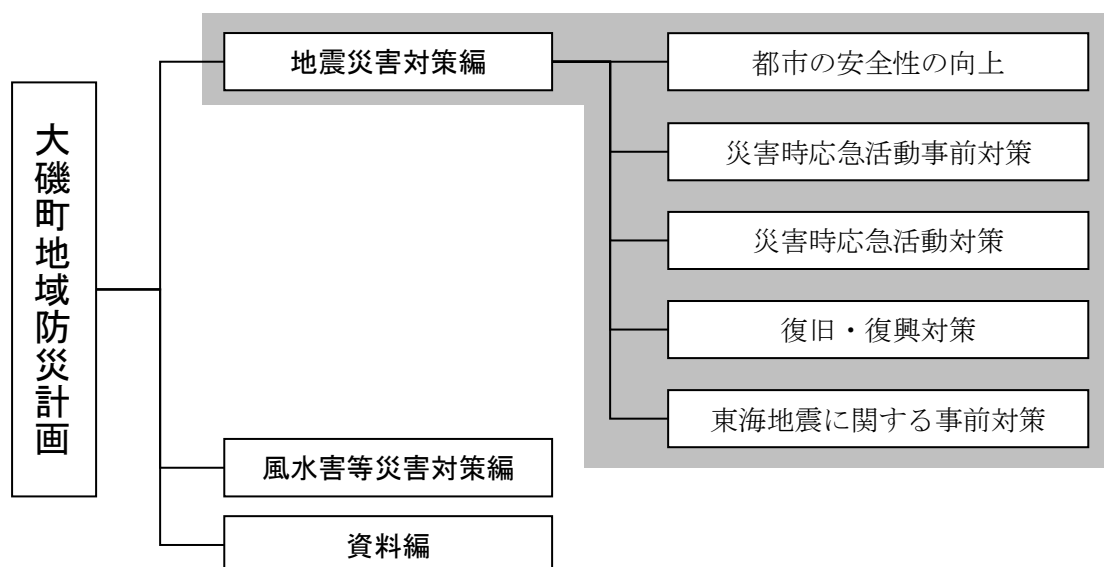
この計画は地震災害対策編として、これら災害原因のうち特に地震災害の特異性（規模、態様）に

総 則

第 1 節 計画の目的、位置づけ

かんがみ、その第 1 次災害（破壊等）及び第 2 次災害（大火災等）に対処し得る各種計画を樹立することを目標とする。

大磯町地域防災計画は、この「地震災害対策編」の他、「風水害等災害対策編」、「資料編」で構成する。



第 5 項 計画の推進管理

1. 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各機関が多く事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められる。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施することとする。

2. 計画の修正

本計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、3 月末日（緊急を要する事項については、その都度）までに、計画修正案を大磯町防災会議（以下「防災会議」という。）に提出するものとする。

3. 計画の習熟

各機関は、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めなければならない。

資 料

大磯町防災会議条例

大磯町防災会議運営要綱

第2節 町勢の概況

第1項 位置と地勢

本町は、県央の南部、横浜から 40km 圏、東京から 60km 圏内に位置し（東経 139° 18′ 北緯 35° 18′ ）、南は相模湾に面し、北は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219m）等のいわゆる大磯地塊の丘陵地帯を形成し、東と北は平塚市、西は二宮町に接している。

町域は、東西 7.6km、南北 2.0km のやや長方形に近い地勢を示し、面積は 17.23 ㎢で、東部の金目川（花水川）は水源を丹沢山系に発し、平塚市を経て相模湾に注ぎ、三沢川、鳴立川は大磯の市街地を流域とし、また西北部を南流する不動川は、谷戸川及び長谷川を支流とし、二宮町から東流する葛川に合流して海に注いでいる。

町の南部は平坦地で、国道 1 号（東海道）と海岸沿いに新湘南国道（西湘バイパス）が走り、JR 東海道本線が国道 1 号と並走し、北部の丘陵地帯には国道 271 号（小田原厚木道路）と JR 東海道新幹線が東西に横断している。

海岸線では定置網などの沿岸漁業が営まれ、商業は国道 1 号と県道 63 号（相模原大磯線）沿いに発達しており、農業は丘陵地帯でみかんの栽培が行われ、平坦地では施設野菜や酪農が行われている。

第2項 地 質

本地域の平坦部は、河川等の氾濫等により堆積された沖積層及び下原層によって覆われている。その下部は赤土層で砂礫層と交互に堆積しているが、土性が主として黒褐色の砂質壤土及び砂土である。

丘陵地帯の頂上附近は、関東ローム層である火山礫層で覆われているが、駅裏の紅葉山、羽白山一帯（大磯層）は、層状と塊状を混えた凝灰質砂岩が広くひろがり、万台附近及び虫窪地帯（二宮層）は、厚い淡色凝灰質泥岩と薄い暗色凝灰質砂岩の互層となっている。また、鷹取山周辺（鷹取山層）は、緑色の礫岩層で厚く分布されている。

これより一段低い段丘である国府新宿、生沢、国府本郷、西小磯の一部は、段丘礫層となっていて酸性礫質壤土の土質である。

第3項 活断層

活断層とは、過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層をいう。全国には陸域において約 2,000 本の活断層が存在しており、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものである。

県内には約 30 本の活断層があり、そのうち 11 本が活動度の高い A 級活断層及び主要起震断層とされている。これらについては、国、県、町がそれぞれ役割分担を行いながら調査を行っている。

このうち、本町には A 級活断層である「生沢断層系」と「小向断層」が存在する。また、本町の周辺には、国府津－松田断層帯が存在する。

阪神・淡路大震災を契機として国が設けた調査研究機関である地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成 30 年 1 月 1 日を算定基準日として示した主要活断層帯の長期評価では、陸域・海岸域の活断層から発生する地震の今後 30 年以内の地震発生確率が最大で 16%と推測されていた国府津

総 則

第2節 町勢の概況

ー松田断層帯について、相模トラフで発生する地震と同時に活動すると推定されている。

断層名	位置	最新活動時期	平均活動 間隔	調査結果
生沢断層系	平塚市、大磯町、二宮町 走向/北西 長さ/約 5 km	－	－	－
小向断層	平塚市、大磯町 走向/東西 長さ/約 3 km	－	－	－
国府津ー松田断層帯	小田原市、大井町、 走向/北西 長さ/約 35 km	12 世紀から 14 世紀前半	約 800 年～ 1,300 年	相模トラフで発生する海溝型地震と同時に活動すると推定。

第3節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）

第1項 地震被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、地震災害対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。

特に地震災害時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定にあたっては、想定される被害の定量化が必要である。

今回の見直しにあたっては、神奈川県が平成27年3月に公表した神奈川県地震被害想定調査の結果を前提条件とし、県による新しい被害予測が発表され次第、適宜見直しを行うこととする。

被害想定では、①地震発生の切迫性が高いとされている地震、②法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震、③地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震、④発生確率は極めて低い、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震という観点から、11（うち津波のみの想定では3つ）の地震を想定している。

なお、将来県の被害想定調査が実施された場合には、必要に応じて、その結果に則した被害想定の見直しを行うものとする。

県の被害想定調査に基づく町域の被害想定の概要は次のとおりである。

1. 想定地震及び被害想定の与件

想定地震名		マグニチュード	地震のタイプ
1	都心南部直下地震	7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。発生確率は30年間で70%
2	三浦半島断層群の地震	7.0	三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震。発生確率は30年以内で6～11%
3	神奈川県西部地震	6.7	神奈川県西部を震源域とする地震。発生確率は過去400年に同クラスの地震が5回発生
4	東海地震	8.0	駿河トラフを震源域とする地震。発生確率は南海トラフの地震は30年以内70～80%
5	南海トラフ巨大地震	9.0	南海トラフを震源域とする地震。発生確率は30年以内70～80%
6	大正型関東地震	8.2	相模トラフを震源域とする地震。発生確率は30年以内で0～6%（200～400年の発生間隔）
7	元禄型関東地震（参考）	8.5	相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震。発生確率は30年以内でほぼ0～6%（2,000～3,000年の発生間隔）

総 則

第3節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）

8	相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	8.7	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とする地震。発生確率は30年以内ではほぼ0～6％（2,000～3,000年あるいはそれ以上の発生間隔）
9	慶長型地震（参考）	8.5	南海トラフ沖と相模トラフ沿いをつなぐ断層を設定・想定した正断層型の地震。発生確率は評価していない。
10	明応型地震（参考）	8.4	南海トラフから銭洲海嶺にのびるフィリピン海プレート内の断層を設定・想定した逆断層型の地震。発生確率は評価していない。
11	元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	8.3	相模トラフで発生する海溝型と国府津・松田断層帯の地震が連動発生する地震。発生確率は評価していない。

（想定条件：冬の18時。風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均）

2. 被害想定調査結果（大磯町分のみ）

大磯町における地震被害想定結果

項目	大磯町における地震被害想定結果										
	1. 都心南部直下地震	2. 三浦半島断層群の地震	3. 神奈川県川県西部地震	4. 東海地震	5. 南海トラフ巨大地震	6. 大正型関東地震	7. 元禄型関東地震(参考)	8. 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	9. 慶長型地震(参考)	10. 明応型地震(参考)	11. 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震(参考)
建物被害	全壊数(棟)	50	0	*	*	0	3,710	3,890	140	*	990
	半壊(棟)	560	0	240	110	260	3,250	3,730	370	170	1,390
	出火件数(件)	0	0	0	0	0	10	10	20		
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	550	550	920		
自力脱出困難者(人)		*	0	*	*	*	590	590	970		
	高齢者数(人)	100	0	70	40	70	2,190	2,340	2,830		
	要配慮者(避難者数)	30	0	20	10	20	650	700	840		
	死者数(人)	*	0	*	0	*	670	1,290	30	*	2,330
人的被害	負傷者数(人)	110	*	50	*	40	1,290	1,410	*	*	260
	うち重傷者数(人)	*	0	*	*	*	90	90	*	0	20
		20	0	*	*	*	20	20	20		
	エレベータ停止台数(台)										
ライフライン	上下水道断水人口(人)	420	0	40	*	80	23,030	23,030	27,920		
	下水道機能支障人口(人)	620	140	320	320	320	1,810	1,810	3,070		
	都市ガス供給停止件数(戸)	0	0	0	0	0	40	40	40		
	LPガス供給支障数(戸)	90	0	0	0	0	110	110	180		
避難者数	電力停電件数(戸)	26,520	0	26,520	26,520	26,520	26,520	26,520			
	通信不通回線数(回線)	11,030	0	11,030	11,030	11,030	11,170	11,200	11,350		
	1～3日後(人)	820	100	550	340	590	18,190	19,410	23,530		
	1か月後(人)	820	0	330	160	370	14,190	14,760	18,830		
帰宅困難者数	直後(人)	1,000	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
		0	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000		
	2日後(人)										
	震災廃棄物(万トン)	3	0	1	0	1	76	80	109		

※ 被害要因は津波を含む。(9～11の地震については、津波による被害想定のみ)

※ 冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※ *：わずか(計算上0.5以上10未満)、0：計算上0.5未満は0とした。

※ 被害要因は津波を含む。(9～11の地震については、津波による被害想定のみ)
 ※ 冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。
 ※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。
 ※ *：わずく(計算上0.5以上10未満)、0：計算上0.5未満は0とした。

総 則

第3節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）

第2項 津波被害想定

町は、平成 27 年 2 月に県が公表した神奈川県沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、5つの地震による「津波浸水予測図」を基に、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ねあわせた「津波浸水想定図」を基に、平成 27 年 5 月に「大磯町津波浸水想定図」を発行している。

金目川（花水川）河口から南下町地区までの海岸には天端標高約 8 m の防潮堤が整備され、また東町から国府新宿までの海岸に沿って海拔約 10 m の所には西湘バイパスが通っている。発生する津波が小さい場合、これらの構造物は津波による浸水はある程度は抑制するものと予想される。

一方で金目川（花水川）、葛川の河口付近については大規模な津波が発生した場合、津波が河川を遡上し、河川からあふれ出るにより、広範囲の市街地で浸水するものと予想されている。



平成 27 年 5 月 「大磯町津波浸水想定図」

また、神奈川県により令和 3 年 8 月 30 日、津波災害警戒区域が指定されたため、町では今後、ハザードマップ等の作成による周知等を行うものとする。

第3項 減災に向けた理念と目標

1. 基本理念

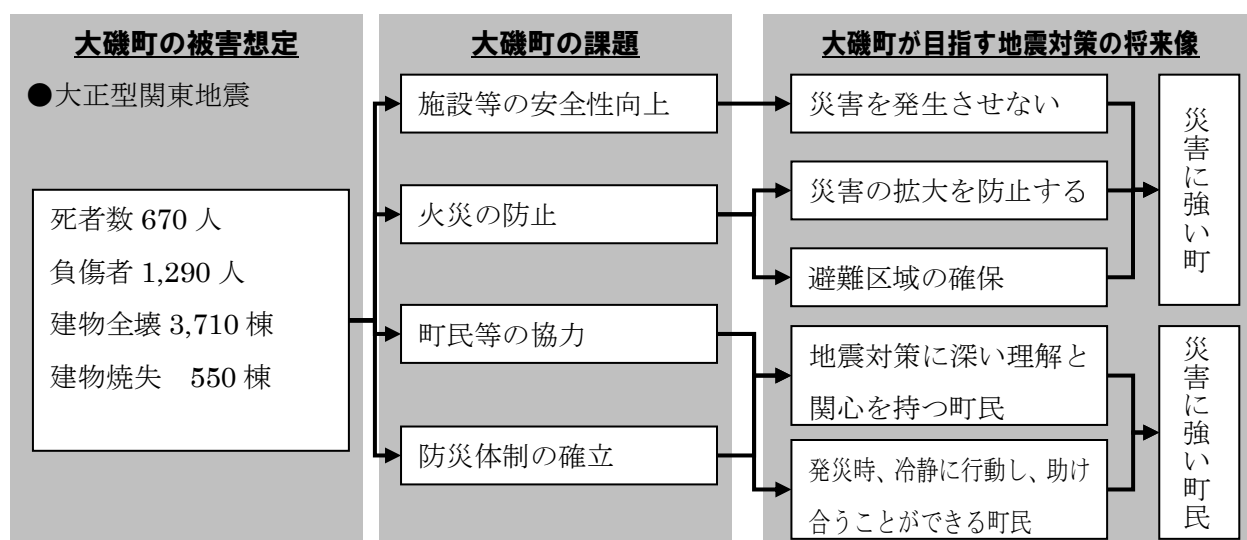
地震対策の目的は、地震災害から町民の生命を守り、財産を保護することである。神奈川県が行った地震被害想定調査では、6種の想定地震により被害想定を行っている。このうち当町に大きな被害をもたらすものとしては、「大正型関東地震」がある。

「大正型関東地震」は相模トラフを震源域とするマグニチュード8.2の地震で、1923年の大正関東地震の再来型となる。

今後100年から200年先に発生する可能性が指摘され、地震に強い長期的なまちづくりの目標とすべき地震である。

この地震による被害を軽減するためには、建築物など施設の安全性向上や火災の防止が課題となる。また、地震への備えや、万が一、地震が発生した際の救出活動や復興活動などにおいても町民の協力が必須である。

町は、この課題を解決するため、「災害に強い町」づくりと「災害に強い町民」の育成に重点を置き、地震対策を進めていくこととする。



第4節 計画の推進主体とその役割

第1項 計画の推進主体とその役割

本計画は、町及び町域における防災関係機関等のみならず、町民や事業所を含むすべての人や組織が一致団結し、お互いに協調して取り組んで行くものである。

1. 防災関係機関の実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

2. 町民及び事業所の基本的責務

(1) 町民の基本的責務

- 「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、町民は、最低3日分、できれば1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等、の備蓄や家具・ブロック塀や石垣等の倒壊防止対策の実施等の予防対策、家族の連絡体制の強化、行動のルールづくり等、自主的な防災対策に努める。
- 町民は、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努める。
- 町民は、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動等、町・消防機関等の行政が行う防災活動に積極的に参加し、連携・協力に努める。

総 則

第4節 計画の推進主体とその役割

- 町民は、災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するよう努める。

(2) 事業者の基本的責務

- 事業者（管理者）は、日頃からその管理する施設及び設備の安全性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火・救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災等に関する研修等の積極的な実施に努める。
- 事業者（管理者）は、災害対策の責任者を定め、地震災害時に従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災訓練等に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- 事業者（管理者）は、地震災害時には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出活動、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。
- 事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力する。

第2項 防災機関等の業務大綱等

町及び町域における防災関係機関等が防災に関して処理する業務等は、概ね次のとおりである。

1. 町

町は、地震防災の第1次責任を有する基礎的自治体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、次の防災活動を実施する。

機関等の名称	責務
大磯町	1 大磯町防災会議に関する事務 2 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練 3 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 4 防災に必要な物資及び資材の備蓄及び整備 5 消防活動、その他の応急措置 6 情報の収集、伝達及び被害調査 7 被災者に対する救助及び救護措置 8 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 9 その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置 10 大磯町の区域内にある公共的団体及び住民防災組織の育成指導

2. 県

県は、市町村を包括する包含する広域的自治体として、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、若しくは災害の規模が大きく町が単独で処理することが不可能と認められるとき、あるいは防災活動の内容について統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を要する場合などに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

機関等の名称	責務
平塚土木事務所	1 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋りょう等の応急対策、緊急輸送道路の確保、被害調査及び災害復旧 2 災害時における管内区域の臨港道路及び臨港橋りょうの通行確保 3 海岸保全施設、港湾施設の被害調査及び災害復旧
平塚保健福祉事務所	災害時における管内区域の保健衛生対策
企業庁平塚水道営業所	1 災害時における応急飲料水の確保 2 水道施設の被害調査及び災害復旧 3 応急給水の支援
湘南地域県政総合センター	1 所管に係る災害応急対策の実施 2 災害時における情報の収集等
大磯警察署	災害時における警備・交通対策

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

機関等の名称	責務
関東財務局横浜財務事務所	1 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 4 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
農林水産省関東農政局 神奈川県拠点	1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧

総 則

第4節 計画の推進主体とその役割

海上保安庁第三管区海上保安本部	1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
神奈川労働局	1 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助 2 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 3 被災労働者の労働災害補償等 4 被災者の雇用対策

4. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機関等の名称	責務
日本銀行横浜支店	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本郵便株式会社 (町内郵便局)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて援助用郵便物の料金免除 4 被災者救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常扱い 6 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社大磯駅（平塚駅）	1 鉄道施設の整備及び点検 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道関係被害調査及び復旧
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部災害対策室	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信施設の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
(株)NTTドコモ 神奈川支店	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信施設の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
KDDI(株) サービス運用本部・運用管理部	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
ソフトバンクモバイル(株) 総務部コーポレートセキュリティ室	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
中日本高速道路(株)東京 支社小田原保全・サービスセンター	1 災害時の応急復旧 2 道路の災害復旧
東京電力パワーグリッド 株式会社平塚支社	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス株式会社 神奈川西支店	1 ガス施設の安全対策 2 ガス施設の応急復旧対策
日本通運株式会社 西神奈川支店	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策

5. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機関等の名称	責務
神奈川中央交通株式会社 平塚営業所	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(一社)神奈川県トラック協会 県央ブロック	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社)神奈川県LPガス協会 湘南支部	1 LPガス設備の安全管理の徹底 2 LPガスの応急供給

総 則

第4節 計画の推進主体とその役割

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

機関等の名称		責務
公 共 的 団 体	中郡医師会大磯班 平塚歯科医師会 平塚中郡薬剤師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会	1 町が行う被災者の応急救護対策への協力 2 町及び自主防災組織等が行う災害時に配慮が必要な者の対策への協力 3 ボランティア団体が行うボランティア活動の支援 4 その他被災者の生活援護
	湘南ケーブルネットワーク株式会社	1 気象予報、警報等の放送の周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安
	株式会社湘南平塚コミュニティ放送	1 気象予報、警報等の放送の周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安
	大磯町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
	湘南農業協同組合	1 町が行う被害調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 4 被災農家に対する融資、あっせん
	大磯二宮漁業協同組合	1 町が行う被害調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資、あっせん 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
	西湘管工事業協同組合	1 災害時の応急給水対策への協力 2 その他災害復旧への協力
	大磯建設協会	1 町が行う障害物除去等の応急対策への協力 2 その他災害復旧への協力
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者 等	病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入れ及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
	社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
	金融機関	被災事業者等に対する資金融資
	学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
	危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

7. 自衛隊

自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派

遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において、災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

機関等の名称	責務
自衛隊	災害時における人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧

8. 事業者

事業者は、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料・飲料水等の備蓄、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の防災訓練や防災等に関する研修等の積極的な実施に努める。

また、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。

さらに、地震が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出活動、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

機関等の名称	責務
事業者	1 食料、飲料水等の備蓄及び建物等の安全対策 2 被災者の救出及び救護等に必要な資機材等の整備 3 従業員の防災訓練や防災等に関する研修等の積極的な実施 4 地域での防災活動に参加するための体制整備 5 災害発生時の情報収集及び伝達、消火、救出活動、応急手当、避難誘導等

9. 町民及び自主防災組織等

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。また、自主防災組織は、進んで防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は、組織としての自主的な活動を行うほか、町又は防災関係機関が行う応急対策業務に協力する。

機関等の名称	責務
町 民	1 食料、飲料水等の備蓄及び建物の安全対策 2 出火防止及び初期消火活動の協力 3 避難及び給食等に際しての近隣協力 4 被災者の救出救護活動の協力 5 自主防災組織活動の協力 6 その他必要な災害応急対策業務の協力
自主防災組織及び自治会	1 防災訓練の実施等平常時における災害に関する予防活動 2 被災者の救出及び救護等に必要な資機材等の整備 3 出火防止及び初期消火活動 4 被災者の救出及び救護活動 5 自主防災組織及び自治会における被害情報等の収集及び伝達 6 町又は防災関係機関の応急活動の協力 7 その他災害時において特に大磯町災害対策本部長等から要請のあった応急活動

第1章 都市の安全性の向上

第1節 都市防災化計画

主管部 都市建設部

持てる資源を最大限に活用して被害を可能な限り減らしていく、「減災」の考えに基づいた地震災害に強い町をつくるため、自然的社会的条件等を考慮した計画的な土地利用や市街地整備、避難場所や火災延焼防止帯の機能を有する公園、緑地、道路等などの防災空間の整備、建築物等の耐震不燃化の促進など震災予防対策を総合的に行い安全な都市構造の実現を図る。

第1項 計画的な土地利用と市街地整備等の推進

1. 計画的な土地利用

町は、本町における土地利用と都市計画の基本となる「大磯町まちづくり基本計画」に基づいた、計画的な土地利用を推進する。

特に、自然災害による危険を回避するため、「アボイドマップ」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」をはじめとした各種法規制による土地利用の規制誘導を行う。

2. 市街地整備等

(1) 市街地内の不燃化促進

町は、地震発生時等における市街地内での火災を防止するため、準防火地域の指定による中長期的視点での市街地内の不燃化を促進する。

(2) 木造密集市街地等の防災性向上

町は、木造密集市街地等の防災性向上を図るため、市街地の不燃化に加え、建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画等の策定を推進する。

(3) 開発許可の際の指導

町及び県は、都市計画法に基づく開発許可の手続きの際に、安全性に配慮した指導を進める。

3. 都市防災基本計画の策定

町は、地震災害が発生した場合の被害を防止・軽減するための基本的な整備方針を定める「都市防災基本計画」の策定を県と共同し推進する。

4. 地籍調査の推進

町は、地震災害が発生した場合に迅速な復旧・復興を行うことができるよう、地籍調査を推進する。

第1章 都市の安全性の向上

第1節 都市防災化計画

第2項 防災空間の確保

町は、一時避難地となる公園緑地等のオープンスペースの確保を進めるとともに、火災発生時の延焼遮断帯となる街路樹の配置や民有地の緑化を促進する。

1. 都市公園の整備

町は、「大磯町緑の基本計画」に基づき、計画的な公園整備を推進する。また、防災拠点となる公園については、今後、災害対策に資する施設整備（太陽光発電の照明灯等）やバリアフリー化を検討する。

2. 公共・民間施設緑地、農地の保全

町は、火災発生時の延焼防止や安全な避難路を確保するため、延焼遮断帯となる公共・民間施設緑地や農地の保全を推進する。

第3項 ライフラインの安全対策

上下水道、電気、ガス、通信、輸送等は、生活の維持に不可欠なライフラインであり、地震発生時に使用不能となった場合は町民生活の大きな支障となることから、機能を確保できるよう、各事業者は施設の耐震化に努めるとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進める。

また、あらかじめ被災することも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他市町村との応援協力体制の整備など応急復旧対策を進める。

1. 上水道

（1）給水対策

県企業庁では、地震により電力の供給が停止することもあるため、浄水場に非常用発電機装置等の設備の整備を進めるとともに、災害用指定配水池による飲料水の確保を図っている。また、主要水道施設の耐震化を進めるとともに、応急給水のため隣接事業者との相互融通が可能な共同施設を整備している。

町は、飲料水の備蓄に努めるとともに、応急給水体制を整備する。

（2）応援協力体制の整備

町は、長時間の電力供給停止により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を周辺市町村と十分協議し、その内容、方法等、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を進める。

（3）広報活動

町は、応急給水活動状況の伝達や給水方法等について、伝達方法の整備及び周知活動に努める。

2. 下水道

県では、下水道施設について、国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」による提言等を受け、下水道施設の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、流域下水道における処理場相互間のバックアップ体制等の整備を進めている。また、県管理下水処理場の放流水吐き口からの津波の侵入防止策等についても検討を進めている。

町は、重要な幹線等について、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき耐震設計を行い、下水道施設の整備を進める。

3. 電線類の地中化

町は、電線類について、道路管理者及びライフライン事業者と協力して、共同溝等の整備等地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る。

4. 電気、ガス、電話・通信

電気、ガス、電話・通信事業者は防災性の向上に一層取り組むと同時に、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化に取り組むものとする。

資 料

準防火地域指定状況一覧表

事業者の応急対策計画

第2節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画

主管部 都市建設部 産業環境部

地震災害時における避難及び応急物資の輸送などに支障のないように、道路及び橋りょう、港湾等の整備を図る。

第1項 道路の災害予防計画

1. 緊急輸送道路等の整備

町は、地震発生時の道路障害を回避し緊急輸送を確保する観点から、主要幹線道路や幹線道路などの新設・改良整備の要望を、国や県に行っていく。また、町が行う道路整備では国の耐震基準に基づき、地形、地質等に留意し、安全性の向上に努める。

また、避難路となる道路では歩道の整備や広幅員化、電線類の地中化を進める。

2. 狭あい道路の整備

町は、ブロック塀や外壁等の崩壊により道路が閉塞することで、周辺住民の避難や救助活動に支障が出る恐れがあることから、幅員4メートル未満の狭あい道路の拡幅を進める。

3. 応急復旧に向けた事前準備

町は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の事前備蓄を行う。また、地震災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図る。

第2項 橋りょうの災害予防計画

町は、橋りょうの整備に当たり、国の耐震基準に基づき地形、地質等に留意し、安全性の向上に努める。また道路改良や河川改修にあわせ、既存の橋りょうの耐震診断を実施し、必要に応じて架け替えや耐震化を推進する。

第3項 港湾等の災害予防計画

1. 港湾

県は、既到大磯港において耐震岸壁の整備を実施したところである。今後は平成19年度に策定した「大磯港活性化整備計画」に基づき、地震災害時における防災拠点としての機能を併せ持った港湾施設の充実・強化を図る。

町は、大磯港の指定管理者であることから、緊急輸送物資や避難者の輸送のため、港湾施設の維持管理に努める。

第1章 都市の安全性の向上

第2節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画

2. 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性の向上を図る。

資 料

道路の整備状況

橋りょうの整備状況

港湾施設の整備状況

第3節 津波災害予防計画

主管部 政策総務部 都市建設部 産業環境部 消防部 教育部 町民福祉部

津波による被害を予防するため、防潮堤、河川護岸等の災害予防施設の計画的な整備、津波情報の伝達体制や避難対策など津波防災体制を充実し、沿岸住民や海浜利用者の安全の確保を図る。

なお、あらゆる規模の津波を災害予防施設だけで防ぐことは現実的でないことから、「減災」の視点に立ち、「最大クラスの津波」については迅速かつ適切な避難ができるよう、継続的な普及啓発活動や津波避難訓練などのソフト面での対応を進める。また、「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」については、ソフト面での対応に加え、これまで取り組んできた災害予防施設などのハード面での対応を進める。

第1項 津波防災体制の整備

1. 津波に強いまちづくり

町は、今後、県が実施する地震被害想定を基に、津波被害が想定される地域がある場合には「津波防災地域づくりに関する法律」等に基づく、津波避難建築物の容積率規制の緩和等の導入を検討する。

また、行政関連施設や災害時に配慮が必要な者が使用する施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、安全なスペースの確保などに努める。

2. 町役場新庁舎の整備

現在の庁舎及び新庁舎の整備予定地は、平成27年3月に神奈川県が公表した津波浸水想定図において津波浸水想定区域内にあることから、新庁舎の整備にあたっては、津波発生時においても役場機能を維持するため、津波浸水被害を考慮した対策を講じるとともに、町民等の一時的な避難場所として活用できるスペースを設ける。

3. 消防新庁舎の整備

現在の消防庁舎は、平成27年3月に神奈川県が公表した津波浸水想定図において津波浸水想定区域内にあることから、消防新庁舎の整備にあたっては、発災時において防災活動拠点施設としての機能を維持するため、耐震化および津波浸水想定区域外への移転等の対策を講じる。

4. 防潮堤等の点検・整備

町は、県と連携をとり、沿岸地域の防潮堤及び河川護岸等について、必要に応じ老朽度、天端高の点検及び耐震診断を行う。点検等の結果、安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補修、補強等の措置を県に要請する。

5. 防潮堤門扉の整備

町は、大磯港等の防潮堤門扉（12箇所）の管理を県から委託されている。地震発生時には、沿岸地域を津波から守るため迅速かつ安全にこの門扉を閉じる必要があることから、防潮堤門扉の電動化を3門扉実施しており、残りの門扉についても早期に整備されるよう県に要望する。

また、防潮堤の階段化等の検討や、閉鎖順序や門扉の分担など津波警報から門扉閉鎖までの行動マニュアルを関係機関と協議して作成する。

6. 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達体制の整備

町は、大津波警報・津波警報・津波注意報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める警報等の種類の周知徹底を図る。

また、大津波警報・津波警報・津波注意報を迅速、確実に伝達するため、防災行政無線、広報車及びサイレン等の広報媒体の確保を図る。

町及び大磯警察署は、夜間、休日においても迅速な大津波警報・津波警報・津波注意報の受伝達を可能とする組織体制を確立する。また、平常時から防災関係機関は、大津波警報・津波警報・津波注意報の情報伝達経路、伝達先を再確認し、常に関係団体の協力が得られるよう、連携を密にする。

7. 津波監視体制の整備、強化

町は、津波の監視場所として、監視者の安全を考慮のうえ、津波の早期発見に適した場所を事前に選定する。

津波の監視は消防本部が主に行うが、さらに平常時から産業観光課、大磯警察署、平塚土木事務所及び大磯二宮漁業協同組合等との連絡体制の強化を図る。

8. 避難対策

町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、津波ハザードマップをもとに、避難場所や避難路を確保し、避難のための誘導標識の整備を図る。具体には、津波による被害が想定される沿岸地域及び海岸、沿岸地域内の河川流域及び周辺の低地において、次の対策を行う。

- 避難場所の表示
- 避難路の誘導標識
- 海浜地の津波広報板
- 津波避難ビルの指定
- 津波避難タワーの検討
- 海水浴客など海岸から離れたところにいる人たちへの津波警報の伝達方法（津波フラッグなど）の検討

また、町は、消防職団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールを作成や周知に努める。

第2項 津波に関する知識の普及と津波訓練の実施

1. 津波防災知識の普及

町は、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行うため、広報紙、パンフレット、ホームページ等の広報媒体を利用するとともに、ハザードマップの周知・配布、講演会の開催、防災訓練の実施等により、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行う。特に「津波防災の日」（11月5日）においては、積極的に広報を実施する。

また、広報にあたっては、「海辺では、“地震の次は津波”という認識を持ち、警報を待たずに避難すること、船舶は港外に退避すること」を基本として次の心得を周知徹底する。

（1）一般編

- 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐ海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、「大津波警報」・「津波警報」が発表されたときは、すぐに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

（2）船舶編

- 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐに港外に退避する。
- 地震を感じなくても、「大津波警報」や「津波警報」が発表されたときは、すぐに港外に退避する。
- 直ちに運行できない船舶は正しい情報により退避方法を決める。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 港外へ退避できない小型船舶は、固縛するなど最善の措置をとる。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

2. 海拔標示板の設置

町は、津波に対する平常時の意識啓発と避難時の指標とするため、津波対策対象地域内の電柱等を利用して、海拔標示板の設置を推進する。

3. 防災教育の充実

公立学校は、県教育委員会のほか県や町等が作成する様々な資料等を活用し、防災教育を進める。私立学校についても同様の対応ができるよう働きかける。

4. 津波防災訓練の実施

町は、最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、具体的かつ実践的な訓練

第1章 都市の安全性の向上

第3節 津波災害予防計画

を継続的に実施する。また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努める。

（１） 津波対策対象地域内の町民を対象とした訓練

町は、防災関係機関、町民及び自主防災組織等と合同で、実践的な津波情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

（２） 海浜利用者を対象とした訓練

町は、大磯港を中心に、海水浴客及び釣客等の海浜利用者を対象に、津波情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

第4節 土砂災害対策等の推進

主管部 都市建設部 政策総務部

土砂災害による被害を予防するため、警戒、避難体制の整備を進めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域等における防災施設の整備や土砂災害危険箇所、土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域の周知、避難警戒体制の整備に努めるなど安全の確保を図る。

第1項 避難計画の整備

町は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流、土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域における警戒、避難対策計画を策定し、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難場所の指定を進める。

また、危険な箇所に居住する町民や旅館等の従業員に対し周知を徹底する。

第2項 土砂災害のおそれがある危険な場所の指定

県は、地震によるけが崩れ災害に備えるため、急傾斜地崩壊危険区域の整備に努めるとともに、指定区域に標柱及び標識板等を設置し、町民に周知を徹底する。

また、定期的にパトロール等を実施し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為については必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施行改善命令を行う。

県は土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し結果を公表、警戒区域や特別警戒区域の指定を行う。町は県の調査結果と区域指定の告示に基づき土砂災害のおそれのある区域について、ハザードマップを作成し町民等に周知を図る。

第3項 災害防止教育・指導

町は、土砂災害危険箇所、土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域についてホームページやハザードマップで危険な場所の周知を図るとともに、避難訓練等の実施や要配慮者施設等への連絡体制の整備を行う。

第4項 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害防止対策

町は県と協力し、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。

第 1 章 都市の安全性の向上
第 4 節 土砂災害対策等の推進

資 料

土砂災害危険箇所数

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流位置図

土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

第5節 液状化対策

主管部 都市建設部

本町では、一部地域において地震発生時に液状化の発生が懸念される地域があることから、今後、補強対策を推進するとともに、県が行う情報提供等に協力する。

第1項 公共施設における液状化被害の防止

町は、液状化の可能性がある箇所に立地する公共施設に対して、今後、補強対策を検討する。

第2項 情報の提供及び指導

町は、町民や事業者の自助による取り組みを推進し、液状化による住宅、ライフライン等の被害を軽減するため、県が作成した「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「対策工法マニュアル」の周知や一層の普及を図るため情報の提供に努める。

第6節 危険物施設等災害予防計画

主管部 消防部

危険物施設等は、地震等の災害で、その施設が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を発生させる可能性があることから、関係機関等と連携を図るとともに、これら施設の自主保安体制の充実強化を指導し、安全確保の徹底を図る。

第1項 立入検査等の実施

町は、法令等の基準の遵守及び火災危険の排除を主眼として、関係機関とも連携を図りながら消防法に基づく立入検査を実施する。

第2項 防災教育及び指導

町は、事業所に対して県及び町が実施する各種講習会等への参加を呼びかける。また、事業所において実施する消防訓練の指導を行うとともに、必要に応じて消防署と合同で訓練を行う。

第3項 自主保安体制の強化

地震発生時における都市機能の麻痺、特に道路の寸断その他の障害によって、消防隊等の遅延あるいは到達不能ということも予測されるため、事業者は貯蔵、取り扱う危険物の危険性を熟知し、自衛消防組織及び消防防災活動の資機材等の整備強化について徹底させる。

第4項 施設・設備の耐震化の促進

町は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化や二次災害の発生防止について、必要な対策を講じるように働きかける。

資 料

危険物施設等の状況

第7節 建築物等災害予防計画

主管部 政策総務部 町民福祉部 都市建設部 教育部 消防部

建築物については、「大磯町耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び一定規模以上の建築物、公共建築物の耐震化を促進する。

公共建築物への被害は、地震災害時における避難、救護、復旧対策の大きな障害となることから、耐震性や耐火性、非構造部材の損傷や落下等に関し、安全性を保てるよう配慮する必要がある。特に、消防、町立学校等については、不燃化を進めるとともに、一般建築物の基準以上の耐震性を持つように、設計指針を検討していくこととする。その他の施設についても、耐震性の強化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を推進する。

また、住宅等の民間建築物についても引き続き耐震化を促進する。

第1項 公共施設災害予防計画

1. 庁舎等

町は、建築基準法その他関係法令に適合するよう、建築物及び機械器具設備の維持管理を行う。また、必要に応じて耐震診断及び耐震改修等を行う。

庁舎に付随する危険物貯蔵所等は、消防関係法令及び県条例に基づき、定められた技術基準に適合した状態に維持管理を行う。

庁舎管理者等は、地震による火災発生に備え、消防用設備の維持管理及び使用法等の指導を行う。

2. 町営住宅

町は、町営住宅入居者に対する防災思想の普及を図るとともに相互連絡を密にし、その維持管理を行い、災害予防に万全を期す。

3. 福祉施設

町は、建築基準法その他関係法令に適合するよう、建築物及び機械器具設備の維持管理を行う。また、地震災害時には地区の防災活動拠点等になることから、耐震診断及び耐震改修等を行う。

施設管理者等は、消防計画に基づき、定期的に消防用設備等の点検を実施するとともに、使用者に対して日常から地震災害時における避難等の指導に努める。

4. 教育施設

(1) 学校施設

町は、小、中学校施設の耐震補強を既に実施していることから、建築基準法その他関係法令に適合するよう、建築物及び機械器具設備の維持管理を行う。また、化学薬品の転倒、落下等による出火防止を図るほか、その他備品の点検、転倒・落下防止策を講じる。

第1章 都市の安全性の向上

第7節 建造物等災害予防計画

(2) 社会教育施設

町は、建築基準法その他関係法令に適合するよう、建築物及び機械器具設備の維持管理を行う。また、必要に応じて耐震診断及び耐震改修等を行うほか、備品の点検、転倒、落下防止対策を講じる。

施設管理者等は、消防計画に基づき、定期的に消防用設備等の点検を実施するとともに、使用者に対して日常から地震災害時における避難等の指導に努める。

5. 地域施設

町は、地域の防災活動拠点として、施設の維持管理に努めるとともに必要に応じて耐震診断を実施し耐震改修等を検討する。

6. その他の公共施設

大磯警察署、大磯郵便局などの町施設以外の防災上重要な建築物については、それぞれの管理者が耐震性及び耐火性等の確保に努めるものとする。

第2項 一般建築物等災害予防計画

1. 建築物並びに防災設備の査察及び指導方針

町消防本部は、建築物所有者等に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防について指導に当たるとともに、防火避難設備の位置及び消防用設備等の維持管理について防災上の見地から必要な指導を行う。

2. 既存建築物の耐震化

町は、昭和56年以前に建築確認を取得した住宅の所有者に対して、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助し、住宅の耐震化を促進する。

また、普及・啓発活動や、相談体制の充実、税の特例措置等により、既存建築物の耐震化を促進する。

3. 消防訓練計画

町は、町内の主要建物及び特定対象物に対して、年間計画に基づいて消防訓練及び火災予防査察を行う。

特に、春・秋の火災予防運動等において、消防署及び消防団による消防訓練等を実施して、消防技術の向上を図るとともに、町民に対して、初期消火、通報、避難等の要領を指導する。

町は、消防法第8条に該当する事業所等に対して、事業所等が作成した消防計画に基づく消防訓練の指導をする。

4. 崖・擁壁の崩壊防止

平成 12～14 年度に県が実施した急傾斜地崩壊危険箇所調査の結果、町内に急傾斜地崩壊危険箇所が 88 箇所ある。現在このうち、1 箇所（東小磯）が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

本来、崖・擁壁の安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、人為的な改変地は、地震により、地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、予期しない大災害の原因となる恐れが大きいいため、町としても放置できることではない。

このため、町は関係機関と連携し、建築基準法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、規制、指導の強化、指定及び崩壊防止工事の実施により崖・擁壁対策の推進に努める。

5. ブロック塀の安全化

地震によって、多数のブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因として、その危険性が注目されている。ブロック塀の倒壊原因としては、

- 鉄筋が入っていないか、入っていても配筋量が不足している。
- 基礎の根入れ深さが不足している。また、土質が不良である。
- 基礎に対する鉄筋の定着が不十分である。
- モルタルの充填が不十分である。
- 控壁がない。

等が挙げられ、建築基準法施行令第 62 条の 8 の構造規定に適合した塀で倒壊したものは少ない。

このため、町は、主要道路及び通学路沿い等のブロック塀を中心に実態調査を実施し、危険なものについては、必要な補強を行うよう指導を行うとともに、ブロック塀の生け垣への変更を奨励する。

また、新たにブロック塀を設置する者に対しては、鉄筋の配備や基礎の根入れ等について建築基準法の規定に適合した構造とするよう指導するとともに、生け垣への変更を奨励する。

6. その他の安全対策

町は、県と協力して、その他落下物として屋上給水塔、屋外広告、看板、窓ガラス、天井等の落下物や、エレベーターの閉じ込め防止等の安全対策を進める。

資 料

公共施設の状況

防火対象物数

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流位置図

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 情報収集・提供対策

主管部 本部事務局 政策総務部 消防部

防災、応急、避難、災害復旧対策等に関する業務を迅速かつ適切に遂行するためには、まず情報連絡体制を確保することが不可欠である。特に地震災害時における有線通信の途絶に備え、防災関係機関相互の情報連絡網として無線通信施設が担う役割は極めて大きい。

また、町民に対して、発災直後におけるパニックの防止、安全確保のためにも、迅速、的確な情報の収集及び伝達を図ることが必要であることから、各種通信施設の機能強化に努める。

なお、町民に対する提供情報は、高齢者、障がい者や外国人等にも配慮した提供方法とするよう努めることとする。

第1項 通信手段の機能確保等

1. 通信施設の管理等

町は、有線電話、無線電話設備の機能を維持するため、保守管理を行うとともに、地震時に備え機器類の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2. 防災行政無線等の整備、拡充

町は、地震災害時における関係機関との情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、町民や避難所等との情報伝達手段や交信の輻輳などへの対応として、防災行政無線やMC A無線、防災アプリ等の整備、拡充を図る。

また、地震により通信施設に支障があった場合に備え、通信手段の多重化に努める。

3. 県防災行政通信網等の活用

県が情報収集・伝達手段として整備している「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」は災害時においても信頼性が高いため、災害情報や被害報告など情報伝達に積極的な活用を図る。

4. インターネットや携帯電話の活用

災害対策本部及び避難施設間における避難情報等の収集及び災害情報の伝達のため、インターネットや携帯電話の活用を図る。

第2項 広報体制の確保

1. 緊急地震速報による広報

緊急地震速報システムにより防災行政無線を通じて、地震等の情報を迅速に町民に伝達する。また、町民の適切な対応行動を含めた普及・啓発に努める。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 情報収集・提供対策

2. ホームページ等の活用

町ホームページや携帯電話等を利用した災害情報の提供体制を整備する。

3. 安否情報システム等の利用

消防庁の安否情報システムの利用を検討する。

第3項 協力体制の確保

1. アマチュア無線団体等との連携強化

アマチュア無線団体やかながわ自主防災航空と災害時の被害状況や情報収集などについて連携強化を図る。

2. 地域メディアとの連携強化

湘南ケーブルネットワーク株式会社、株式会社湘南平塚コミュニティ放送と迅速な情報提供の整備を図る。

第4項 被災者支援情報システムの構築等

町は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努める。

資 料

協定締結団体等一覧表

通信施設の状況

大磯町防災行政無線固定系子局設置場所一覧表

大磯町防災行政無線固定系子局設置場所位置図

大磯町防災行政無線局管理運用規程

大磯町MCA無線機設置場所一覧表

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

主管部 本部事務局 各部

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直しなどにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

第1項 組織体制の充実等

地震災害時は、刻々変化する被災者のニーズに即応できることが必要である。そのため、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、各種マニュアルの見直し及び整備を行うとともに、災害応急活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を受けておくものとする。

第2項 庁舎被災時の代替施設の確保

町は、庁舎が被災した場合を想定して、通信機器、バックアップ機能などを備えた複数の代替施設を確保する。

第3項 業務継続体制の確保

町は、防災中枢機能を果たす庁舎等の施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努める。

また、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の見直しなどを検討する。

第3節 救助・救急・消火活動体制の充実

主管部 消防部 政策総務部 町民福祉部

地震災害時において集中的に発生することが予想される救急、救護事象に対処するため、救急資機材の備蓄に努め、消防団や町民の協力を得て関係救急医療機関と連携のもとに一貫性のある救助、救急体制を確立する。

また、火災の防止に関しては、出火防止、初期消火のための備えを推進するほか、同時多発火災あるいは大火災の発生に備え、消防署、消防団の消防体制や消防水利を強化する。

第1項 救助・救急活動体制

1. 救急体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

町は、応急資機材の備蓄と応急救護所の開設に必要な資機材の整備並びに体制を確立する。

(2) 救急医療情報体制の整備

町は、医療機関との情報通信機能の確保を図り、有機的な連絡協力体制を整備する。

(3) 消防団の活動強化

町は、消防団の応急的救急活動を効果的にするため、消防団員に対し応急手当等の指導を行い技術の向上を図る。

(4) 町民の応急救護知識技術の指導

町は、地震災害時における町民相互の応急救護活動を効果あるものとするため、町民に対し防災訓練指導と併せ傷病者を応急に救護するために必要な知識、技術について指導する。

2. 救助体制の整備

町は、発災初期における倒壊建物等からの救出、救助事象に対処するため、救助資機材等の整備増強を図るとともに、消防団等とも連携をとりながらの救助体制を確立する。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

第2項 消火活動体制

1. 出火防止対策

(1) 火気使用設備器具の点検促進

町は、町民が家庭用石油ファンヒーターなどに内蔵されている耐震安全装置や転倒安全装置の点検を行うよう啓発活動を行う。

家庭用ガスは、現在ではほぼ全戸に強いゆれを感知して自動的にガスを遮断するマイコンメーターが設置されている。従って、地震発生時は無理せず揺れがおさまってからガス機器の火を消すことや、避難時及びガス再使用時の注意点などの啓発を行う。

(2) 住宅用火災警報器の設置促進

消防法関係法令等の改正により、一般住宅の寝室等に火災警報器の設置が義務づけていることから、町は町民に対して設置の促進を啓発する。また、任意である台所への設置も推奨する。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第3節 救助・救急・消火活動体制の充実

(3) 出火防止知識の普及

町は、各家庭及び事業所において地震時に出火させないための予防対策として、防災映画やビデオの活用あるいは広報紙、パンフレット等の印刷物を活用する。また、防災講演会等への参加呼びかけを行うとともに、火災予防運動等をととして出火防止知識の普及、高揚を図る。

2. 初期消火対策

(1) 消火器等の普及

ア. 各家庭における消火器具の普及

町は、初期消火体制の整備のため、家庭用消火器の普及啓発を図る。

イ. 事業所等における消火器具の普及

町は、各事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの目的に応じた実用的な消火器具を設置するよう指導する。

ウ. 街頭消火器の適正配置

町は、家庭用消火器の普及啓発を図るとともに、街頭消火器の適正配置を推進する。

エ. スタンドパイプセットの整備

町は、スタンドパイプセットの整備を行い、地域における操作訓練を進める。

(2) 自主防災体制の強化

ア. 町 民

町は、初期消火の実効を高めることを目標に町民個人はもとより、地域の組織的な活動力の向上を図るため、訓練指導体制を強化する。

特に、春秋の火災予防運動、防災の日等を中心に初期消火訓練、避難訓練等を通じて、町民の防災行動に関する具体的な知識、技術の指導にあたり、実践的行動力の向上を図る。

イ. 地 域

自主防災体制については、すでに組織化されている地区もあるが、未組織の地区については、自主防災体制づくりを指導推進する。具体的には以下の取り組みを推進する。

- 近隣共助体制の強化、防災訓練への参加等自主的な防災町づくりを推進する。
- 消防団員の確保に努め、地域防災力の充実強化を図る。

ウ. 事 業 所

エ. 防災計画の作成要領

町は、消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業所については、既定の計画に地震対策についても定めるよう指導し、自衛消防体制の強化を図る。

オ. 自衛消防組織の強化

町は、消防計画に定める自衛消防組織の個別訓練及び総合訓練の実施について指導する。また、自衛消防隊員等に対して防災講演会等や訓練等への参加の呼びかけを行うとともに、その指導を行い、自衛消防組織の育成強化を図る。

3. 火災の拡大防止対策

(1) 消防の広域化及び連携・協力の推進

消防体制の一層の充実強化と高度化を図るため、神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備の維持管理及び、平塚市、二宮町と共同運用する消防指令センターを標準仕様に基づくシステムに更新するとともに、高度な運用等を検討し、消防の広域化及び連携・協力を推進する。

(2) 消防団体制の確立と強化

町は、消防団組織の整備と活動任務を明確化し、発災時の参集計画、運用計画などの活動体制を整備するとともに、防災資機材倉庫、活動資機材を充実し、地震災害時に対応できる消防団体制を確立する。

また、消防団詰所を地域の防災拠点と位置づけ、消防団は、町職員、自主防災組織及び地域住民との連携を図る。

(3) 消防活動道路の確保

町は、道路、橋りょう障害に関する対策資料を整備し、消防活動計画の合理化と関係機関との協力を図る。

(4) 被害予想に対応した活動要領の習熟

町は、火災の被害予想に対応した作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、消防職員及び消防団員の教育訓練並びに発災時の活動要領の習熟を図る。また、消防計画の中に地震災害時における大規模火災等に関する事前計画を策定するなど、大規模火災等への対応を図る。

(5) 消防水利の整備

町は、地震により消火栓が使用不能となった場合に備え、既存防火水槽の耐震性向上を図るとともに、防火水槽や耐震性貯水槽等の消防水利の整備を行い、水利の確保に努める。

(6) 消防自動車の整備及び更新

町は、消防力の整備指針に基づき「消防車両整備計画」を作成し、消防車両の整備更新を行う。

(7) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

地震により、同時多発火災の発生や延焼が拡大した場合、町の保有する消防力では対処できないことも予測される。このため、町は、神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく他の自治体への応援要請及び消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等のマニュアル計画を作成するとともに、神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備を更新し、広域応援体制の整備を図る。

第3項 孤立化対策の推進

町は県と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討する。

資 料

協定締結団体等一覧表

消防本部・署の状況

消防水利一覧

消防団の状況

第4節 避難計画

主管部 町民福祉部 都市建設部 産業環境部 教育部 消防部

地震による火災の延焼拡大や家屋の倒壊、津波災害等から町民の生命や安全を確保するため、広域避難場所の確保や避難体制の整備、避難所の運営体制や応急仮設住宅対策について、一連の避難対策として整備を進める。

第1項 避難場所対策

1. 指定緊急避難場所

町は、災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震、津波、大規模な火災等異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、施設又は場所を指定する。

2. いっとき避難場所

いっとき避難場所は、広域避難場所や指定避難所へ避難する前の中継点で、一応避難して様子を見たり、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集結する場所であり、自治会が次の基準により事前に選定する。

- 避難行動が地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所を選定する。
- 地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有する小公園や空き地等の場所を選定する。

3. 指定避難所

町は災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民が一定期間滞在し、避難生活を送る場所として、施設を指定する。

避難場所に避難した町民のうち、住居を喪失するなどして引き続き救助を要する者に対して、応急的な救助を行うため避難所の安全対策や備蓄品等の整備を図るとともに避難所の運営に対しては、男女のニーズの違い、ペットの扱い等にも十分配慮する。

避難生活が長期化した場合などは、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施する必要がある、町はその取組にあたり「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難所の組織体制等の整備、指定避難所等の周知、避難所等における備蓄の推進、担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるようマニュアルの修正に努める。

また、心身の障がい等の事情により避難所に滞在することができない在宅避難者についても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられる様、必要な配慮を行なう。

4. 避難場所標識の設置

町は、避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、避難場所に標識を設置する。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第4節 避難計画

5. 避難施設管理者との事前協議

避難所の責任者は、避難所開設時の円滑な運営のため、平常時から施設管理者及び自主防災組織等と概ね次の点について協議を行い、協力体制の整備に努める。

- 施設管理上の協議要請事項
- 施設管理者及び当該施設の教職員、指定管理者等への協力要請事項
- 避難所での自主防災組織等に対する協力要請事項

6. 災害時に配慮が必要な者への対応

町は県と協力して、避難誘導、避難所での生活環境の確保について、高齢者、障がい者等に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者等の二次的避難所として設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。また、高齢者、障がい者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第2項 避難道路対策

避難道路は、地震による二次的災害として発生する火災等から広域避難場所へ避難する避難者の生命と身体の安全を守るため、最も安全な経路として選定される。町としては、この点を考慮して、適切な避難を指導していく。

第3項 避難対策

町は、地震災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して避難誘導対策の万全を期するものとする。

- 平素から各種の広報手段を活用し、町民に対し大地震が発生した場合の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について活発な広報活動を行う。
- 町内の学校、会社、事業所、スーパーマーケット、交通機関その他多人数が集合する場所の責任者、管理者等に対して、避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、日頃からの連携に努める。
- 町及び関係機関は、避難の指示等を発する手順、伝達方法、機関相互の連絡方法及び広域避難誘導方法等をあらかじめ定めるよう努める。
- 町は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。

第4項 避難所運営委員会の事前設置

町は、「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等の地域住民代表、施設管理者及び町職員等で構成する避難所運営委員会を平時より設置し、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を進める。

第5項 応急仮設住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に行うため、建設可能用地の選定、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルの作成、利用可能な町営住宅の把握、関係団体との協議を深め、発災時における応急体制の確立を図る。なお、入居基準作成時には災害時に配慮が必要な者の優先入居についても考慮するものとする。

また、町は県及び関連機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関

する訓練を実施する。

第6項 ペット対策

町は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。

資 料

協定締結団体等一覧表

広域避難場所、指定避難所一覧

緊急避難所一覧

津波避難場所、避難ビル一覧

第5節 帰宅困難者対策

主管部

政策総務部

地震発生時には、駅周辺の他に、交通規制等により観光地・レジャー施設周辺でも帰宅困難者・滞留者が多く発生する可能性があることから、町は帰宅困難者・滞留者の発生抑制と発生した際の対応について事前対策を進める。

第1項 一斉帰宅抑制の周知

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について町民、企業、学校、関係団体などへの周知を図る。

第2項 企業等の取組の促進

町は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食糧、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定などを行うよう、啓発活動を実施する。

第3項 避難対策

町は県と連携し、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

また、事業者や警察等と連携し、地域毎の対応を検討・協議する地域協議会の設置を推進する。

第4項 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施する。

第6節 災害時に配慮が必要な者に対する対策

主管部 町民福祉部 消防部

大地震等の広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には制約があることから、町は、平成 25 年 8 月に国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の支援に係る全体計画を作成し、障がい者や高齢者等、災害時に配慮が必要な者に対する支援活動が実施できるよう、防災関係機関はもとより自治会や各福祉関係者、諸団体と連携し、福祉的支援とともに自力避難が困難な者の安否確認など地域が主体となった支援を目指す。

第1項 災害時に配慮が必要な者の範囲と対応の方向

1. 「要配慮者」と「避難行動要支援者」の定義

（1）要配慮者

「要配慮者」とは、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人などで、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難で特に配慮を要する者を想定する。大磯町では従来から「災害時要援護者」、「災害弱者」等の用語で表現されていたが、災害対策基本法第 8 条に示す「要配慮者」と同義とする。

（2）避難行動要支援者

「避難行動要支援者」とは、大磯町に居住する「要配慮者」のうち、災害対策基本法第 49 条の 10 に示すとおり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を想定する。

2. 避難支援者等関係者となる者

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上っている。

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、家族や親類縁者、災害対策基本法で例示している消防機関、神奈川県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や自治会組織に限定せず、地域に根ざした幅広い団体の中から決めるよう努めるものとする。

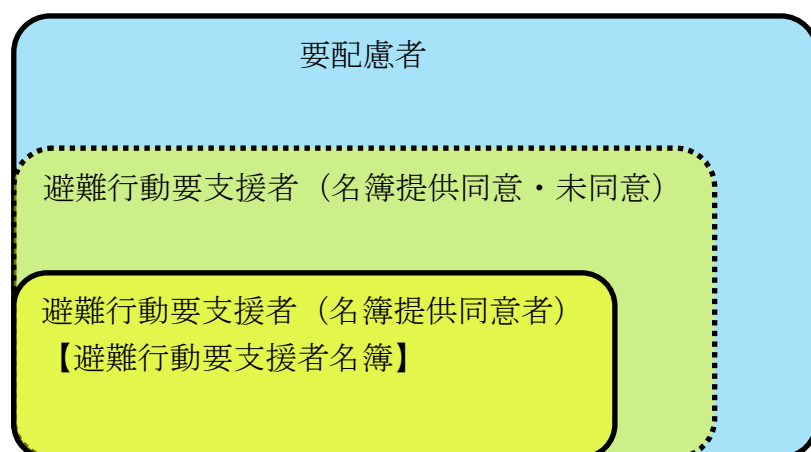
3. 避難行動要支援者名簿

町は災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿として「避難行動要支援者名簿」を作成する。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第6節 災害時に配慮が必要な者に対する対策

また、町は必要に応じて災害対策基本法 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者本人（親権者または法定代理人を含む）の同意を得た上で、平常時から災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。なお、災害対策基本法 49 条の 11 第 3 項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護するために特に必要がある場合、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿掲載者の同意を得ることなく名簿情報を提供することができる。



（１）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次に示す要配慮者の避難能力の有無を考慮して要件設定を行う。

- ①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力

また要件設定にあたり、要介護状態区分、障害支援区分に加え、地域において重点的、優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにする必要がある。このため地域の避難支援関係者や本人、家族などの希望がある場合のほか、町が支援の必要性を認める者などについて名簿掲載を考慮する。

（２）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、災害対策基本法 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

町は名簿作成に必要な限度で町が保有する個人情報を利用することができるほか、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要となるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求めることができる。この場合の情報提供の依頼及び提供は、書面をもって法令に基づく依頼であることを明確にして行う。

また避難支援等を希望する者本人または家族、親権者、法定代理人から、個人情報の提供を受けることができる。

（３）避難行動要支援者名簿に掲載する情報

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項を記載する。

（４）名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者名簿を適宜追加修正を行い、定期的に更新する。

（５）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置、及び講ずる措置

町は避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分説明する。

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

名簿の提供を受ける消防機関構成員、県警察職員、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会組織の長などの避難支援等関係者は、災害対策基本法およびそれぞれの所管の法に基き、守秘義務を厳守する。また、名簿の受け取りに際し、町からの注意事項等の説明等に基づき、名簿掲載者に関するプライバシーを保護する意義を理解し、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするよう努める。

（６）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、防災行政無線放送や登録制メール、防災アプリの配信のほか広報車による情報伝達に加え、携帯電話端末を活用した緊急速報メールや SNS を使用するなど、要配慮者が円滑に避難できるよう、多様な手段により情報伝達を行う。

（７）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域全体で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知に努める。

4. 対応方針

（１）要配慮者への対応方針

要配慮者の範囲は広く、また障がいの内容や程度等によっても一人ひとりの状況が異なるなど、災害時において個々の場合について対応することは難しいため、事前の防災対策及び避難誘導、介助等は本人又は家族等が行うことを前提とし、近隣互助及び自主防災組織をもってこれを支援することを基本とする。

（２）町の対応

町は、この方針に基づき、本計画における要配慮者関連対策の中で、事前対策や災害発生後の避難対策等について必要な措置を講ずる。

第２項 防災知識の普及及び避難対策等

町は、要配慮者に対する事前の予防対策として次の事項を行う。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第6節 災害時に配慮が必要な者に対する対策

1. 防災知識の普及

要配慮者のいる世帯に対してパンフレット等を配布し、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかける。

また、障がい者や高齢者を支援する団体や関係機関等と意見交換を行い、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかける。

2. 地震災害時の避難対策等

(1) 安全確保体制の整備

自主防災組織等地域における要配慮者支援体制の確立を図る。

また、登録者の身体状態等に配慮した活動を円滑に行うことができるよう、町は要配慮者およびその家族に対し、救出および避難時の注意事項等を記入できる避難行動要支援者カード等を検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

地域と連携した要配慮者への安否確認や情報伝達体制の整備を図る。また、障がい者の自宅にファックスの設置を推進するほかに、視力・聴覚障がい者に対する災害情報の提供のため、文字情報や音声情報等の伝達手段を検討し、整備に努める。

(3) 避難施設等の整備等

避難施設となる学校施設等に車椅子を配備するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。また、避難所の指定にあたっては、要配慮者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努める。

(4) 住宅対策

要配慮者の応急仮設住宅への優先入居についての基準の整備を図る。また、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供についての検討を行う。

(5) 各種ケア体制の整備

手話通訳者、介護員等のボランティアの育成及び支援体制の整備を図る。また、避難所や在宅での生活が困難な要配慮者に対する社会福祉施設の受け入れ協力体制の整備や、避難所生活における要配慮者ケア体制の整備を図る。

さらに、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯等の応急仮設住宅入居者のケア体制の整備を図る。

(6) 外国人の対策

外国人向けに数ヶ国語を使用した防災パンフレットを配布するとともに、外国語通訳ボランティアの登録、育成及び支援体制の整備を図る。

第3項 地域における支援体制の確立

要配慮者の対応は、関係支援団体を中心とした地域での支援が不可欠であるため、関係支援団体は相互連携を保ち、次の支援体制の確立に努める。また、町はその確立について指導及び支援を行う。

1. 対象者の把握

関係支援団体は、対象者のプライバシーに配慮しながら、平常時から地域に居住する要配慮者の把握に努める。

2. 地震災害時の避難誘導及び救助等

関係支援団体は、地震災害時における要配慮者の避難誘導、救助、安否確認、避難生活上の措置等

についての対策を事前に講じておくものとする。

なお、関係支援団体における要配慮者対策の整備については、町民福祉部、政策総務部及び消防部が協力して指導及び支援を行う。

第4項 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の入所者（通所者）は災害時に自力で行動することは難しく、介助が必要であることから、災害発生時にこれらの人たちの安全を確保するため、施設の管理者は平常時から次の防災対策の実施に努める。

1. 防災設備等の整備

施設の耐震性や耐火性を確保するための必要な措置を講じるとともに、照明器具や備品等の転倒や落下等がないよう設備の総合的な安全性を高める。

また、ライフラインの機能が停止した場合にも、入所者の生活ができるように非常用発電設備、非常食料、飲料水、医薬品等の整備及び備蓄に努める。

2. 避難誘導の対応策の整備

入所者の心身の障害に十分配慮した避難計画等の整備を行う。なお、夜間は職員が手薄になることや入所者が就寝中であることなどにより、避難活動等が昼間以上に難しくなることを考慮した実践的な避難計画とする。

3. 防災教育及び防災訓練の実施

施設職員が地震災害時に適切な行動がとれるよう防災教育を行う。また、どんな状況でも職員や入所者が適切な行動がとれるように、施設の構造や入所者の状況に応じた実践的な防災訓練を行う。

4. 緊急連絡体制の整備

地震災害時における町への被災状況等の連絡体制を整備するとともに、消防、警察等関係機関へ迅速な連絡が行えるように緊急時における具体的な情報伝達体制を整備する。

また、地震災害時にも使用可能な通信手段の整備に努める。

5. 地域社会との連携

日頃から地域住民との交流を深め、災害時にはボランティアとして協力できるような体制づくりに努める。

資 料

協定締結団体等一覧表

避難行動要支援者登録申請制度

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

主管部 都市建設部 産業環境部

地震災害時には、食料、飲料水、救助物資及び資機材を速やかに調達しなければならない。そのために、平素からこれらの備蓄を行うとともに、飲料水の確保のため対策を講じ、救助活動の迅速かつ的確化を図る。

第1項 備蓄等の基本的方向

町は、平常時における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等にあたり、次の基本的方向に沿って行うものとする。

1. 町民の準備の徹底

地震災害が起きたときのために、町民には最低3日分、できれば1週間分の飲料水・食料及び非常持出し品（救急医薬品、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。

2. 分散備蓄の実施

地震災害時に被災者に対する応急対策が円滑かつ効率的に行えるように食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、町域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。

3. 流通備蓄の拡大

避難の長期化等に伴う食糧及び生活必需品については、関係業者等との協定による流通備蓄の拡大を図る。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄にあたり、高齢者、障がい者、女性、乳幼児に配慮した備蓄品目を検討する。

第2項 備蓄計画

町は、避難所等に備蓄倉庫を設置し、緊急用食料、生活必需品その他資材等の備蓄を行い、被災者の救急救助活動の円滑化を図る。

また、飲料水や生活用水の給水体制の整備を図る。

1. 食料の備蓄

食料の備蓄品目は、保存食（アルファ米等）とし、当面の目標備蓄量は36,000食（指定避難所収容人数の2日分）とする。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

2. 生活必需物資の備蓄

生活必需物資の品目及び備蓄量は、現在の備蓄状況及び流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。

3. 防災用資機材の整備

防災用資機材の品目及び備蓄量は、現在の備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に整備を図る。

4. 分散備蓄の実施

食料、生活必需物資及び防災用資機材の分散備蓄は、避難所を中心に行うものとする。

5. 飲料水等の確保

飲料水や生活用水は、耐震性貯水槽、防災指定井戸、鋼板プールなどにより備蓄を図る。また、耐震性貯水槽や防災指定井戸は災害時に利用できるよう適正な維持管理に努める。

第3項 給水体制の整備

町は、飲料水確保（1日1人あたり3L）のため、災害対策用飲料貯水槽及びろ水機の増設と併せて、地震災害時における生活用水確保について防災指定井戸の指定などの施策を講じる。

第4項 物資等調達協定の締結

1. 調達協定の推進

町は、地震災害時における食料品、生活必需物資、医薬品等の調達に当たり、災害の状況、季節性、長期化に伴う町民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて順次関連業者等との調達協定の推進を図る。

2. 調達協定締結の周知

地震災害時の応急対策の円滑化を図るため、本部事務局は調達の協定を締結するときは、関係各部の意見を聞くとともに、締結後は、速やかにその内容について関係各課に周知する。

資 料

協定締結団体等一覧表

防災備蓄物品等一覧表

貯水量及び給水可能日数

防災指定井戸一覧表

大磯町防災指定井戸の指定及び管理に関する要綱

第8節 医療・救護・防疫計画

主管部 町民福祉部 消防部

地震災害時には、建物倒壊や家具等の転倒、窓ガラスの落下等により極めて広範囲に多数の負傷者が発生し、また医療機関においても医療機能の低下が予測される。このため、迅速かつ的確な医療救護・防疫活動を行うための体制の整備を図る。

第1項 初期医療体制の整備

1. 救護所の整備

地震災害時には中郡医師会大磯班及び平塚歯科医師会大磯地区の協力により、町内2箇所に救護所を設置し、応急的に医療救護活動を行う。このため、町は、救護所用の医療機材及び医薬品の確保体制等の整備並びに看護要員等の人的確保に努め、救護所における救護活動の充実、強化を図る。

(1) 救護所設置場所

町の指定する救護所の設置場所は、大磯小学校、国府小学校とする。

(2) 医療救護班の体制確保

救護所の開設に備え、医師会及び歯科医師会等と連携し体制の確保を図る。

(3) 医療資機材等の備蓄

町は、救護所開設時の迅速かつ円滑な運営を期するため、次のとおり必要な装備品及び医療機材等の備蓄に努める。なお、備蓄場所は救護所とする。

- 設営資機材等
- 衛生材料
- 医療機材料

(4) 医薬品等確保体制の整備

町は、医薬品等の調達については、町内薬局から調達するとともに、関連業者等との調達協定の締結の推進を図る。

(5) 運営体制の整備

ア. 看護要員の確保

町は、広報紙その他の方法により、看護師、看護補助者等の民間看護要員の登録を呼びかけ、救護所開設時の要員の確保に努める。

イ. 看護要員の研修

町は、登録された看護要員に対して応急医療救護活動についての研修会を行い、地震災害時の活動の円滑化を図る。

ウ. 応急医療救護訓練の実施

町は、関係機関等の協力により、救護所運営等に関する訓練を行い、地震災害時の運営及び医薬品類供給の円滑化を図る。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第8節 医療・救護・防疫計画

2. 医療機関等との連絡体制の整備

地震災害時における医療救護活動は、各医療機関等の状況をいち早く把握し、診療可能な医療機関へ迅速に負傷者等を搬送することが重要である。このため、スポーツ健康課、消防本部は、平常時から次の機関との連絡体制等の整備に努める。

(1) 医療機関との連絡体制等の整備

地震災害時における医療機関の状況把握、連絡方法について事前に協議を行い、連絡体制の整備に努める。

(2) 平塚保健福祉事務所との連絡体制等の整備

町は平塚保健福祉事務所と医療救護内容及び連絡体制等について事前に協議を行い、地震災害時の平塚保健福祉事務所との医療救護活動の連携体制等の強化に努める。

(3) 人工透析患者等に対する医療体制の整備

地震災害時において、人工透析患者等の医療の途絶は生命の維持にかかわる重要な問題である。このため、県及び医療関係機関の協力を得て、人工透析患者等の地震災害時における医療の確保体制の整備に努める。

3. 医療機関における設備等の整備

医療機関は、水、電気、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を進めるとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置等を検討する。

第2項 重症者等の搬送体制

地震災害時の重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として被災現場から救護所までは町が行い、救護所から後方医療機関までは町及び県が行う。このため、町は輸送計画を関係団体と協議して定めておくものとする。

1. 後方医療機関

後方医療機関は、医療法人徳洲会湘南大磯病院とする。

2. 重症者等の搬送

重症者等の救護所、後方医療機関への搬送は、救急業務計画に順ずるほか自主防災組織等の協力を得て行う。

3. 災害拠点病院

災害拠点病院は、二次医療圏ごとに地域の災害医療を担う機関として県知事が指定した病院で、地域救護病院で対応できない患者の受け入れ及び医療救護班の派遣など、医療救護活動の中心的役割を担う施設として県内で35病院が指定されている。

第3項 医療ボランティア受入体制の整備

町は、地震災害時における医療ボランティアの受入れについて、関係機関等と連携を図り、平常時

からその受入体制の整備を図る。

第4項 避難生活者の健康管理体制の整備

地震災害に伴う避難施設での生活は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震に見られるように長期化することも予測され、この場合の入所者に対する健康管理、栄養指導等の新たな対応が課題となっている。このため、次の事項を検討し、体制の整備に努める。

- 保健師等による避難施設等への巡回健康相談、栄養指導等
- 医師、保健師等による避難施設等への巡回メンタルケア等

資 料

協定締結団体等一覧表

災害発生時における医療救護活動実施計画

医療機関等一覧表

第9節 文教対策

主管部 教育部 町民福祉部

地震災害時に備え、学校等においては、各学校が作成する防災計画に基づく防災体制の整備を進めるとともに、園児、児童、生徒等への防災教育を充実するなどの対策を推進する。

第1項 学校等における防災体制の整備

公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。また、園児・児童・生徒等の通学路の安全点検を行うとともに、地震災害時における園児・児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校等において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定める。なお、障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。

教育委員会並びに学校長及び幼稚園長、保育園長（以下「学校長等」という。）は、地震災害に備え施設・設備の安全点検を実施し、危険と思われる施設の補修を行うなど適切な維持管理を行う。また、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理のほか、非構造部材の落下及び転倒の危険がある備品等について点検と防止措置を講ずる。

学校長等は、児童生徒の心的症状に対応するため、日ごろから校内相談体制の整備や校内研修に努める。

私立学校は、地震災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難訓練を実施する。

第2項 文化財の保護

教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な地震災害対策の検討を連携して進める。

資 料

神奈川県立平塚工科高等学校との防災訓練に係る協力協定書

第10節 建築物・宅地対策（危険度判定）

主管部

都市建設部

地震災害時には、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止する必要があることから、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うことが出来るよう、県と連携し、事前体制の強化に努める。

第1項 建築物応急危険度判定体制の整備

1. 応急危険度判定士の育成等

町は、応急危険度判定士育成及びコーディネーター育成のため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習に職員を派遣する。

2. 必要機材等の整備

迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な機材等をあらかじめ整備する。

3. 判定制度の周知

平常時から町民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物の所有者等が判定結果を尊重するよう指導する。

第2項 被災宅地危険度判定制度

1. 被災宅地危険度判定士の育成等

町は、被災宅地危険度判定士育成のため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習に職員を派遣する。

2. 必要機材等の整備

迅速な判定実施が行えるよう、判定の実施に必要な機材等をあらかじめ整備する。

3. 判定制度の周知

平常時から、町民に対して判定制度の周知を図り、当該宅地の所有者等が判定結果を尊重するよう指導する。

資 料

被害の分類認定基準

応急危険度判定活動体系図

第 1 1 節 災害廃棄物等の処理対策

主管部

産業環境部

地震災害時には、がれきや粗大ごみ等の災害廃棄物が大量に発生するほか、一般のごみやし尿などは平常時と同様の収集・処理を行うことが困難となることから、災害廃棄物処理方法の事前検討や周辺市町村や関係団体との相互協力体制の強化に努める。

第 1 項 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

第 2 項 災害廃棄物等処理方法の事前検討

町は、仮置き場への搬入ルートを選定、仮置場の運用計画、災害廃棄物の再利用・資源化等を考慮した災害廃棄物処理計画を作成する。

あわせて、指定避難所の優先収集等を考慮したごみ、し尿収集計画を作成する。

第 3 項 震災時の相互協力体制の整備

町は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努める。

第 1 2 節 広域応援体制の拡充

主管部 本部事務局 政策総務部 消防部

地震災害時における広域応援は救援・救護、応急・復旧対策に多大な貢献が期待される。そのため、効率的な応援がスムーズに実施されるよう、体制等の強化を図る。

第 1 項 広域応援の受入体制等の整備

町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名の表示に努める。
また、広域応援活動拠点への応援部隊の円滑な受入れ体制の整備を進める。

第 2 項 応援機関との連携の強化

町は、他の自治体との相互応援の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、機材等の整備を進める。
また、平素から協力体制の確立に努める。

第 3 項 県との連携の強化

県及び町は、大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。
また、町は他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

資 料

災害時相互応援協定締結団体一覧表

第 1 3 節 町民の体制及び業務等

主管部 本部事務局 消防部

地震災害時の被害を低減し、また災害からいち早く立直るためには町民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という自主防災思想をもつことが重要であることから、自主防災組織などの協力体制づくりを推進する。

第 1 項 町民の体制

地震による被害は複雑多岐にわたり、状況によっては、町の体制そのものでは人的、物的にも対処しきれないことから、これを補完し災害応急対策を迅速かつ合理的に行うため、町民の自覚のもとに自主防災組織の編成を促進し、本町の地震対策面において有益な組織とする。

自主防災組織の編成は、町民合意のうえ、おおむね次のような編成とする。

1. 自主防災組織の編成単位

編成単位は原則として自治会を構成する各地区単位とし、多数の従業員を擁する事業所は当該地区と協議決定する。

2. 自主防災組織の名称

名称は原則として地区名又は事業所名をとり、〇〇地区（事業所）自主防災隊もしくは〇〇地区（事業所）自主防災会（以下「地区（事業所）自主防災隊」という。）とする。

3. 地区（事業所）防災隊の本部設置場所

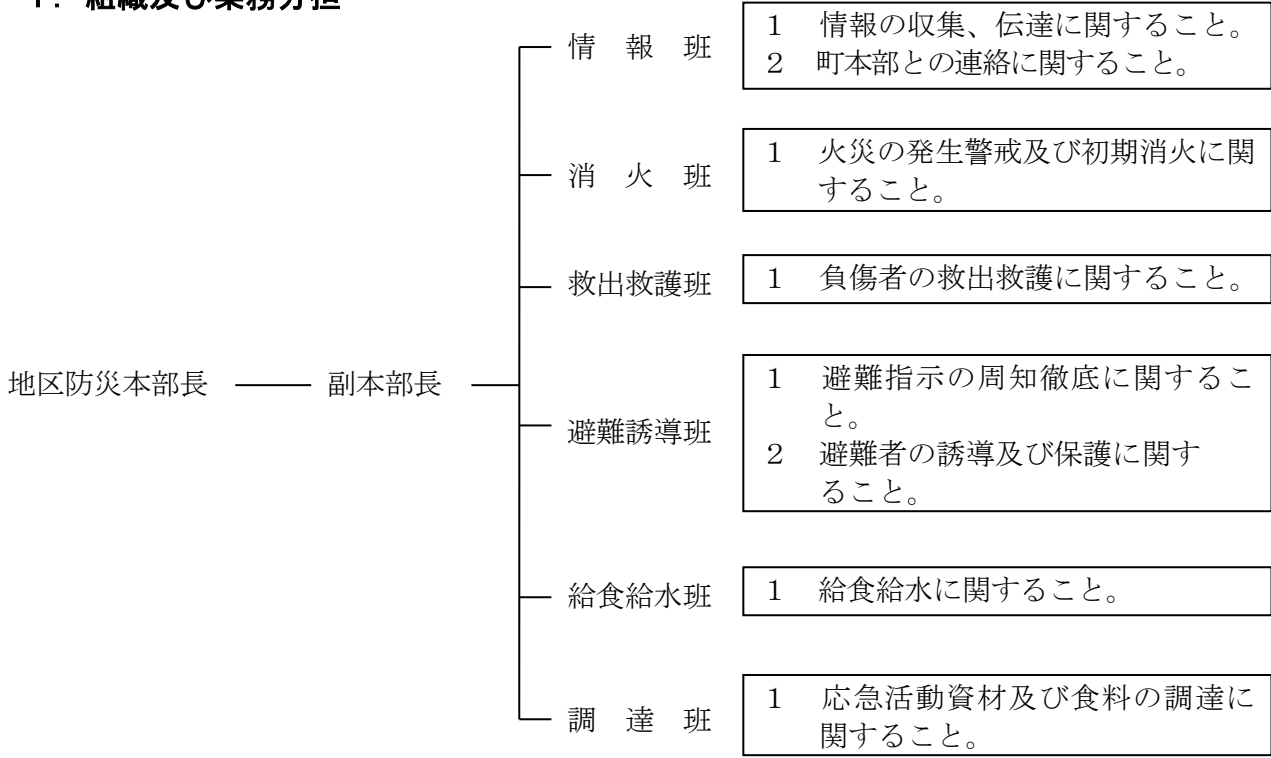
本部設置場所は、各地区（事業所）所定の場所とする。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実
第13節 町民の体制及び業務等

第2項 地区（事業所）防災隊の組織及び業務

地震災害時の避難活動及び応急活動を迅速かつ効果的に行うため、各地区（事業所）防災隊は原則として下記の組織を編成するものとする。

1. 組織及び業務分担



2. 地区（事業所）防災隊の主な業務

(1) 平常時の業務

- 防災知識の普及（災害時の行動、出火防止策、備蓄等）
- 家庭での安全対策（家具等の転倒防止、消火器の設置等）
- 防災訓練の実施
- 防災資機材等の点検、整備
- 高齢者、障がい者等の災害時に配慮が必要な者の把握
- 危険箇所の把握
- 事業所等との連携及び協力体制の整備

(2) 災害時の業務

- 出火防止及び初期活動
- 避難誘導及び災害時に配慮が必要な者の安全確保等
- 救出、救護活動
- 本部の設置
- 情報の収集、伝達
- 給食、給水及び救援物資の配布と協力
- 清掃及び防疫活動に対する協力
- 避難施設の運営に対する協力

3. その他

その他地区（事業所）防災隊に関し、必要な事項は各地区（事業所）が別途定めるものとする。

第3項 自主防災組織に対する町の支援

町は、自主防災組織の体制の確立と育成を図るため次の支援を行う。

1. 自主防災組織の活動及び防災資機材等整備に対する支援

自主防災組織の活動及び防災資機材等整備の充実、強化を図るため、必要な支援を行う。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。

2. 研修会等の開催

県及び他の防災関係機関と協力し、自主防災組織の育成に必要な研修会等の開催、防災映画及び印刷物の配布等により地震防災に対する知識の普及を図る。

また、自主防災リーダーの育成を図るため、防災に関係した資格の取得支援等を行う。

3. 職員の派遣

自主防災組織から防災訓練、研修会等に関して、職員の派遣要請があったときは職員を派遣し、訓練指導及び防災知識の普及を図る。

第4項 地域における連携協力体制の整備

自主防災組織、地区、事業所、各種団体及び施設等は、平常時から次の事項についての連携協力体制の整備に努める。

- 初期消火についての協力体制
- 救出、救護活動等についての協力体制
- 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給の協力体制
- 災害時に配慮が必要な者及び避難生活者等に対する支援体制

また、町が協力要請する活動等については、地震災害発生時の協力を円滑に進めるために必要と認められる場合は、あらかじめ個々の民間団体等とその特性等を考慮した上で協力内容、協力方法等の必要事項に関して協定等を締結するよう努めるものとする。

第5項 企業等の防災体制の確立等

町は、企業が、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるよう働きかける。

第6項 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、町民は地区防災計画を作成することができる。また、町は地区防災計画の計画提案があった場合、必要により町地域

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第13節 町民の体制及び業務等

防災計画への規定を行うことが出来る。

資 料

自主防災組織一覧表

大磯町自主防災組織連絡協議会規約

第 1 4 節 災害救援ボランティア活動の充実強化

主管部

町民福祉部

地震災害時に、町内外からのボランティア活動を円滑に受け入れることができるように、平常時からボランティア活動体制の整備を行うほか、資機材の確保等による受入体制の充実に努める。

第 1 項 ボランティア活動体制の整備

1. ボランティア育成・支援

(1) ボランティアの育成

町は、地震災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、県や関係機関、団体と連携し、研修などによりその育成を図る。

(2) ボランティアネットワークの設立

社会福祉協議会及びボランティア活動に理解のある各種団体、個人等のネットワーク化を図り、災害時ボランティアネットワーク（災害救援ボランティアセンター）の設立を目指す。

また、災害時におけるボランティア活動の円滑化、組織の充実を図るため、ボランティアコーディネーターの育成を支援する。

2. ボランティア登録制度の整備

町は、災害時におけるボランティアの人材確保とネットワークの組織体制の充実を図るため、平常時から登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

第 2 項 マニュアルの作成等

町は、大規模な災害が発生した際に、町内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成する。

また、県及び町は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。

第 15 節 防災知識普及計画

主管部 本部事務局 町民福祉部 教育部 消防部

地震災害時に、町職員だけでなく、町民、学校等、事業所及び各種団体（以下「町民等」という。）が冷静な判断や適切な行動を取れるよう防災知識の普及、啓発活動を推進する。

第 1 項 職員の防災教育計画

町は、職員等に対し、地震災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知や感染症が発生した場合の対応など、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努める。

1. 職員に対する教育の内容

- 大磯町地域防災計画（地震災害対策編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 非常参集の方法
- 過去の主な被害事例
- 防災関係法令の運用
- 地震災害の特性
- 防災知識と技術
- その他、必要な事項

2. 職員に対する教育の方法

- 講習会、研修会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等印刷物の配布

第 2 項 町民等の防災知識普及計画

1. 町民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、町民等に対して防災知識の普及を実施するものとする。

防災知識の普及は、地域の実情に応じて地区単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- 大磯町地域防災計画（地震災害対策編）及び同計画による各機関の防災体制
- 過去の主な被害事例
- 地震に関する一般的知識
- 地震保険に関する知識
- 町防災行政無線や緊急地震速報を見聞きした場合の心得
- 平素及び災害時の心得

ア 最低 3 日分、できれば 1 週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄

イ 非常持出し品（救急医薬品、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

ウ 建物の耐震診断・耐震補強、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラスの飛散防止等の安全対策の実施

エ 消火器の設置、風呂の水の確保等の初期消火対策の実施

オ 災害時の家族との連絡方法及び避難行動方法等の確認

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第15節 防災知識普及計画

- カ 近隣との協力体制の構築
- キ 東海地震にかかる警戒宣言が発令された場合の対応
- ク 高齢者、障がい者等災害時に配慮が必要な者に対する支援
- ケ 自主防災組織の予防及び応急活動の習熟
- コ その他防災対策に必要な事項

2. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の方法

- 町民等に対する出前講座や講演会等の開催
- 町民等の自主的防災活動に対する指導協力
- 町広報紙及び印刷物の配布
- 広報車の巡回
- 新聞、雑誌等の活用
- ホームページ等インターネットの活用
- おおいそ防災・行政ナビの活用

3. 防災アセスメントの実施等

町は、必要に応じて地区の防災的見地からの防災アセスメントを行い、町民の避難、防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等を検討するとともに、研修会等により防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災マップ等を町民と作成し、防災に対する意識高揚や地域防災力の向上を推進する。

第3項 学校等における防災教育計画

幼稚園、保育園及び学校等は、警戒宣言発令時並びに地震発生時における園児、児童、生徒等に対する避難、保護等の措置をはじめ地震発生後の災害応急対策等に係る事項について、関係職員及び園児、児童、生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。

なお、幼稚園、保育園、学校等は、構内で実施する防災訓練において、防災教育の徹底に努める。

第4項 自動車運転者等の防災教育計画

町は、自動車運転者及び自動車の使用者に対し、警戒宣言発令時並びに地震災害発生時における自動車の運行等の措置について、警察署の行う広報活動に協力するため、おおむね次の機会をとらえて広報の徹底を図る。

- 交通安全運動の実施
- 交通安全総ぐるみ大会の開催
- 各種交通安全講習会への依頼
- 交通安全対策協議会への依頼
- 交通安全協会への依頼
- 安全運転管理者会への依頼

第5項 窓口相談の設置

町民自ら地震等に対する事前対策が行われるよう、総合相談窓口として危機管理課を充てる。

事業所等の指導にあたっては、消防本部が行う。

第 16 節 防災訓練計画

主管部 本部事務局 消防部

地震災害時における町民及び防災関係機関等の適切な行動が被害を未然に防止し、又は被害を最小限に防止する。しかし、突発的に発生する地震災害に対しての町民及び防災関係機関等の適切かつ機敏な行動は、日常の訓練なくしては期待できない。したがって、地震災害時における行動の習熟を図るため、各防災機関相互及び町民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施するものとする。さらに、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積による防災力の向上を図る。

第 1 項 総合防災訓練

町は、その地域における第 1 次防災機関として、防災活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努めるものとする。

また、発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練、災害時に配慮が必要な者や男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練など、実践的な訓練の実施による地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図る。

1. 実施要領

町は、町防災体制の強化を図るため、防災関係機関の協力と町民参加による総合防災訓練を年 1 回以上実施するものとする。

防災訓練の種類は次のとおりとする。

訓練名称	概要
警戒宣言の発令等を想定した予知対応型訓練	東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合を想定し、地震災害警戒本部の設置、情報収集・伝達及び事前対策等の訓練を行う。
発災対応型訓練	地震発生時の応急対策を迅速かつ適確に行うため、町、防災関係機関、自衛隊等が連携し、災害対策本部の設置、情報収集・伝達、消火、避難誘導、救出救助、ライフラインの応急復旧等の実践に即した訓練を行う。
津波対策訓練	津波警報が発令された場合の情報伝達、避難、海面監視等についての訓練を行う。

なお、町は自主防災組織及び各種団体等の単位で実施される訓練にも積極的に参加し、協力するものとする。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

第16節 防災訓練計画

第2項 個別防災訓練

1. 災害対策本部の訓練

町は、災害対策本部の初動体制の確立及び各課応急対策業務の円滑な実施を図るため、訓練を適宜行う。

なお、実施にあたっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求める。

訓練名称	概要
動員配備訓練	災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を行う。
各課別訓練	災害対策本部の応急対策業務の円滑な実施を図るため、担当各課において策定する大磯町業務継続計画（BCP）マニュアル等に基づく訓練を行う。

2. 消防機関の訓練

災害は様々であり、防災活動は困難性ととともに多くの危険性をかかえている。このため、高度な訓練を繰り返し行い、消防技術の向上を図る。

訓練名称	概要
火災防御訓練	防御活動の基本となる招集、出動、人命救助、水利統制、放水、通信統制、避難誘導、警戒、破壊、水損防止及びその他防御行動等に関する訓練を行う。
救急、救助訓練	地震災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するための訓練を行う。 【救急訓練】傷病者の取扱いと応急処置、搬送及び医療機関との連絡等を主眼とした訓練を行う。 【救助訓練】要救助者の確認のための人命検索及び救出行動等に関する訓練を行う。

3. 事業所及び学校等の訓練

事業所及び学校等の施設は、地震発生時の避難、初期消火、施設の保安等に関する実践的な訓練を行い、被害の低減に努めるとともに、平常時から防災意識の高揚を図る。

訓練名称	概要
通報・連絡訓練	火災等の消防機関への通報、消防隊の火災現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行う。
消火訓練	消火器等による初期消火訓練を行う。
避難訓練	地震災害時の安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行う。
救出・救護訓練	応急手当による救急法、担架等による負傷者の搬送訓練を行う。

4. 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、町民間の連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう訓練を行う。

訓練名称	概要
自主防災組織本部の設置訓練	活動拠点となる本部の設置訓練を行う。
情報収集・伝達訓練	火災の発生、被害の状況等を自主防災組織本部へ報告する訓練、自主防災組織本部及び災害対策本部からの指示を町民へ伝達する訓練を行う。
出火防止及び初期消火訓練	地震災害時の火の始末及び消火器等による初期消火訓練を行う。
避難訓練	地震災害時の安全な避難場所への誘導及び災害時に配慮が必要な者の救護等の訓練を行う。
救出救護訓練	応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行う。
給食給水訓練	食料や飲料水の確保、配給、炊き出し等の給食給水訓練を行う。

5. その他の訓練

訓練名称	概要
救護所の設置及び運営訓練	地震災害時に中郡医師会大磯班が町からの要請等に基づき、医療、救護活動及び病院への搬送を実施する場合を想定し訓練を行う。
ライフライン関係機関の応急復旧訓練	ライフライン関係機関は、地震災害時の所管業務の早期復旧のため、各機関の定める応急対策計画等により、応急復旧訓練を行う。
近隣自治体との合同防災訓練	地震発生時の近隣自治体との相互応援体制を確立するため、近隣自治体と連携して合同防災訓練を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部

地震災害時には、各防災関係機関が緊密な連携のもとに被害状況の把握、応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、パニック等の二次的災害を防止することが必要である。

このため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備するとともに、非常の際における通信連絡を確保するため各種通信設備の利用、要請等を行う。

また、津波予報、地震及び津波に関する情報等（以下「津波予報等」という。）、地象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等の収集及び伝達に関し、必要な事項を定めるものとする。

地震発生後速やかに広報部門を設置し、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

第1項 災害時情報の収集・伝達

1. 通信連絡体制

地震災害時には、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ大震災時の有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。

（1）通信連絡の確保

町及び防災関係機関は、地震災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

使用する通信設備は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ● 加入電話 | ● M C A無線 |
| ● 町防災行政無線（同報系、移動系） | ● アマチュア無線 |
| ● 消防救急デジタル無線 | ● 携帯電話 |
| ● 消防団デジタル簡易無線 | ● 電子メール |
| ● 県防災行政通信網 | ● 急便 |
| ● 県災害情報管理システム | ● おおいそ防災・行政ナビ |
| ● X（旧ツイッター） | ● L I N E |

（2）災害時優先電話及び連絡責任者

町各部及び防災関係機関は、災害時優先電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。

また、各機関は、地震災害時には、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、災害時優先電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるものとする。

各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所又は自宅の電話を利用するものとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

災害時優先電話設置場所			
危機管理課	郷土資料館	図書館	国府保育園
総務課	大磯幼稚園	国府小学校(2回線)	国府中学校
政策課	大磯小学校	土木詰所	
建設課	消防署(3回線)	障害福祉センター	
3B会議室(2回線)	国府分署	ふれあい会館	
役場FAX	福祉センター	たかとり幼稚園	
美化センター	大磯運動公園	大磯中学校	
国府支所	生涯学習館	世代交流センター	

(3) 町防災行政無線の運用

町防災行政無線の運用については、「大磯町防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、次のとおり運用する。

ア. 通信方法

通信は、次の方法により行う。

通信の種類	方法
固定系の通信	屋外受信所により行う。
移動系の通信	可搬型無線機、車載型無線機及び携帯無線機により行う。

イ. 通信の種類

通信の種類は、次のとおりとする。

通信の種類	内容
災害時通信	地震その他災害に関する通信
事務通信	一般行政事項に関する通信
訓練通信	訓練に関する通信
試験通信	無線機器の試験に関する通信

ウ. 通信の運用

通信の運用は、次により行う。

通信の種類	方法
一斉通信（固定系）	町民等に対し、「第5項2. 広報内容」に定める事項について、全町域、単位区域又は複数区域について放送を行う。
一斉通信（移動系）	町本部からの指示など各部へ迅速かつ適確に行う必要がある事項について、基地局統制器から一斉通話により行う。
通信の統制	地震時に通信が輻輳した場合、又は輻輳のおそれがある場合は、通信の統制を行い、重要度の高い通信を優先させる。

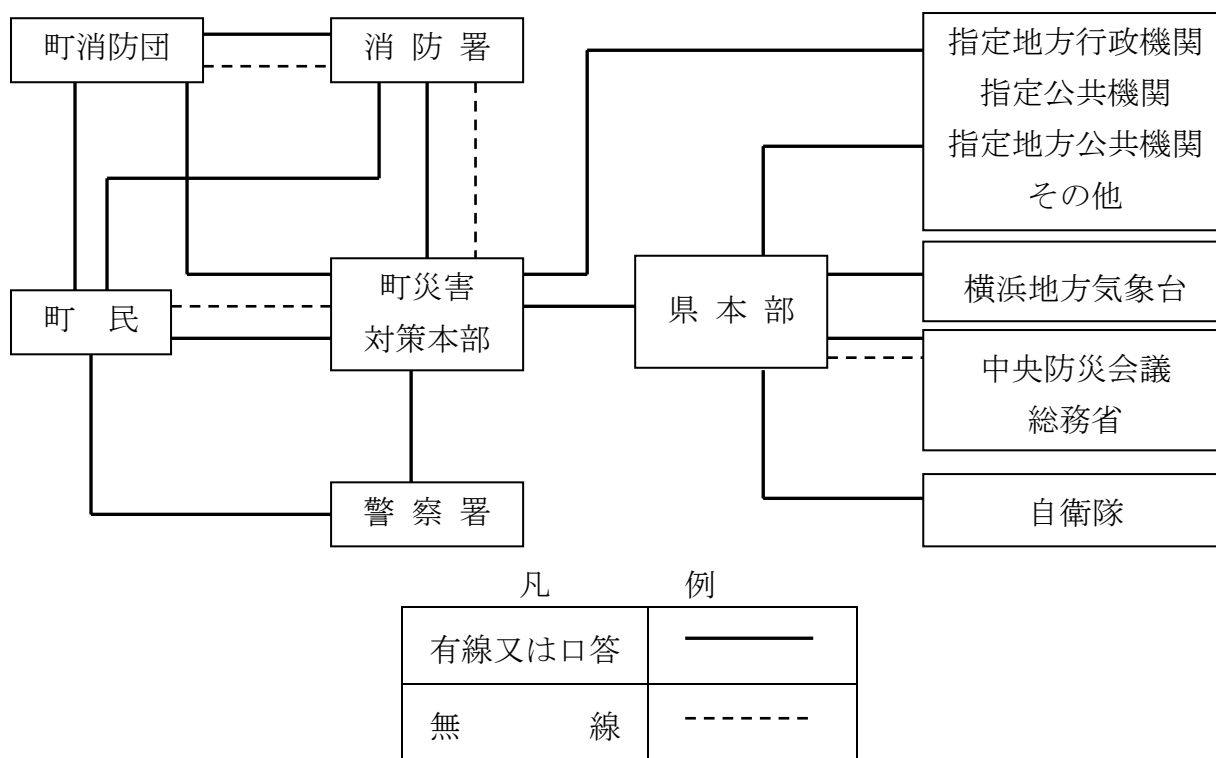
(4) 通信機器の応急対応

地震発生後、大磯町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という）事務局及び消防部は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図るとともに、機器の復旧及び代替手段の確保等の対策を行う。

2. 通信連絡系統

(1) 連絡系統

地震災害時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



ア. 町

町は、保有する町防災行政無線や県が設置した県防災行政通信網を基幹に、又はその他の手段の活用により、町各課、県、指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し、地震災害時の通信を確保する。

地震災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、大磯町消防署、大磯警察署等の協力を確保しておく。

緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急) 通話若しくは非常(緊急) 電報及び非常無線通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

イ. 大磯町消防署

消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、災害警備本部及び各消防関係機関と連絡を行う。

ウ. 大磯警察署

警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用して、管内交番及び駐在所並びに各防災関係機関と情報連絡を行う。

エ. その他の防災機関

それぞれの通信連絡系統のもとに無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

(2) 連絡体制

防災行政無線を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。

連絡体制	内容
災害対策本部等設置後の通信連絡窓口	本計画における災害対策本部等及び町防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、本部事務局において処理する。本部事務局においては、防災行政無線（移動系）、電話その他の通信設備を配置する。
災害対策本部等設置前の通信連絡窓口	災害対策本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、危機管理課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休日においては、大磯町消防署が担当する。

第2項 地震・津波情報の収集・受理・伝達

1. 情報の収集及び伝達体制

(1) 気象庁の地震情報の種類及び基準

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配はない」または「若干の海面変動はあるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ● 震度 3 以上 ● 津波警報または注意報発表時 ● 若干の海面変動が予測される場合 ● 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	地震 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ● マグニチュード 7.0 以上 ● 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km ² ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

（２） 気象庁の津波予報の種類及び基準

ア． 津波警報・注意報の種類及び基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

第3章 災害時の応急活動対策
第1節 災害時情報の収集・伝達

津波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m < 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。
-------------------	--	--------------------------	---------	---

イ. 津波情報の種類及び内容

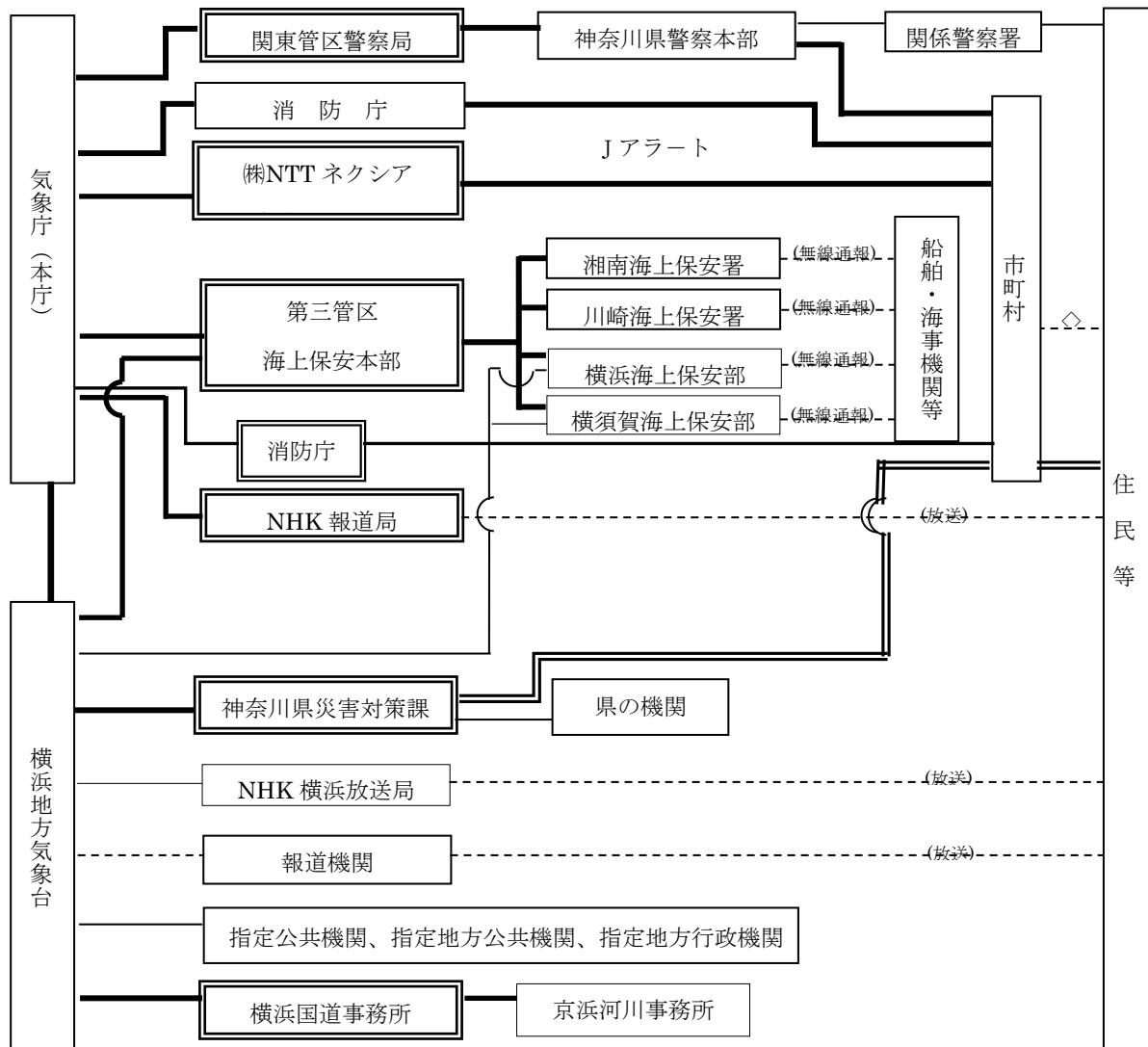
種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合いの観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

ウ. その他の津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波予報の伝達系統

津波に関する注意報、警報の伝達系統は、次による。



第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

(4) 情報の収集等

町では、気象庁から地震や津波に関する情報が発表された時及び近海の地震による津波については、津波予報発表以前に来襲するおそれがあるので、地震の大きさにかかわらず直ちに次の措置をとる。

- 地震及び津波に関する情報を県、テレビ、ラジオから入手するよう努める。
- 気象官署等から情報が届くまで、海面の状態を監視する。

第3項 被害情報等の収集・報告

1. 被害情報の収集

地震災害発生の情報は、主として一般家庭、現場出動の各部班、消防・水防活動員等からの場合であるが、電話、無線等のうち最も迅速、確実な手段を使うものとする。

収集した災害情報は「災害情報連絡票」に一時的にとりまとめ関係各部班に迅速に連絡する。

また、地震災害時における被害状況を迅速に把握し、救助活動を適切に実施するため、町長が必要と認めた地区に災害情報連絡員を置くものとし、町民福祉部は、災害情報連絡員と連携し、災害情報の収集や伝達等を行う。

災害情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した場合はその場所等を直ちに町長へ電話、消防団無線等により報告するものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報し、町長は通報を受けた場合、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。

災害情報の一般的な報告系統は、別表1のとおりとする。

2. 町における被害報告

各部において被害状況を収集し、応急対策活動に必要な情報は、集約して、本部事務局へ報告する。被害報告は災害発生報告、被害中間報告、被害確定報告の3種類とし、以下の報告方法により報告する。

種類	報告方法
災害発生報告	地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において災害防除上必要と認められる事項の状況及びこれらに対し、すでに実施しようとする応急対策活動の概要について「人的・建物・火災被害報告」、「公共施設等被害報告」、「避難状況・救護所開設状況報告」により報告するものとする。
被害中間報告	被害状況が判明次第、逐次報告するもので被害数の増加等先に報告した事項に変更のあるときは、その都度変更の報告をするものとする。被害状況の中間報告は、被害発生報告と同様の様式により行う。
被害確定報告	災害の原因が終わり被害の程度が最終的に判明したときは、災害対策本部各部長は、被害状況を町本部長に報告する。報告は、「確定報告」により行う。

3. 県への被害報告

	内 容
報告の方法	● 被害報告は、県災害情報管理システム等により行う。また、その他の情報等の報告は、県防災行政通信網等により行う。 ● 県災害情報管理システム等が使用不能になった場合は、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線又はその他の無線局を利用する。 ● 通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するように努める。
報告先	● 県災害対策本部又はくらし安全防災局災害対策課へ報告する。
報告書種類及び様式	● 報告の種類及び様式については、県災害情報管理システムの操作マニュアルの定めるところによる。

4. 県への報告ができない場合の措置

災害の状況等により県に報告できない場合は、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定により、総務省消防庁に一時的に報告する。

消防庁の連絡先は次のとおりである。

通信の手段	連絡先番号
平日昼間	03-5253-7527 F A X 03-5353-7537
夜間・休日	03-5253-7777 F A X 03-5353-7553

第 4 項 住民等の安否情報の収集と伝達

1. 安否情報の収集・伝達体制

大規模地震が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、町内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想されるため、町民福祉部町民班は、速やかに必要な職員を配置し、避難所や多数の者を収容する施設等における安否情報を集約し、伝達体制を整える。

2. 安否情報の範囲

町民福祉部町民班が取り扱う安否情報は、原則として次に掲げるものとする。

- 死亡者
- 行方不明者
- 避難所等避難者
- 病院収容者

3. 避難所における安否情報対策

発災後における安否確認問い合わせの混乱を極力減少させるため、避難所では安否情報対策として、避難者名簿等の早期作成に努め、町民福祉部町民班に情報を提供する。

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

第5項 災害広報計画

町は、住民等に対して、被害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。

また、町は、民間企業からの有線や無線による地域情報の受け入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

県、町、及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に通知し、情報交換を行う。

1. 広報手段

広報は、防災行政無線（固定系）、広報車等で行うほか、自主防災組織等を通じての伝達ルートを用いて行うものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

2. 広報内容

広報を行う必要のある項目は、次のとおりとする。

広報の時期	項目
地震発生直後	- 地震・津波に関する情報 - パニック防止の呼びかけ - 避難の指示 - 出火防止の呼びかけ - 人命救助の協力呼びかけ - 医療、救護に関する事項 - 町内被害状況の概要(建物破壊、火災発生等) - 町の応急対策実施状況 - その他必要な事項
地震災害の状況が 静穏化した段階	- 地震・津波に関する情報 - 交通機関の運行状況 - 安否情報 - 通信施設の復旧状況 - 生活関連情報 - 道路交通状況 - 被害情報及び応急対策実施情報 - 医療機関の活動状況 - 行政施策の実施等に関する事項 - その他必要な事項 ➤ 電気、水道等ライフラインの復旧状況 ➤ 食料、生活必需品等の供給状況 ➤ その他生活関連事項

3. 災害時に配慮が必要な者への広報

乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な災害時に配慮が必要な者に対し、適切な災害広報となるよう配慮する。

4. 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、政策班とする。そのため、政策班は、町本部各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

政策班は、事項の軽重、緊張性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

5. 広聴活動

町民班は、必要に応じて臨時災害相談所を設け、あるいは広報車により被災地を巡回するなどして、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに関係各部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決めることとするが、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び、通訳ボランティアの協力のもとに外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

6. 応急金融対策等

(1) 銀行等に係る措置

日本銀行横浜支店は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等について、関係行政機関と協議の上、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

また、日本郵便（株）では、為替貯金業務についての非常払戻及び貸付、並びに国債等の非常買取、並びに簡易保険業務に関する非常取り扱いを行う。

(2) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

- 保険金等の支払いに係る便宜措置
- 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置
- 営業停止等における対応に関する措置
- 各種金融措置に関する広報

(3) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

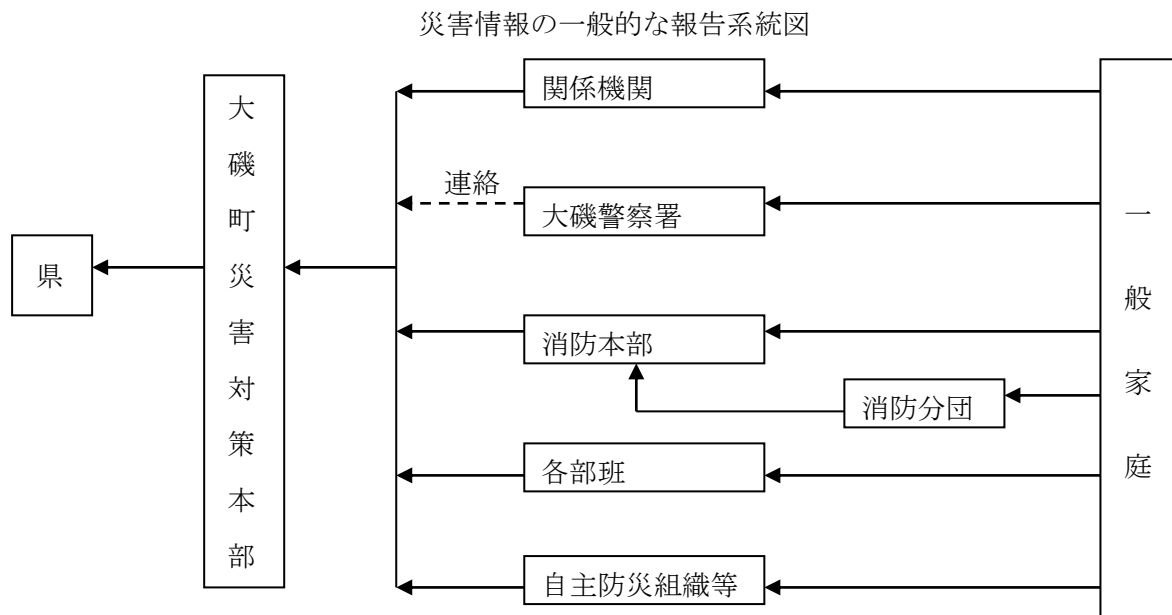
- 届出印鑑喪失の場合の措置

第3章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達

- 有価証券喪失の場合の措置
- 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置
- 営業停止等における対応に関する措置
- その他の措置

別表 1



資 料

防災関係機関等連絡先一覧表

通信施設の状況

大磯町防災行政無線固定系子局設置場所一覧表

大磯町防災行政無線固定系子局設置場所位置図

大磯町MCA無線機設置場所一覧表

協定締結団体等一覧表

公用車両保有台数一覧表

災害情報連絡票

人的・建物・火災被害報告

公共施設等被害報告

確定報告

避難状況・救護所開設状況

被害の分類認定基準

第2節 災害対策本部等の設置

主管部 本部事務局 各部

町域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生、拡大を防御し、又は応急対策を行うため、町及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を敷き、災害対策本部を速やかに設置する必要がある。

このため、発災時における迅速かつ的確な応急対策活動に即応できるよう、初動体制、災害対策本部の設置等の活動体制の確立を図る。

第1項 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の活動体制

(1) 災害警戒本部の設置及び組織

ア. 災害警戒本部の設置

副町長は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う、地震等の災害への迅速な応急対策及び災害に対する警戒活動を実施するため、次の基準に従って大磯町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

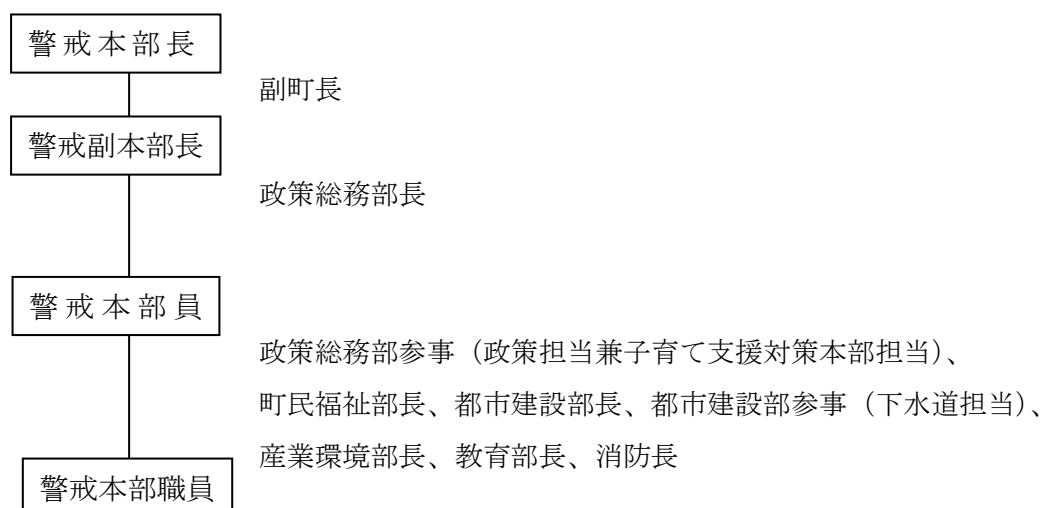
(ア) 大磯町に気象警報が発表され、災害の発生が見込まれるとき。

(イ) その他副町長が必要と認めたとき。

イ. 警戒本部の組織

警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員を配置する。

その他の職員については、本部員以外の職員をもって充てる。



(2) 警戒本部職員の動員及び配備

警戒本部職員の動員は、警戒本部長の動員の発令によるものとし、災害警戒配備は「配備の基準及び体制」に基づきあらかじめ各部長が指定した職員を配備する。なお、災害の状況等に応じて必要な職員を動員配備する。

第3章 災害時の応急活動対策

第2節 災害対策本部等の設置

種別	基準	体制
災害警戒配備	1 大磯町に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪又は高潮警報）が発表されたとき。 2 金目川、葛川又は不動川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。 3 気象庁発表による震度5弱の地震が神奈川県東部で発生したとき。 4 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき。	本部員、施設を所管する課長又は施設担当者、消防署（当直）、危機管理課その他本部員が指名する職員

2. 警戒本部の運営

（1）警戒本部会議の運営

警戒本部長は、収集した災害に関する情報を共有し、初期災害応急活動に関する基本事項について協議決定するため、警戒本部会議を開催する。

（2）警戒本部の応急対策の概要

災害警戒本部は、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を行う。

警戒本部の活動
● 地震、津波情報等の収集、伝達 ● 町域の被害情報の収集及び県等関係機関への伝達 ● 消防部における消火、救助、救急活動等 ● 町民への地震・津波情報等の伝達 ● 町民からの通報に基づく現地確認等 ● 所管施設等の点検及び被害状況の確認 ● その他災害への警戒活動

（3）災害対策本部への移行

局地的な被害が発生したとき、又は町域に相当の被害が発生するおそれがあるときは、警戒本部長は町長に説明し、町長が災害対策本部の設置が必要と認めた場合に、警戒本部を廃止し移行する。

（4）警戒本部の解散

警戒本部長は、発生が見込まれた災害について、発生する恐れがなくなったと認めるとき、災害応急対策がおおむね終了したとき、又は災害対策本部が設置された場合に警戒本部を解散する。

第2項 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の活動体制

(1) 災害対策本部の設置及び組織

ア. 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、大磯町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ. 町長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者

町長が不在又は町長と連絡がとれない場合は、次の者が意思決定者となる。

順 位	職 名
第1順位	副町長
第2順位	教育長

ウ. 災害対策本部が設置された場合の主な関係機関の連絡先

災害対策本部が設置された場合は、直ちに県に報告するとともに必要に応じて関係機関等に通知、発表する。

エ. 災害対策本部の設置基準

- (ア) 気象庁発表による震度5強以上の地震が神奈川県東部で発生したとき。
- (イ) 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報又は大津波警報を発表したとき。
- (ウ) 大磯町内において台風、豪雨、火災その他の大規模災害が発生したとき。
- (エ) 大磯町が災害救助法の適用を受けたとき。
- (オ) その他町長が必要と認めたとき。

オ. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、役場庁舎に設置する。ただし、災害により役場庁舎に支障が生じた場合は、消防庁舎に設置する。また、災害対策本部を設置したときは、「大磯町災害対策本部」の標示を掲示する。

カ. 災害対策本部の組織及び業務

災害対策本部の組織及び業務は、別表1の1、1の2のとおりである。

(2) 災害対策本部職員の動員及び配備

ア. 動員の発令

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、配備基準に基づき動員を発令する。災害対策本部の各部長は、本部長の命に基づき職員の動員を行い、動員の結果を本部長に報告する。

イ. 動員の方法

(ア) 勤務時間中における伝達の方法

勤務時間中における伝達は、本部長が庁内放送若しくは各部長を招集して速やかに伝達する。

(イ) 勤務時間外における伝達の方法

休日、夜間等における伝達は、本部事務局から各部長に連絡し、各部長はあらかじめ定めておいた

第3章 災害時の応急活動対策

第2節 災害対策本部等の設置

非常連絡方法により連絡する。

職員の招集にあたっては、メール、電話、急使、その他の方法による。

職員は、招集を受けたとき又はラジオ、テレビ等により災害が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら承知した場合は、直ちに登庁するよう努めなければならない。

災害応急対策実施のため必要あるときは、地方自治法第252条の17若しくは災害対策基本法第29条の規定に基づき、国又は他の公共団体から技術者等職員の派遣を求め災害対策の万全を期するものとする。

(3) 配備の基準及び体制

災害対策本部は、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するため、速やかに配備体制を整えるものとする。なお、配備基準は次のとおりとする。

種別	基準	体制
1号配備	1 金目川、葛川又は不動川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合で、今後も降雨が見込まれるとき。 2 台風の上陸又は接近が予想され、相当の降雨量又は暴風が見込まれるとき。 3 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報を発表したとき。	救助並びに災害の拡大を防止するための準備、状況の把握及び連絡活動を主とする体制
2号配備	1 台風の直撃が予想され、被害が発生し、今後も被害が拡大する恐れがあるとき。 2 局所的に被害が発生し、さらに拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 3 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報を発表したとき。	1号配備体制を強化し、局地的な災害に対して対策活動が遂行できる体制
3号配備	1 台風の直撃により、相当な被害が発生し、又は今後も相当な被害が見込まれるとき。 2 町内全域にわたり被害が発生し、さらに拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 3 気象庁発表による震度5強以上の地震が、神奈川県東部で発生したとき。	要員の全員をもってあたる完全な体制

※地震の判定は、気象庁が神奈川県東部に発表した震度速報（地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報）を基準とする。

※津波注意報、津波警報又は大津波警報は、相模湾・三浦半島津波予報区に発表されたときとする。

(4) 配備基準の動員人員

配備編成は次のとおりとし、あらかじめ配備要員に指定した職員を配備体制につかせる。

ただし、消防部についてはその組織の特殊性に鑑み消防長が別に指示する。

配備編成計画

部	班	動員数			
		1 号配備	2 号配備	3 号配備	
政策総務部	政策班	1	3	全員	
	総務班	1	3		
	財政班	1	2		
	税務班	1	5		
町民福祉部	町民班	5	9		
	福祉班	2	7		
	子育て支援班	4	6		
	スポーツ健康班	1	4		
都市建設部	建設班	5	全員		
	下水道班	3	全員		
	都市計画班	2	5		
産業環境部	産業観光班	4	6		
	環境班	1	4		
	美化センター班	1	2		
協力部	会計班	1	1		
	議会事務局班	1	1		
	監査委員事務局班	1	1		
	選挙管理委員会事務局班	1	1		
	農業委員会事務局班	1	1		
教育部	学校教育班	1	4		
	生涯学習班	3	5		
消防部	消防総務班	消防長の指示による			
	消防署班				
	国府分署班				

第3章 災害時の応急活動対策

第2節 災害対策本部等の設置

(5) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とする。ただし、次の場合はその指定された場所とする。

指定された職員	参集場所
1. 各部長	町本部設置場所
2. 部長から指定があった職員	指定された場所
3. 初期対応配備職員	町本部設置場所

(6) 応援要員の要請

各部長は、応急対策を実施するうえで、要員の不足をきたすと判断される場合は、本部事務局に要請する。本部長は、必要と認めたときは速やかに応援要員の派遣を行い、事後災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）に報告する。

(7) 参集時の留意事項

服装及び携行品	応急活動に便利で安全な服装（防災服があるものは防災服）とし、活動に必要と思われる用具を携行するものとする。
参集途上の緊急措置	職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防、警察等に通報した後、参集する。
被害状況等の報告	職員は参集途上において被害状況、災害情報の収集に努め、参集後所属班長を通じて町本部長に報告する。

2. 災害対策本部の運営

地震災害時の災害対策本部の応急対策の迅速な指示又は的確な総合調整を図るため、災害対策本部の運営について必要な事項を定めておくものとする。

(1) 本部会議の運営

本部長の意思決定の支援機関として、応急対策活動の的確な実施に重要な役割を担う本部会議の協議事項の内容は次のとおりとする。

町本部の協議事項	細項目
災害応急対策の総合調整に関すること	- 各部間の応急対策業務に係る調整 - 防災関係機関及び応援部隊等との調整
県災害対策本部との協議に関すること	—
職員の配備体制及び各部間の応援体制に関すること	- 業務量及び業務内容等の変化に伴う職員の流動的活用 - 応急対策の長期化等に伴う職員の健康管理及び交替の検討
避難指示等に関すること	—
関係機関への応援要請に関すること	- 自衛隊に対する災害派遣要請 - 行政機関に対する応援要請 - 自主防災組織等に対する協力要請

災害救助法の適用申請に関すること	—
激甚災害の指定に関すること	—
応急対策に要する予算及び資金に関すること	—
義援金品の募集及び配分に関すること	—
その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること	—

(2) 災害対策本部の応急対策の概要

災害対策本部が時間的経過に応じて実施すべき応急対策の概要は次のとおりとし、各部は、この概要に沿って必要な連携を確保するとともに、本章に定める各応急対策に基づき、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行う。

ア. 応急対策の実施区分

時間的経過に伴う応急対策の実施区分は、次のとおりとする。

第1対応期	発災～24時間以内
第2対応期	24時間～3日以内
第3対応期	3日～1週間以内
第4対応期	1週間後～

イ. 各対応期における応急対策事項

(ア) 第1対応期（発災～24時間以内）

項 目	主な応急対策事項等
1 情報の収集、伝達	① 被害状況、初動対応状況等情報の収集、伝達 ② 災害関連情報の町民への伝達
2 町民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 町民からの通報等に対する対応
3 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 火災に対する消火活動
4 医療、救護	① 救護所の設置及び運営 ② 医薬品の確保 ③ 医療機関の稼働状況の把握
5 避難	① 指定避難施設の開設及び運営 ② 指定避難施設以外への避難者の状況の把握 ③ 広域避難場所及び公園等の避難状況の把握 ④ 避難施設における災害時に配慮が必要な者の把握
6 飲料水、食料等の供給	① 給水施設の被害状況の把握、確保及び供給 ② 食料、生活物資等の確保、供給
7 広域応援等の要請	① 自衛隊に対する災害派遣要請 ② 自主防災組織等に対する協力要請 ③ 行政機関に対する協力要請 ④ 応援部隊及び協力団体等の受入れ

第3章 災害時の応急活動対策
第2節 災害対策本部等の設置

8 交通、道路等の状況把握	① 交通規制の実施状況の把握 ② 緊急通行車両通行路の確保 ③ 道路、橋りょう等の被害状況の把握と応急対策 ④ ヘリコプター離着陸場の被害状況の把握 ⑤ 港湾施設の被害状況の把握
9 ボランティア活動	① ボランティア活動拠点の設置 ② ボランティアへの情報提供
10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設	① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握
11 環境衛生	① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定
12 ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握
13 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請及び判定実施本部 の設置 ② 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び判定実施本部 の設置 ③ 建造物・宅地の危険箇所の点検及び安全措置

(イ) 第2対応期(24時間～3日以内)

項 目	主な応急対策事項等
1 情報の収集、伝達	① 被害状況、応急対策状況等情報の収集、伝達 ② 被災者の生活状況等の収集 ③ 町民への生活関連情報等の広報 ④ 災害広報紙の発行、配布
2 町民からの安否等の問い合わせ に対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 町民からの通報等に対する対応
3 救助、救急及び消火	① 被災者の救出活動及び病院等への搬送 ② 他市等高次医療機関への搬送 ③ 消火活動及び出火防止の広報
4 医療、救護	① 救護所の運営 ② 人工透析患者等への医療情報提供
5 避難	① 自主防災組織、教員、ボランティア等による 避難施設の協同運営体制の確立 ② 災害時に配慮が必要な者を他施設等へ搬送 ③ 避難者名簿の作成
6 飲料水、食料等の供給	① 給水活動及び食料の供給 ② 生活物資等の供給
7 交通、道路等の状況把握	① 緊急通行車両通行路の確保 ② 道路等の障害物の除去、応急復旧
8 ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約 ② ボランティアへの情報提供
9 行方不明者の捜索、遺体の処理	① 行方不明者の捜索 ② 遺体の処理及び埋・火葬 ③ 火葬場の確保

10 環境衛生	① し尿処理 ② ごみ収集処理 ③ 防疫活動の検討及び実施
11 ライフライン	① 各ライフラインの復旧状況の把握
12 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定の実施 ② 被災宅地危険度判定の実施 ③ 建造物・宅地の危険箇所の点検及び安全措置

(ウ) 第3対応期（3日～1週間以内）

項 目	主な応急対策事項等
1 情報の収集、伝達	① 被災者の生活状況等の収集 ② 町民への生活関連情報等の広報 ③ 災害広報紙の発行、配布
2 町民からの安否等の問い合わせに対する対応	① 安否等の問い合わせに対する対応 ② 町民からの通報等に対する対応
3 被害調査	① 罹災証明交付等に備えた被害調査
4 医療、救護	① 避難生活者の健康管理及び栄養指導 ② 避難生活者等のメンタルケア ③ 災害時に配慮が必要な者に対する支援活動
5 避難	① 避難施設の運営 ② 避難生活者のプライバシー保護対策 ③ 仮設風呂等の設置の検討
6 飲料水、食料等の供給	① 応急復旧した水道施設による水の供給 ② 食料及び生活物資の供給 ③ 救援物資等の配給
7 ボランティア活動	① ボランティアに対する協力要請項目の集約 ② ボランティアへの情報提供
8 環境衛生	① し尿収集処理 ② ごみ収集処理 ③ 仮設トイレ、ごみ集積所等の消毒
9 町民生活	① 罹災証明交付準備 ② 応急仮設住宅建設準備 ③ 住宅の応急修理準備 ④ 倒壊建物等の解体撤去及び瓦礫等処理場所の検討 ⑤ 学校再開の準備

第3章 災害時の応急活動対策

第2節 災害対策本部等の設置

(エ) 第4対応期（1週間後～）

発災後1週間以降については、避難生活の長期化に伴う各応急対策の内容の変化を加味し、応急活動を行うとともに、災害時に配慮が必要な者に対する支援策及び町民生活の安定を重点とした施策の実施に努める。

主な応急対策事項等については、次のとおりである。

主な応急対策事項等
① 災害広報紙等による生活関連情報の提供
② 罹災証明の交付
③ 仮設住宅の入居申込み受付
④ 倒壊家屋の解体、撤去の検討
⑤ 義援金品の配分、見舞金等の支給
⑥ 被災者の生活保護
⑦ 融資その他町民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑧ 学校教育の再開
⑨ 災害復旧計画策定

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、設置の原因となった災害に係る応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたときに解散する。

資 料

防災関係機関等連絡先一覧表

大磯町防災会議条例

大磯町防災会議運営要綱

大磯町災害対策本部条例

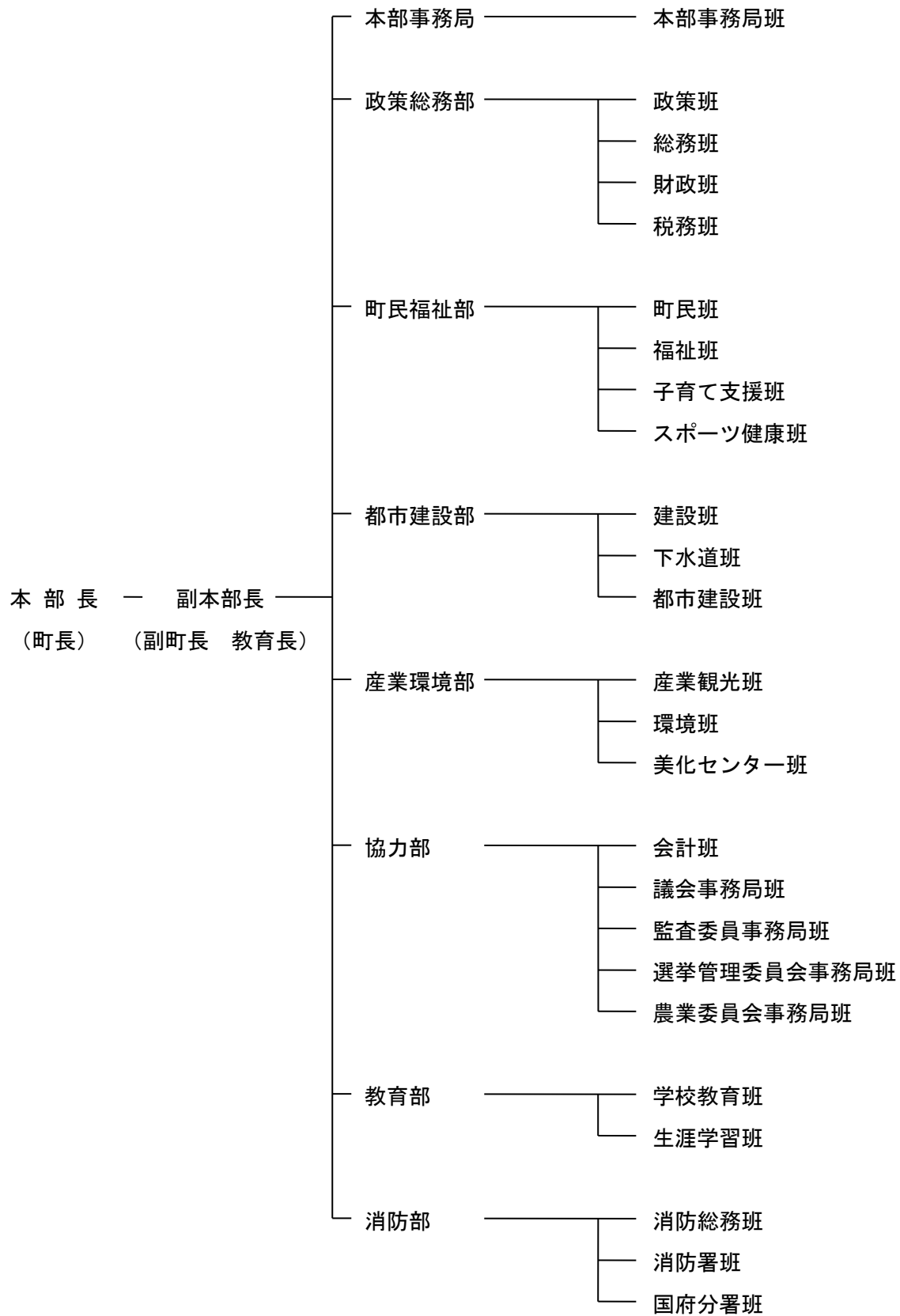
大磯町災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

大磯町災害警戒本部設置要綱

気象庁震度階級関連解説表

別表 1 の 1

大磯町災害対策本部組織表



第3章 災害時の応急活動対策
第2節 災害対策本部等の設置

別表1の2

大磯町災害対策本部組織及び部班別業務分担表

本部長 町長
副本部長 副町長、教育長

各部	
共通事項	1 部内の職員の動員及び配備に関すること。 2 各部及び部内の連絡調整に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の取りまとめに関すること。 5 所管施設の利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 6 所管施設及び設備の被害調査及び取りまとめに関すること。 7 平常業務に関連する事項の調査及び取りまとめに関すること。 8 応急対策に必要な資機材等の備蓄に関すること。 9 他部の応援に関すること。

本部事務局	事務局長：政策総務部長	
班	班長	分担業務
本部事務局 班	危機管理課長	1 災害対策本部及び水防本部の設置及び運営関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部長からの命令及び伝達に関すること。 4 大磯町防災会議に関すること。 5 気象情報の受理伝達に関すること。 6 各部の総合的把握及び連絡調整に関すること。 7 災害情報の取りまとめに関すること。 8 防災行政無線（移動系）に関すること。 9 避難指示等 に関すること。 10 自衛隊の応援要請に関すること。 11 災害救助法の適用申請に関すること。 12 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 13 各種協定の運用の総括に関すること。 14 応急対策の特命に関すること。

政策総務部		
部長：政策総務部参事（政策担当兼子育て支援対策本部担当）		
班	班長	分担業務
政策班	○政策総務部参事（デジタル化推進担当）	1 部の災害対応活動の総括に関すること。 2 災害情報等の広報活動に関すること。 3 防災行政無線（固定系）の運用に関すること。 4 MCA無線の運用に関すること。 5 報道機関及び地域メディアとの連絡調整に関すること。 6 帰宅困難者への情報提供に関すること。 7 ライフライン等生活情報の提供に関すること。 8 被害状況の写真撮影等記録に関すること。 9 電子計算機器の機能確保に関すること。 10 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 11 見舞等のための来庁者の接遇に関すること。 12 罹災後の行政政策の総合調整に関すること。 13 応急対策の特命に関すること。
総務班	総務課長	1 職員の招集及び配備に関すること。 2 被災職員に関すること。 3 応援職員及び派遣隊の受入れに関すること。 4 職員、応援職員等の健康管理に関すること。 5 災害対策基本法に基づき派遣された職員の身分取扱いに関すること。 6 職員の公務災害補償に関すること。 7 相互応援協定都市等への要請及び受入れに関すること。 8 本部施設及び設備の保全に関すること。 9 本部活動用電話、事務機器等の仮設に関すること。 10 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。 11 応急対策の特命に関すること。
財政班	財政課長	1 災害対策の予算に関すること。 2 災害応急対策用物品及び資材の調達及び管理に関すること。 3 トラック協会等運輸関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害対策用車両の調達及び配車に関すること。 5 燃料の確保に関すること。 6 応急対策工事の契約に関すること。 7 町有財産の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 8 応急対策の特命に関すること。

第3章 災害時の応急活動対策
第2節 災害対策本部等の設置

税務班	税務課長	1 建物の被害調査及び取りまとめに関する事。 2 企業等の被害調査及び取りまとめに関する事。 3 人的被害の調査及び取りまとめに関する事。 4 被災者名簿の作成に関する事。 5 ライフライン等の被害調査及び生活情報等の収集に関する事。 6 罹災証明書の交付に関する事。 7 町税の減免及び徴収猶予に関する事。 8 応急対策の特命に関する事。
-----	------	---

町民福祉部		
部長：町民福祉部長		
班	班長	分担業務
町民班	○町民課長	1 部の災害対応活動の総括に関する事。 2 安否情報の収集、整理及び照会対応に関する事。 3 自主防災組織、自治会等との連絡調整に関する事。 4 避難所（地域会館等）の開設及び準備に関する事。 5 警察等関係機関との連絡調整に関する事。 6 被災者の相談に関する事。 7 埋火葬等の許可に関する事。 8 災害時の防犯対策及び交通安全対策に関する事。 9 国民健康保険税の減免に関する事。 10 応急対策の特命に関する事。
福祉班	福祉課長	1 災害時に配慮が必要な者に関する事。 2 避難所（福祉施設）の開設及び準備に関する事。 3 日本赤十字社との連絡調整及び協力要請に関する事。 4 社会福祉機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 遺体安置所の開設及び遺体の搬送、保存、埋葬等に関する事。 7 火葬場等との連絡調整に関する事。 8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。 9 被災生活保護世帯の把握に関する事。 10 社会福祉協議会及びボランティア団体との連絡調整に関する事。 11 ボランティアを必要とする業務の情報収集及び調整に関する事。

		12 応急対策の特命に関する事。
子育て支援班	子育て支援課長	1 学校その他教育機関との連絡調整に関する事。 2 園児等の安全確認及び応急教育並びに応急保育に関する事。 3 ひとり親世帯等に対する災害相談に関する事。 4 応急対策の特命に関する事。
スポーツ健康班	スポーツ健康課長	1 救護活動その他医療及び助産に関する事。 2 医師会等との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 救護所の開設及び運営に関する事。 4 医療薬品機材の確保に関する事。 5 負傷者の把握に関する事。 6 防疫等保健衛生に関する事。 7 感染症患者に関する事。 8 医療施設の被害情報及び医療情報の収集に関する事。 9 保健福祉事務所及び医療機関との連絡調整に関する事。 10 災害時に配慮が必要な者の支援に関する事。 11 応急対策の特命に関する事。

都市建設部 部長：都市建設部長 都市建設部参事（下水道担当）		
班	班長	分担業務
建設班	○建設課長	1 部の災害対応活動の総括に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 道路、橋りょう及びトンネルの被害調査及び応急対策に関する事。 4 交通情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 通行止め、通行制限等に関する事。 6 緊急輸送道路に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 危険箇所の警戒に関する事。 9 建設協会等への応援要請に関する事。 10 リエゾン協定に基づく協力要請に関する事。 11 国道、県道の被害調査及び関係機関との連絡調整並びに応急対策に関する事。 12 応急対策の特命に関する事。
下水道班	下水道課長	1 飲料水の確保に関する事。

第3章 災害時の応急活動対策
第2節 災害対策本部等の設置

		2 水防活動に関すること。 3 公共下水道、河川、排水路等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 危険箇所の警戒に関すること。 6 管工事組合等への協力要請に関すること。 7 応急対策の特命に関すること。
都市計画班	都市計画課長	1 建築物応急危険度判定活動に関すること。 2 建築物の緊急措置に関すること。 3 液状化被害の情報収集に関すること。 4 公園等の避難者の把握及び避難誘導等の措置に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。 6 公共交通の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 7 被災後の都市計画及び復興計画に関すること。 8 応急対策の特命に関すること。

産業環境部		部長：産業環境部長
班	班長	分担業務
産業観光班	○産業観光課長	1 食料、生活必需品等の調達及び供給に関すること。 2 救援物資の受入れ、保管及び配送に関すること。 3 大磯港及び海上輸送に関すること。 4 病虫害防除及び家畜伝染病等の防疫に関すること。 5 食料販売業者との食糧確保体制に関すること。 6 商工会、農業協同組合等との連絡調整に関すること。 7 農林水産業、畜産業及び商工業関係の被害状況調査に関すること。 8 防潮堤門扉の閉鎖に関すること。 9 応急対策の特命に関すること。
環境班	環境課長	1 仮設トイレに関すること。 2 清掃その他生活環境の保持に関すること。 3 野犬等の回収に関する動物保護センターとの連絡調整に関すること。 4 害虫等の駆除に関すること。 5 動物救護活動に関すること。 6 応急対策の特命に関すること。

美化センター班	美化センター所長	1 ごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 2 災害廃棄物等の処理に関すること。 3 犬猫等死亡動物の処理に関すること。 4 清掃運搬車両等の確保に関すること。 5 応急対策の特命に関すること。
---------	----------	--

協力部	部長：議会事務局長	
班	班長	分担業務
会計班	○会計課長	1 部の災害対応活動の総括に関すること。 2 災害時の緊急支払に関すること。 3 義援金品の受理、配分、出納及び保管に関すること。 4 応急対策の特命に関すること。
議会事務局班	議会事務局長	1 町議会との連絡調整に関すること。 2 町議会議員の対応に関すること。 3 応急対策の特命に関すること。
監査委員事務局班	監査委員事務局長	1 災害情報の受理及び伝達に関すること。 2 応急対策の特命に関すること。
選挙管理委員会事務局班	選挙管理委員会事務局書記長	1 災害情報の受理及び伝達に関すること。 2 応急対策の特命に関すること。
農業委員会事務局班	農業委員会事務局長	1 災害情報の受理及び伝達に関すること。 2 応急対策の特命に関すること。

教育部	部長：教育部長	
班	班長	分担業務
学校教育班	○学校教育課長	1 部の災害対応活動の総括に関すること。 2 避難所（学校・幼稚園）の開設及び運営に関すること。 3 児童及び生徒の安全確認及び応急教育に関すること。 4 教材、学用品等の調達供給に関すること。 5 教職員の動員調整に関すること。 6 避難所の応急物資の調整及び配給に関すること。 7 応急対策の特命に関すること。
生涯学習班	生涯学習課長	1 避難所（学校・幼稚園）の開設及び運営に関すること。 2 避難所の応急物資の調整及び配給に関すること。 3 応急対策の特命に関すること。

第3章 災害時の応急活動対策
第2節 災害対策本部等の設置

消防部	部長：消防長	
班	班長	分担業務
消防総務班	○消防総務課長	1 部の災害対応活動の総括に関すること。 2 消防活動全般の指揮に関すること。 3 消防団との連絡調整に関すること。 4 消防広報に関すること。 5 災害情報の受理及び伝達に関すること。 6 被害状況の収集及び集計記録に関すること。 7 消防相互応援協定に関すること。 8 緊急消防援助隊に関すること。 9 水防活動に関すること。 10 消防計画に関すること。 11 応急対策の特命に関すること。
消防署班	消防署長	1 人命の救出、救助及び傷病者の応急手当並びに搬送に関すること。 2 避難指示等及び避難誘導に関すること。 3 火災、水害等の警戒及び防御に関すること。 4 被害の情報収集及び報告に関すること。 5 気象観測に関すること。 6 火災の原因及び損害調査並びに罹災証明に関すること。 7 消防通信の統制運用に関すること。 8 応急対策の特命に関すること。
国府分署班	国府分署長	1 人命の救出、救助及び傷病者の応急手当並びに搬送に関すること。 2 避難指示等及び避難誘導に関すること。 3 火災、水害等の警戒及び防御に関すること。 4 被害の情報収集及び報告に関すること。 5 気象観測に関すること。 6 応急対策の特命に関すること。

備考 「班長」欄の○印のあるものは、部の副責任者を表す。

第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動

主管部 町民福祉部 消防部

大規模な地震災害が発生した場合に、消防活動、救助・救急活動を展開するため必要な事項について定める。

第1項 救急・救助・消火活動

1. 消防活動の基本体制

震災時における消防活動の基本体制は次のとおりとする。

消火活動	大規模な地震が発生した場合は、二次的に発生する火災に対処するため、全消防力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るとともに、電気及びガス関係機関等と連絡を密にし、二次的災害の防止に努める。
救急、救助活動	大震災時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、危険物・LPガス等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想されることから、消防の人員、資機材を活用し、救急、救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
避難誘導	大震災時には、火災の発生件数が多く、火災が延焼し、火勢の鎮圧が困難な状態が続く地域にあつては、町民の安全避難を確保するための活動を行う。

2. 初動体制の確保

(1) 消防部の初動措置

ア. 災害警備本部の設置

災害活動を総合的に掌握し適切な指令統制を行うとともに、災害情報の収集等を行うため、消防庁舎内に災害警備本部を設置する。

災害警備本部の本部員は、消防部の課長以上の職員により組織する。

イ. 消防車両の安全確保並びに各機械器具の点検

地震発生後速やかに車両を安全な場所に移すとともに、各機械器具の点検を行う。

ウ. 各種燃料の確保

車両及び各機械器具等に使用する燃料の確保に努める。

エ. 通信及び情報収集体制の確保

通信施設の機能の確保及び非常電源装置の点検を実施し、情報収集体制の確保に努める。

無線、有線に混乱を及ぼすことが予想されるため、適切な通信統制を行い、情報収集の円滑化に努める。

オ. 被害状況の把握

地震発生後には、車両又は徒歩等により町内を巡回し、被害状況の把握を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動

カ. 非常警備体制の確立

町域に「震度5強」以上の地震が発生した場合、職員は所定の場所に自主参集とするほか、「震度5弱」以下であっても被害の状況により、電話等及びその他の方法により職員の非常招集を指令し、非常警備体制の確立を図る。

キ. 出火の防止及び庁舎内外の被害状況の確認

消防庁舎内の火気使用場所の点検等を実施するとともに、庁舎内外の被害の有無を確認する。また、ガス等の漏洩による二次的な災害を防ぐため、ガス及び電気等の関係機関とも連絡を密にするとともに、被災地域内の火気使用を制限する。

(2) 消防団の措置

ア. 消防団本部の設置

町域に「震度5強」以上の地震が発生した場合は、消防団長及び副団長は消防団本部に参集し、消防長と協議し各分団の指揮を行う。

イ. 非常参集

町域に「震度5強」以上の地震が発生した場合は、各分団員は所属詰め所に参集し、災害に対応する。また、「震度5弱」以下の場合は、消防団長の指示により行動する。

3. 情報収集、伝達

情報の収集、伝達は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により制限されることが予想されるので、次により行う。

(1) 情報の収集要領

消防署及び国府分署は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員の巡回等で正確な被害状況の収集に努め、災害警備本部へ報告を行う。

(2) 情報収集の内容

震災時における情報収集は、火災又は人命に係るものを主体とし、次の内容による。

- 火災発生及び延焼の状況
- 道路被害状況及び通行の可否
- 建築物等の倒壊状況
- その他消防活動上の必要事項
- 負傷者数及び要救助者の発生状況

4. 火災防御活動

地震による災害は、直接の被害のほか、二次災害である火災被害の占める割合が多い。また同時に多発するばかりでなく、道路の損壊により消火活動が阻害され、水道、通信網等の損壊により消防活動に支障が生じ、さらには飛び火、せん風等による延焼拡大等によって、多くの死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行う。

(1) 火災防御方針

ア. 市街地火災防御

建物が密集している市街地の火災防御を優先し、これらの火災を鎮圧した後、他の延焼拡大のおそ

れない地域の火災に対する防御にあたる。

火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難地及び避難路の安全確保に努め、防御活動を行う。

イ. 重要防火対象物

事後の復旧対策等を考慮し、町民生活に直接関係ある行政機関及び医療機関並びに食料保管場所等を重要防火対象物とし、その保護にあたる。

(2) 消防部隊の運用

災害警備本部の指示のもと部隊編成を行い、原則として各部隊は受け持ち区域の火災の防御活動を行うこととするが、火災の延焼拡大等、消防力を結集する必要がある場合は、災害警備本部において全町総括的な防御方針を決定し、出動部隊に指示を行う。

火災出動については、道路の損壊又は建築物の倒壊等による通行障害が生じ、火災発生現場への出動が阻害されることが予想されるので、小型動力ポンプの活用も考慮する。

また、消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用を行う。

(3) 消防団の活動

地震災害発生時は、受持区域の出火防止、初期消火及び救急・救助活動を行う。

また、消防団は部隊編成を行い、原則として受持区域の災害対策活動を行うこととし、受持区域外の炎上火災等への出動は指令を受けた場合とする。

消防団は、各分団受持区域内における活動状況及び被害状況等について、消防団専用無線等を活用して消防団本部に報告する。

5. 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動の方針

救急、救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。ただし、災害の状況等により必要な場合は災害警備本部の指示に基づき部隊を編成し、救急・救助活動の強化を図る。

(2) 救急活動

ア. 搬送の優先順位

地震災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。

多数の傷病者が同時に発生したときには、救護所への搬送とともに、トリアージ・タグ（傷病者識別札）を使用して搬送の優先順位を決め、病院への円滑な搬送を行う。

イ. 診療体制の把握

医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けた場合には、診療体制が不十分となる恐れがあるため、神奈川県救急医療情報システム¹等の情報を活用し、医療機関の診療状況を把握して傷病者の分散搬送を行う。

¹ 救急車に乗務している救急救命士が、県域を一本化した救命情報センターの医師からの指示システムのもとに高度な応急措置を行うとともに、救命処置センター等へ広域搬送を行うもの。

第3章 災害時の応急活動対策

第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動

ウ. 軽症等軽易な負傷者の扱い

軽症等軽易な負傷者は、家族及び自主防災組織並びに救護ボランティア（赤十字奉仕団）等での処置を依頼する。

（3） 救助活動

火災現場及び家屋等の倒壊による負傷者の救助を優先して処理するとともに、余震による被害又は救助活動中の二次災害の防止に努める。

6. その他の災害対策

津波襲来のおそれのある場合、又は河川の堤防の決壊によって水害のおそれのある場合には、災害対策本部及び関係機関と緊密な連絡を保ち、避難誘導を速やかに行い、人身の保護に努める。

7. 通行禁止区域における措置命令等

- （1） 消防吏員は災害対策基本法（以下「同法」という。）第 76 条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しく支障を生じるおそれがあると認められるときで、かつ警察官がその場にいない場合、同法第 76 条の 3 第 4 項に基づき消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができる。
- （2） 上記の場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、消防吏員は自ら当該措置をとることができる。この場合において、消防吏員は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- （3） 同法第 76 条の 3 第 4 項に規定する措置等をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

8. 消防相互応援

消防署、国府分署及び消防団の部隊の応援出動については、「神奈川県内消防広域応援実施計画」及び「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき相互に協力を行う。

（1） 神奈川県下消防相互応援協定市町等

神奈川県下消防相互応援協定市町等は、次のとおりである。

地方公共団体名等	電 話	地方公共団体名等	電 話
横 浜 市（消防局）	045-332-1351	厚 木 市（消防本部）	046-221-2331
川 崎 市（消防局）	044-223-1199	大 和 市（消防本部）	046-261-1119
相模原市（消防局）	042-751-9111	伊勢原市（消防本部）	0463-95-2119
横須賀市（消防局）	046-822-0119	海老名市（消防本部）	046-231-0355
藤 沢 市（消防局）	0466-22-8182	座 間 市（消防本部）	046-256-2211

平塚市（消防本部）	0463-21-3240	綾瀬市（消防本部）	0467-76-0119
鎌倉市（消防本部）	0467-25-7550	葉山町（消防本部）	046-876-0119
小田原市（消防本部）	0465-49-4410	二宮町（消防本部）	0463-72-0015
茅ヶ崎市（消防本部）	0467-85-4591	箱根町（消防本部）	0460-82-4511
逗子市（消防本部）	046-871-0119	湯河原町（消防本部）	0465-60-0119
秦野市（消防本部）	0463-81-0119	愛川町（消防本部）	046-285-3131

（２） 応援の方法

応援の方法については、「神奈川県下消防相互応援協定書」及び「神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書」に定めるところによる。

なお、応援の区分については、次のとおりである。

通常応援・消防団応援	隣接する協定市町が覚書に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防署又は消防団に属する消防隊等が自主的に出動する。
特別応援	被応援消防機関から要請があった場合に出動する。ただし、大規模及び特殊な災害が発生した場合は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づき対応する。
大規模及び特殊な災害の応援	大規模及び特殊な災害が発生した場合は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づき対応する。

９．広域的応援要請

災害が発生し、本町の消防力では対処することが困難である場合は、次により応援要請を行う。

（１） 応援要請

ア．神奈川県知事に対する応援要請

神奈川県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請する。

神奈川県知事に対する応援要請の内容	
消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援等
県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援
第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣

イ．相互応援協定締結市町に対する応援要請

相互応援協定締結市町に対し、協定に基づく応援を要請する。

第3章 災害時の応急活動対策

第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動

(2) 要請手続

応援要請は、次に掲げる事項を明確にし要請するものとする。

応援要請に必要な事項	
要請理由	集結場所
災害の概況	誘導員等
要請する消防隊等の種類及び人数	担当責任者
活動内容	

(3) 応援部隊の集結場所及び宿営場所

応援部隊の集結場所及び消防活動が長期化した場合の宿営場所については、神奈川県立おおいそ学園とする。ただし、状況により使用が不可能になった場合は、他の場所を指定する。

第2項 医療・救護活動

1. 実施機関

被災者に対する医療の実施は、本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

2. 救護所の設置

大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が予想される場合、町は必要に応じて中郡医師会大磯班及び平塚歯科医師会大磯地区等の協力により救護所を設置し、医療を実施する。

(1) 救護所設置場所

- 大磯小学校
- 国府小学校

なお、救護所設置場所が被害を受けたこと等により設置することができない場合には、状況等を判断し、他の適切な場所に設置する。

(2) 救護所用帳票等

医療救護班は医療の実施にあたり、次の帳票等により記帳等を行う。

- 大磯町災害救助診療録
- トリアージ・タッグ

3. 医療救護班体制

地震災害時の救護所における医療・救護体制等は、次のとおりとする。

なお、本部長は被災状況等必要に応じて県及び日本赤十字社神奈川県支部等に応援を要請し、医療・救護体制を確保する。

(1) 医療救護班の編成

町の設置する救護所における医療救護班の編成は、概ね次のとおりとする。

職 種	1 班の構成人員	備 考
医師及び歯科医師	3	中郡医師会大磯班、平塚歯科医師会大磯地区
看護師及び看護補助者	2	登録看護要員、赤十字奉仕団等
受 付	1	スポーツ健康班職員
連 絡 員	1	スポーツ健康班職員

(2) 医療救護班の要請

地震災害時における医療・救護活動を実施するため、本部長は災害の規模又は被災状況に応じて、中郡医師会大磯班及び平塚歯科医師会大磯地区に対して医療救護班の出動を要請する。ただし、中郡医師会大磯班及び平塚歯科医師会大磯地区は、被害の状況及び通信の途絶等で本部長が要請できない状態であると認めたときは、本部長の要請を待たず自らの判断で医療救護班を出動させるものとする。

(3) 県及び日本赤十字社神奈川県支部等に対する要請

本部長は、災害の規模又は被災状況に応じて、神奈川県医療救護計画に基づき関係機関に応援を要請する。

(4) 救護班の派遣調整等

県は町の要請又は自らの判断により、救護班を派遣する。

(5) 医療救護班の活動

医療救護班は、主として、町等で設置する救護所において医療救護活動を行う。

業務内容は次のとおりとする。

- 被災者に対する選別
- 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- 医療機関への転送の要否及び順位の決定
- 死亡の確認

4. 医療及び助産の方法等

(1) 災害救助法による医療及び助産の範囲等

医療及び助産の範囲等は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ア. 医療

医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して応急的な処置を行う。

医療は、医療救護班によって行う。ただし、緊迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院、又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師が行う施術を含む）において行う。

(ア) 範囲

医療の範囲は、次のとおりとする。

- 診察
- 病院又は診療所への入院
- 薬剤又は治療材料の支給
- 看護
- 処置、手術その他の治療及び施術

第3章 災害時の応急活動対策

第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動

(イ) 医療のための費用

医療を実施するため支出する費用の額は、医療救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(ウ) 実施期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ. 助産

災害のため、助産の方途を失った者に対しては、救急搬送を行うなど適切に対処する。また、助産について、後方支援病院や近隣の産科医療機関と事前に対処について協議しておくものとする。

(2) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて、医療及び助産に係る費用を支出し、医療・救護を行うことができる。

(3) 歯科

歯科医療については、本部長が被災状況等により必要と認めた場合は、平塚歯科医師会大磯地区に応援要請を行い、医療を実施する。

5. 医療機関の状況把握等

(1) 医療機関等の状況把握

地震災害時に医療機関は、備蓄医療資機材、医薬品等を活用し地域における医療・救護活動を行うこととなるため、町民福祉部は、医療機関等の被災状況等の収集を行い、医療・救護体制の状況把握に努める。

(2) 医療機関に対する優先的な給水活動

手術及び人工透析等、医療機関における医療用の水の確保は重要である。このため、町民福祉部は被災状況により、都市建設部下水道班に対し医療機関への優先的な給水活動の実施を要請する。

(3) 医療情報の提供等

医療機関の稼働状況等の情報は、災害対策本部の広報媒体を通じて町民に提供する。なお、人工透析患者等の医療の途絶が生命維持に係る者については、県及び町内外医療機関等の協力を得て、その医療を確保する。

6. 薬品及び医療機材等の調達

医療及び助産に必要な薬品及び医療機材等については、救護所に備蓄している薬品及び医療機材等を使用するほか、最寄りの業者から調達する。

平塚中郡薬剤師会は、町からの要請があった場合、又は救護所が設置されたことを知った場合は、救護所に出動し、スポーツ健康班に対する薬品及び医療機材等の供給を行う。

町において、医療救護活動に係る医薬品等に不足が認められる場合は、県に対して医薬品等の供給を要請する。

7. 救急・救助

(1) 負傷者等の救出及び搬送

負傷者等の救出及び救護所、病院等への搬送は、消防部が本節に定めるところにより、当直員による救急・救助隊のほか、非直員及び消防団による特設救急隊・特設救助隊をもって自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自衛隊、緊急消防援助隊等が応援派遣された場合は、消防部は派遣部隊と連携し、救急・救助活動を行う。

(2) 町以外の医療機関に対する協力要請等

ア. 町外医療機関に対する協力要請

町民福祉部及び消防部は、必要に応じ町以外の医療機関に対し収容等に係る協力を求める。

イ. ヘリコプターによる患者搬送

町民福祉部及び消防部は、重症患者等の搬送にあたり、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行うなど迅速な患者搬送に努める。

なお、他市等への緊急搬送のため使用するヘリコプター離着陸場及び派遣要請の手続等については「第12節第2項 自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

8. 避難者の健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安や環境の変化によって避難者が健康を害することが予想される。このため、町民福祉部は、平塚保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実施に努める。

- 避難者の健康管理及び栄養指導
- 避難者のメンタルケア
- 避難所における良好な衛生状態の確保

資 料

協定締結団体等一覧表

地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署、国府分署）

地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防団）

災害発生時における医療救護活動実施計画

医療機関等一覧

第4節 避難対策

主管部 本部事務局 各部

地震のため被害を受け、又は受けるおそれのある町民を安全な場所及び施設に収容し、保護するための計画を定める。

第1項 町民等の避難

1. 町民の自主的避難

(1) 避難先

町民は、建物の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、自らの判断で最寄りの公園、空地、学校グラウンド等へ自主的に避難する。

(2) 避難時の留意点

避難するときは、町民相互が協力しあい混乱を防ぐとともに、自主防災組織等は避難誘導を行うなど、町民の避難時の安全確保に努める。

避難時の留意点
避難に際しては、必ず火気及び電気（ブレーカー）等の始末を行う。
高齢者、障がい者、幼児等の災害時に配慮が必要な者の避難については、周辺住民及び自主防災組織等が協力し、安全な場所へ避難できるように努める。
消防車等緊急車両の通行確保のため、自動車による避難は行わない。
避難者は、可能な限りの食料、日用品及び最少限の着替え、肌着、医薬品等を携行する。

2. 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、地震の発生に伴い避難の必要が生じた場合、各施設が作成した消防法に定める消防計画及び大規模地震対策特別措置法に定める地震防災応急計画（地震防災規定を含む）に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童生徒、入所者等の安全確保に努める。

第2項 避難措置

1. 避難指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、次に掲げる者が避難実施のための必要な指示等を行う。

(1) 町長の措置

避難指示等は、原則として町長が行う。

災害対策本部における担当部は、本部事務局及び各部が協力して行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

ア. 避難の指示等の区分

区分	種 別	避難指示等を行う場合及び関係法令
高齢者等避難	災害全般	災害時に配慮が必要な者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報を発表することが出来る。
避難指示		人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退を指示することができる。 (災害対策基本法第 60 条)

イ. 避難の指示等の基準

避難の指示等は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

種別	基準等										
地震災害	● 地震火災の拡大により、町民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ● その他町民の生命を災害から保護するため必要と認められるとき。										
津波災害	● 津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間がかかるものまでであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、以下の判断基準に従って避難指示等を発令する。										
	<table><tr><th>発令内容</th><th>判断基準</th><th>発令対象区域</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>・ 津波注意報が発表され、被害のおそれがあるとき。（漁業関係、遊泳者、釣り人等）</td><td rowspan="2">海岸及び浸水の危険がある区域</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>・ 津波警報が発表されたとき。 ・ 強い地震（震度 5 強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき。</td></tr></table>			発令内容	判断基準	発令対象区域	高齢者等避難	・ 津波注意報が発表され、被害のおそれがあるとき。（漁業関係、遊泳者、釣り人等）	海岸及び浸水の危険がある区域	避難指示	・ 津波警報が発表されたとき。 ・ 強い地震（震度 5 強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき。
	発令内容	判断基準	発令対象区域								
	高齢者等避難	・ 津波注意報が発表され、被害のおそれがあるとき。（漁業関係、遊泳者、釣り人等）	海岸及び浸水の危険がある区域								
	避難指示	・ 津波警報が発表されたとき。 ・ 強い地震（震度 5 強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき。									
● なお、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報が入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。											

ウ. 避難指示の権限の委任

町長は、緊急を要する場合の避難の迅速を図るため、町長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難指示の権限を委任する。

エ. 緊急の場合の指示

上記により町長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させることができる。この場合速やかにその状況等を町長に報告し、以後の指示を受ける。

(2) その他の機関等の措置

区分	種 別	実施者	指示を行う場合及び関係法令
避難指示	災害全般	警察官又は海上保安官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は町長から要求があったとき避難のための指示をすることができる。(災害対策基本法第61条) なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができる。(警察官職務執行法第4条)
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により、避難のための指示をすることができる。(自衛隊法第94条)
		県知事又はその命を受けた吏員	知事は当該都道府県の地域に係る災害が発生により市町村が大部分の事務を行うことが出来なくなったときは、当該市町村が実施すべき措置を当該市町村長に代わって実施しなければならない。(災害対策基本法第60条)
	洪水又は高潮のはん濫	知事又はその命を受けた吏員、水防管理者	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(水防法第22条)
	地すべり	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(地すべり等防止法第25条)

(3) 避難指示の内容

町長、その他の避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

避難指示（緊急）の内容	
避難指示の発令者	避難先とその場所
避難指示を要する理由	避難経路
避難指示等対象地域	注意事項

(4) 避難措置の関係機関への連絡

ア. 関係機関への連絡

避難指示等を行った者は、イの連絡系統図に基づき関係機関へ次の事項を報告する。

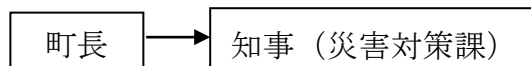
関係機関への報告事項	
避難指示等の発令者	避難対象者
避難指示等の日時	避難先
避難指示等の理由	

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

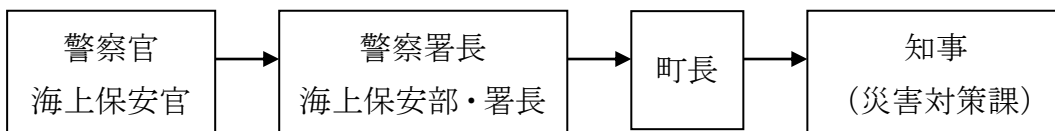
イ. 連絡系統図

(ア) 町長の措置

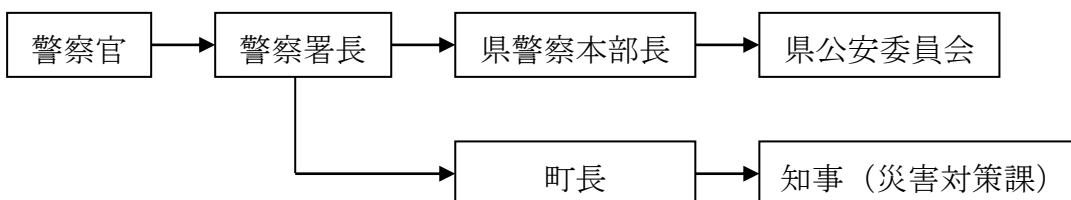


(イ) 警察官又は海上保安官の措置

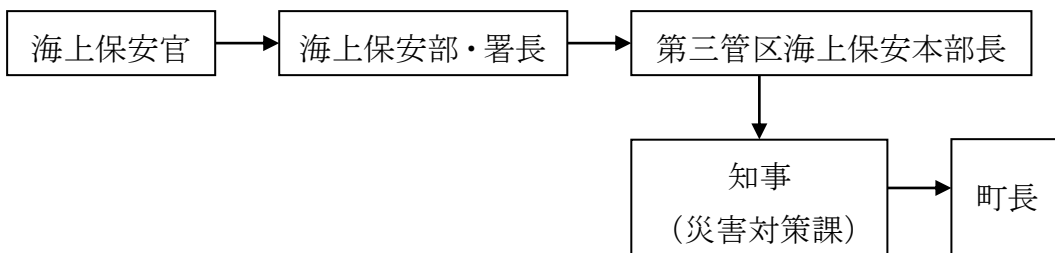
- 災害対策基本法に基づく措置



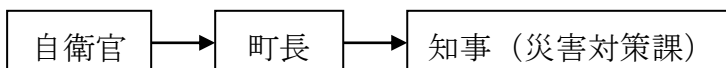
- 警察官職務執行法に基づく措置



- 職権に基づく措置



- 自衛官の措置



2. 避難誘導

避難誘導は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行ったうえで、避難指示を出した機関が行う。

ただし、町長は他の機関から避難指示を出した旨の通知を受けた場合は、担当部の職員を災害現場に派遣し避難誘導にあたらせる。この場合、警察、消防団及び自主防災組織等の協力を得て行う。

3. 町民等への周知

町長は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他の機関からその旨の通知を受けた場合は、避難対象地域の町民等に対し、防災行政無線、広報車等により避難指示等の伝達を行うとともに、担当部の職員を派遣し、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示等の徹底を図ることにより町民等への周知を行う。

4. 避難の必要がなくなった場合の措置

町長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を町民等に周知するとともに、「1. (4) 避難措置の関係機関への連絡」に定める連絡系統図に基づき関係機関へ通知する。

5. 警戒区域の設定及び措置

災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項に基づく警戒区域の設定及び措置は、次のとおりとする。

(1) 町長の措置（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りの制限、若しくは禁止をし、又は退去を命ずる。

(2) 警察官・海上保安官の措置（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

警察官又は海上保安官は、町長若しくは町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 設定に伴う措置

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察署の協力を得て行う。

6. 避難地区の区分

地震火災による避難対策を効果的に進めるため、本町の現状に鑑み町内全区を地震火災による避難の必要度から要避難地区と任意避難地区に区別する。

(1) 要避難地区

要避難地区は住居の連たんする地区を基準とし周辺地区もある程度の建ぺい率を擁する地区であり、しかも地震火災が発生した場合、消火活動が効果的に行われない場合は、火災が延焼する可能性があり避難時期を逸すると思われる地区であり、避難の必要度の高い地区である。

要避難地区は、都市計画区域に基づく市街化区域とする。

(2) 任意避難地区

任意避難地区は要避難地区以外の地区であり、当該地区は人口、住家も希薄で地震火災が発生しても単独火災か、数戸の延焼で被害がとどまるものと想定され、また周囲には空地等を有し、緊急避難が任意にできる見込があると思われる地区である。

7. 広域避難場所及び指定避難道路

地震火災から町民を可能な限り短時間の内に安全な場所に避難させるために、広域避難場所と避難道路を利用する。

(1) 広域避難場所

火災の延焼拡大が見込まれる場合には、原則指定された広域避難場所へ避難する。ただし、災害の状況により安全な避難場所への避難を優先とする。

(2) 指定避難道路

避難にあたっては、比較的安全と思われる避難道路又は指定避難道路により避難する。

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

8. 帰宅困難者への対応

(1) 町の対応

町は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。なお、一時滞在施設は、大磯小学校体育館及び大磯町保健センターとし、災害等の状況により適宜、代替施設を設けるものとする。

また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。

(2) 企業・事業者等の対応

企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努める。特に施設内の災害時に配慮が必要な者に対しては、その対応を徹底する。

旅館、ホテル等の宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとする。

発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとする。なお、災害時に配慮が必要な者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

第3項 避難所設置

1. 避難所の設置

町長は、避難場所に避難した被災者のうち、引き続き避難を必要とする者を一時収容し保護するため、避難所を設置する。

また取組指針を踏まえ、避難所の機能整備、多様なニーズを踏まえた避難所運営、福祉避難所の管理・運営、在宅避難者の生活環境への配慮、被災者台帳の活用等による避難所を拠点とした支援の実施等により、避難所等における良好な生活環境の確保に努める。

(1) 避難所の避難対象者

避難所で一次収容し保護する対象者は、原則、次のような被害状況の被災者とする。

- 避難指示等を受けた町民
- 住宅が被害を受けて、居住の場所を失った町民
- 被害を受けて、安全確保のために、避難を要する町民
- 帰宅することが困難な者

(2) 避難所の統合分散

- 災害の状況、収容人員等により避難所の統合分散を図るものとする。
- 避難所は、原則として、耐震耐火構造の小中学校等を活用するものとし、長期収容を必要とす

る者については、努めて体育館に収容するよう配慮する。

- 収容人員は、3㎡当たり1人とし、不足する場合などは必要に応じ野外収容施設を設置することとする。
- 指定された避難所では対応しきれない災害時に配慮が必要な者については、社会福祉施設への緊急入所を要請するとともに、入所できない場合には、社会福祉施設の空きスペースを福祉避難所として活用し、公的宿泊施設、旅館、ホテル等を避難所として借り上げて対応するものとする。

(3) 指定避難所の場所

- 避難所の地区割当は、原則として小・中学校通学区域に準ずることとし、努めて地区別に収容するよう配慮する。
- 指定避難所は、必要となった地区に応じて開設するものとするが、当該施設に入所が不可能な場合は、災害対策本部の指示により他の公共施設等を活用する。

2. 指定避難所の開設

(1) 一次避難所の開設（学校施設）

避難所の開設に当たり、都市建設部都市計画班は避難所の応急危険度判定を行い、安全性の確認を行う。

教育部長は、町長から指示を受けた場合は、安全性の確認された避難所に、直ちに職員を派遣し、開設に必要な準備をする。

町長は、大地震による火災が終息し、被災者を避難所に収容する必要があると認めたときは、教育部長に対して一次避難所の開設を指示する。

避難所に入所があったときは、「避難状況・救護所開設状況報告」により速やかに本部事務局に報告を行う。あわせて、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(2) 二次避難所の開設（福祉施設）

町長は、一次避難所の配慮が必要な者、その他の状況を判断して、必要に応じ町民福祉部長に二次避難所の開設を指示する。

避難所に入所があったときは、「避難状況・救護所開設状況報告」により速やかに本部事務局に報告を行う。

(3) 住民への周知

政策総務部政策班は、避難所の開設状況を速やかに地域住民に周知する。

(4) 県知事等への報告・要請

避難所を開設したときは、本部事務局は開設状況を速やかに、「避難状況・救護所開設状況報告」により知事及び大磯警察署等関係機関に連絡する。

野外収容施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により前記の期

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

間を延長する必要がある場合には、町長は、知事の事前同意（内閣総理大臣の同意を含む。）を受けなければならない。

第4項 避難所の運営管理

1. 避難所の運営

- 教育部長及び町民福祉部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名するものとする。
- また、避難住民が自主防災組織等を中心として円滑に避難生活を運営できるよう、必要な支援を行う。
- 避難所に配置された職員は、避難所の混乱防止、秩序保持のため「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。
- 教育部長及び町民福祉部長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。
- 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。
- 女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組の実施に努める。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。
- 町民福祉部長は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、社会福祉協議会及び県災害救援ボランティア支援センターなど、ボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。
- 教育部長及び町民福祉部長は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を判断する。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 教育部長は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

(1) 避難所配置職員の任務

- ア. 避難所の開設
- イ. 避難所の受付及び人員把握
- ウ. 収容者の組織編成

収容者をなるべく地区等ごとに適正な人員（30 人程度）によって班を編成し、班長を決める。班長には、できるだけ地区等の役員を充てるものとする。班長は、連絡その他町職員の業務に協力する。

エ. 物資の受払い及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。

オ. 諸記録及び報告

個人情報に配慮しつつ避難所の運営管理状況等必要な記録（収容者名簿、日誌、物品受払簿等）をし、災害対策本部へ報告する。

カ. 避難所運営委員会の支援

キ. その他

- 情報の伝達は、直接又は運営委員会を通じて収容者に伝達する。
- 運営委員会、収容者、ボランティア等の協力を得て、食品の配分、炊き出し等給食を行う。
- 収容者からの各種相談に応ずるほか、運営委員会その他の協力を得て収容者の世話をを行う。
- 町民福祉部スポーツ健康班が行う消毒活動等に協力するほか、施設の使用について管理責任者と連絡を密にし、十分な保安全管理に当たる。
- 社会福祉協議会及び県災害救援ボランティア支援センターなど、ボランティア団体のネットワーク組織等と連携して、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れを行う。
- 県と協力して帰宅困難者が多数発生した場合、情報提供など帰宅困難者対策に努める。

(2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、「避難所運営マニュアル」に基づき、運営組織を速やかに立ち上げ、以下の内容に取り組むことで、円滑で秩序ある自主的な避難所運営に努める。

- ア. 災害対策本部と情報伝達
- イ. 避難所運営にかかる協議、調整、決定
- ウ. 避難者名簿の作成
- エ. 食料・物資等の配布
- オ. 避難所ルールの徹底
- カ. ボランティアへの対応

2. 避難所における健康管理等

避難生活が長期化した場合においては、不安や環境の変化によって避難者が健康を害することが予想される。このため、町民福祉部は、平塚保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、次の事項の実

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

施に努める。

- 避難者の健康管理及び栄養指導
- 避難者のメンタルケア
- 良好な生活環境の確保

3. 災害時に配慮が必要な者への配慮

町は、高齢者、障がい者等に対して、必要に応じ、社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに行う。また、在宅の高齢者、障がい者等の所在情報を把握し、迅速に避難が出来るように努める。

町は、避難所の運営に当たって、在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。

町は県と協力して、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営にあたって、外国人に十分配慮する。

町及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施する。

4. ペット対策

被災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。

5. 避難者の他地区への移送

(1) 避難者を他地区へ移送する場合

本部長は、避難者を避難所に収容できない場合、本町から最も近い距離にある非被災地又は小被災地若しくは隣接市町への移送について、知事に要請する。

移送に当たっては、町の保有車両又は民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、関係防災機関へ応援を要請する。

他地区に避難所を開設するに当たっては、災害対策本部職員のうちから避難管理者を定めて、移送地へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

(2) 他地区から避難者を受入れる場合

本部長は、知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受入体制を整備するとともに、災害対策本部職員を派遣して避難所運営に協力するものとする。

第5項 公園等での避難生活者に対する措置

避難後の被災者のうち住居等を失い、又は住居等に留まっていた場合は危険があり、宿舎や給食等の救援を要する者については、指定避難所を開設し収容の措置をとるが、災害の状況により、公園、空地

等でテント等を張り避難生活をする者も予想される。こうした避難生活者に対しては、次により対応する。

1. 町本部の担当部

災害対策本部における担当は、都市建設部とする。

2. 避難生活者に対する措置

都市建設部において避難者の把握に努め、指定避難所の収容能力に余裕がある場合は、指定避難所へ誘導する。傷病者等については、町民福祉部の指示を受け適切な措置を講ずる。

都市建設部は、自主防災組織等の協力を得て、避難生活者数を把握し、本部事務局に報告する。

公園、空地等の避難生活者に対する給食、給水、物資配給等は、避難所において支給を行うので、その旨周知する。ただし、都市建設部が被災状況により公園、空地等での支給等が必要と認めたときは、本部事務局に要請する。

町民福祉部は都市建設部と連携し、町の応急対策の状況、医療及び生活関連情報等の伝達を行う。

第6項 住宅対策

1. 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が必要と認めた場合は、本部長が実施する。

2. 応急仮設住宅の設営

災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居基準等は、次のとおりである。

(1) 入居の対象

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 次に掲げる者で自らの資力では住宅を建築することができない者
 - 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - 特定の資産のない高齢者、病弱者、障がい者
 - 特定の資産のない失業者
 - 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - 特定の資産のない母子家庭
 - 前各号に準ずる経済的弱者等

(2) 規模及び経費

日常生活に必要な最小限度の施設を有する1戸当たり 29.7 m²(9坪)を基準とし、その設置のため支出する費用は、災害救助法の定めるところによる。

(3) 設営の方法及び時期

町内建設業者の協力又はプレハブ住宅、貸プレハブ（リース）により設営、又は民間賃貸住宅の借り上げにより行い、災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第4節 避難対策

(4) 供与の期間

応急仮設住宅を供与する期間は、建築基準法第85条第3項又は4項の規定により、完成の日から2年以内とする。

(5) 建設場所等

ア. 建設予定地

応急の仮設住宅の建設敷地等は、大磯運動公園や公有の未利用地等を優先的にするとともに、状況により止むを得ない場合は、公園等の公共施設、民間の未利用地、農地等を利用する。

イ. 高齢者又は障がい者向き仮設住宅（福祉仮設住宅）の提供

応急仮設住宅の建設にあたっては、被災者の実態等を考慮し、必要な場合は、県と協議し、高齢者又は障がい者向きの仮設住宅（福祉仮設住宅）の建設について検討する。

(6) 応急仮設住宅の管理及び処分等

ア. 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

応急仮設住宅への入居者の募集の際は、災害時に配慮が必要な者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考する。

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れを配慮する。

イ. 応急仮設住宅の処分

災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了したときは、知事が処分を行う。

(7) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合においては、本部長は、災害救助法に準じて実施するものとする。

3. 住宅の応急修理

災害救助法に基づく住宅の応急修理の基準等は、次のとおりである。

(1) 応急修理の対象

住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活を営むことができない者又は自分の資力では応急修理が出来ない者。

(2) 応急修理の範囲、費用及び期日

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない部分の応急修理は、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、災害救助法の定めるところによる。修理は、災害発生の日から1箇月以内に完成させなければならない。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合においては、本部長は、災害救助法に準じて実施するものとする。

4. 賃貸住宅の活用

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、町は、既存の賃貸住宅等のあっせん、情報提供等を行う。

(1) 公営住宅等の活用

町営住宅又は他の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居のあっせんを行う。

(2) 民間アパート等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についてもその情報を収集、提供し、必要な場合は一時入居のため、所有者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

資 料

協定締結団体等一覧表

広域避難場所、指定避難所一覧

緊急避難所一覧

広域避難場所、指定避難道路位置図

広域避難場所、指定避難道路の選定基準

津波避難場所、避難ビル一覧

避難状況・救護所開設状況報告

応急仮設住宅標準仕様

第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

主管部 町民福祉部 産業環境部 消防部

地震災害時における、非衛生的な生活環境を改善し、住民生活の安定を図るための措置を講じる。
また、地震災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

第1項 保健衛生

1. 避難生活者の健康管理等

(1) 巡回指導体制

避難生活者の健康管理、栄養指導を実施するため、保健師等と連携し、巡回指導体制を確立する。

(2) 健康管理、栄養指導の実施

保健師等により避難所を巡回し、避難生活者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への収容措置を行う。

(3) メンタルケアの実施

地震災害による子どもや高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷ストレス障害などの「心の傷」をケアするため、精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な対策を講じる。

また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持にも努める。

(4) 良好な生活環境の早期確保

避難生活者の生活環境を確保するため、仮設トイレの早期設置や清掃等について必要な措置を講じるほか、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努め、常に良好な衛生状態を保つように努める。

第2項 防疫対策

1. 実施機関

被災地域における防疫は本部長が実施する。ただし、災害の状況により本部長が不可能と判断した場合は、知事にその旨を報告して、感染症予防法及び予防接種法に基づき、知事の応援を求めるものとする。

2. 防疫活動

防疫活動の内容等については、次のとおりとする。

(1) 防疫活動の内容

町民福祉部は、災害の状況等により必要な車両、機材を確保し、被災地域における次の防疫活動を行う。

- 被災地域及び避難所から伝染病患者が発生した場合の隔離収容及び消毒その他必要な予防処置を行う。
- 環境衛生上必要がある場合には、被災地の消毒並びに害虫等の駆除を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

(2) 防疫活動の体制

町民福祉部は、防疫活動を行う。なお、被害状況により人員等に不足が生じた場合、又は不足が予想される場合は、「第12節第1項 行政機関への応援要請」、「第13節第2項 防災関係民間団体等の協力」、「第14節第1項 ボランティアの協力」等に基づき、応援要請を行う。

(3) 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤については、平塚中郡薬剤師会等に要請し調達する。

3. 感染症の予防措置等

被災地において感染症が発生したとき又は感染症が発生するおそれがあるときは、感染予防の見地から、次により予防措置等を行う。

(1) 予防措置

被災地域における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

感染症予防上必要と認める場合、予防接種法第6条及び第9条の定めるところにより、知事の指示に基づき平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、臨時の予防接種を行う。

(2) 感染症発生時の対応及び周知

被災地域又は避難所から感染症患者が発生した場合は、平塚保健福祉事務所へ報告し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた対応を図るとともに、関係機関との連絡を密にし、その発生状況、町等の防疫活動及び注意事項等について、町民福祉部スポーツ健康班を通じて町民に対し周知を図る。

(3) 消毒の方法

知事の指示に基づき平塚保健福祉事務所等関係機関と協議し、消毒、ねずみ族・昆虫の駆除を行う。

第3項 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

1. 実施機関

行方不明者の搜索、死体の処理及び埋葬は、本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

2. 行方不明者の搜索等

地震災害時において死亡していると推定される行方不明者の搜索は、次により行う。

(1) 行方不明者の申し出受理

行方不明者の申し出は、町民福祉部において受理するものとする。

申し出の受理にあたっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等の必要事項を「行方不明者搜索申出受付票」に記録する。

町民福祉部は、行方不明者搜索申出受付票を取りまとめ、その内容を消防部及び警察等へ連絡する。

(2) 行方不明者の搜索活動等

行方不明者の搜索は、消防部が警察と連携を密にし、早期発見に努める。ただし、状況に応じ自衛隊、消防団、自主防災組織及び自治会等の協力を得て実施する。

消防部は、人命救助、救急活動及び行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、町民福祉部及び

警察に連絡する。

(3) 災害救助法に定める搜索のため支出する費用及び期間

ア. 搜索のため支出する費用

災害救助法に定める搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

イ. 搜索期間

災害救助法に定める搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(4) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用及び期間の範囲を超えて搜索に係る費用を支出し、又は搜索を行うことができる。

3. 遺体の取扱い方法

災害救助法が適用されるときは同法により、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

なお、遺体の処理は警察と密接な連絡をとり、各関係部が連携して行うとともに、葬祭業者等へ委託し、又は自主防災組織、地区等へ協力を要請して行う。

(1) 遺体の発見、通報

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに大磯警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。

本部長は、検視・調査等を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った場合には必ず警察に通報し、検視・調査等を受けさせることを徹底する。

(2) 遺体の検案等

遺体の検視・調査等は、警察が行う。

遺体の検案は、本部長の派遣要請を受けた医師が、法医学専門医、警察協力医との協力により、遺体収容所で実施する。

検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(3) 遺体の搬送・収容

町民福祉部は、搜索等により発見された遺体を町の定める遺体収容（安置）所に搬送し、収容する。ただし、状況に応じて自主防災組織、消防団及び地区等へ搬送に対する協力要請を行う。

(4) 遺体の収容（安置）及び遺体の安置

ア. 遺体収容（安置）所の開設

町民福祉部は、世代交流センター「岩田孝八記念室内競技場」を遺体収容所として開設する。状況に応じて保健センターを開設する。

イ. 遺体の処置等

遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達する。

町民福祉部は、検視・調査等及び検案が終了した遺体について、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示する。

遺体の保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととする。

第3章 災害時の応急活動対策

第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

(5) 遺体の身元確認

町民福祉部は、警察、平塚歯科医師会、自主防災組織、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引取人発見に努め、身元不明者については遺体及び所持物品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し遺留品を保存する。

(6) 遺体の引渡し

大磯警察署は、遺体の検視・調査等及び検案が終了し、身元が判明した遺体については、家族又は関係者に引渡しを行う。

町民福祉部は、大磯警察署が行う遺体の引渡し作業に協力するとともに、遺体処理票に必要事項を記載する。

(7) 広報

本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、統一的に行うものとする。

(8) 災害救助法に定める遺体処理の範囲、費用及び期間

ア. 遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用

災害救助法に定める遺体処理の範囲及び処理のため支出する費用は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

- 災害救助法の定めるところによる。

(イ) 遺体の一時保存

- 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費の通常の実費額
- 既存建物を利用できない場合は、災害救助法の定めるところによる。
- 上記の場合において、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 検案

- 遺体の検案は、本部長の派遣要請を受けた医師が、法医学専門医、警察協力医との協力により実施する。

イ. 遺体の処理の期間

災害救助法が定める遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用を超えて遺体処理に係る費用を支出し、又は期間を超えて遺体処理を行うことができる。

4. 埋・火葬

地震災害により死亡した者のうち、遺体の引取人がない場合（以下「身元不明遺体」という。）、又は引取人があっても災害による混乱のため、埋・火葬ができない場合は、次による。

(1) 埋・火葬の方法

埋・火葬の方法は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとする。

また、遺体の処理については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適性処理ガイドライン」に沿った柩の調達・遺体の搬送の手配・遺体の保

存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

- 町民福祉部は、対象者の遺体を火葬する場合、「埋・火葬台帳」を作成するとともに、「埋・火葬許可書」の交付を受け、指定された火葬施設に搬送する。
- 町民福祉部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に一時保管し、「埋・火葬台帳」に必要事項を記載して、遺族等に引き渡すものとする。

(2) 遺骨等の引取人のない場合の取扱い

町民福祉部は、身元不明遺体の遺骨及び遺留品を所定の遺体安置所に保管する。

なお、所定の遺体安置所が閉鎖される場合は、本部長の指示を受け町民福祉部において引き続き保管し、警察等の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査するものとする。

(3) 災害救助法に定める埋・火葬の範囲、費用及び期間

ア. 埋・火葬の範囲及び費用

災害救助法に定める埋・火葬の範囲及び費用は、次のとおりである。

(ア) 対象者の埋・火葬は次の範囲内において、原則として現物を支給する。

- 棺（付属品を含む。）
- 骨つぼ及び骨箱
- 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(イ) 埋葬のため支出する費用

- 災害救助法の定めるところによる。

イ. 埋・火葬の期間

災害救助法に定める埋・火葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(4) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用を超えて埋・火葬に係る費用を支出し、又は期間を超えて埋・火葬を行うことができる。

(5) 遺骨仮安置場所

身元不明遺体の遺骨については、町民福祉部が町内寺院に協力を依頼し、仮安置の措置を講ずるものとする。

資 料

防災備蓄物品等一覧表

行方不明者捜索申出受付票

遺体処理票

埋・火葬処理票

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

主管部 政策総務部 町民福祉部 都市建設部 産業環境部 教育部

地震災害後の罹災者に対する水、食料等の供給について、それぞれの施策を明示し、地震災害時における救援救急救護活動の万全を図るものとする。

また、災害によって住家の全焼等により日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、これらの物品を直ちに入手する事が出来ない状態にある者に被服、寝具その他生活必需品(以下「物資等」という。)を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第1項 給水対策

1. 実施機関

被災者に対する飲料水等の供給は本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

2. 給水の範囲

地震災害時における被災者の飲料水、生活用水及び医療用水（以下「飲料水等」という。）の給水活動を迅速かつ的確に行う必要がある。飲料水等の給水の対象者及び給水量は次のとおりである。

(1) 給水の対象者

ア. 飲料水の供給

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は断水したため飲料水が得られない者に対して行う。

イ. 生活用水の供給

水道、井戸等の給水施設の破壊又は断水等により生活用水を得ることができない世帯に対して行う。

ウ. 医療用水の供給

水道、井戸等の給水施設が破壊され、医療用水が汚染し、又は断水したため医療用水を得ることができない医療機関に対して行う。

(2) 給水量

- 飲料水は、1日1人あたり3Lとする。
- 生活用水は、災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とする。
- 医療用水は、医療機関等の要請に基づく必要量とする。

第3章 災害時の応急活動対策

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

3. 給水方法等

(1) 給水方法

ア. 車両等

飲料水等は、運搬用貯水槽積載車等の車両により国府配水池及び大磯低区配水池から搬送する他、耐震性貯水槽（飲料水兼用）や海水等淡水化浄化装置による海水の真水化等の方法により行う。

イ. 給水容器等

飲料水及び生活用水の給水容器は、町民が各自用意する。ただし、必要な場合は、ビニール給水袋等を使用する。

ウ. 医療用水の給水

医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行う。

エ. 自主防災組織等への協力要請

飲料水等の給水は、都市建設部及び教育部が相互に協力して行うものとするが、状況に応じ、自主防災組織、自治会、ボランティア及び教職員等の協力を得て行う。

また、必要に応じて、民間団体、相互応援協定都市又は自衛隊等に対し、政策総務部及び本部事務局を通じて協力要請を行う。

オ. 企業庁との連携

飲料水等の確保及び給水にあたっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所と緊密な連携を保つとともに、相互に協力し、水道の早期復旧に努める。

(2) 給水の場所

飲料水及び生活用水の給水は、原則として指定避難所で行う。ただし、被害の状況等により必要な場合は、道路の一隅、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」）に指定し、給水を行う。

(3) 飲料水の給水順位

飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行う。

- 医療機関、救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設
- 指定避難所及び給食調理施設
- 一般給水拠点

(4) 給水上の配慮

飲料水等の給水にあたっては、高齢者、障がい者及び乳幼児等、災害時に配慮が必要な者に対する配慮、衛生上の配慮に留意するものとする。

4. 飲料水等の確保

飲料水等の確保は、原則として次の順序及び方法により行う。ただし、災害の状況により適宜最も適切な方法をとるものとする。

確保の順序	確保の方法
第1次確保	地震発生直後の30分程度は水道水の使用が可能と考えられるため、広報、自主防災組織等を通じ、町民、事業所等に対し、飲料水の汲み置きを呼びかけ、可能な限り飲料水を確保する。
第2次確保	道路状況に特に支障のない場合は、県企業庁国府配水池及び大磯低区配水池から給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保する。
第3次確保	町内に設置してある飲料水兼用貯水槽の貯水を汲み上げ、飲料水又は医療用水を確保する。なお、兼用貯水槽の水は、火災が発生しているときは消火用水として優先するとともに、消火後も二次火災の発生に備えるため、極力飲料水等としての使用は制限するものとする。
第4次確保	町内の鋼板プールの貯水をろ水機によりろ過し、又は化学処理を加えて飲料水を確保する。海水等淡水化浄化装置による海水の真水化により飲料水を確保する。なお、他の方法により飲料水の確保が可能な場合は、これらの飲料水は主に生活用水として使用することとし、極力飲料水としての使用は制限するものとする。
第5次確保	企業庁によって復旧された配水管に応急給水栓を設置し、飲料水等を確保する。

5. 給水資機材等の調達

給水資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとする。

資機材等	調達の方法
備蓄資機材	町が備蓄するろ水機、運搬用貯水槽、ビニール給水袋等を災害の状況に応じて適宜使用する。
給水車	町が所有する水槽付消防ポンプ車等を災害の状況に応じて適宜使用する。
搬送車両	政策総務部総務班に対し庁用自動車の使用を申請し、又は神奈川県トラック協会県央ブロック等への応援の要請を行い、必要な車両を確保する。
その他必要な資機材等	上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて調達する。

6. 給水費用及び期間

(1) 災害救助法による費用の範囲及び給水期間

飲料水の供給を実施するため支出する費用及び供給期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ア. 費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

第3章 災害時の応急活動対策

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

イ. 給水期間

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、飲料水等の供給に係る費用を支出し、又は給水を行うことができる。

第2項 食料供給対策

1. 実施機関

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

2. 供給対象者

食料の供給対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、本部長が決定するものとする。

- 指定避難所等に収容された者
- 住家に被害を受けて炊飯のできない者
- 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者
- 水道や電気等の機能停止により炊飯のできない者
- 町内の旅行者又は一時滞在者等で帰宅困難な者
- 災害地における救助作業又は応急復旧作業に従事する者（これらの者については災害救助法の配給対象とはされない）
- その他本部長が必要と認める者

3. 供給方法等

(1) 現物による供給

食料の供給は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。

(2) 供給方法

被災者及び災害応急対策従事者等への食料の供給は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとする。

供給方法	内 容
①町の備蓄食料の供給	防災備蓄倉庫等に備蓄してある長期保存食等を供給する。
②米飯の炊き出し	米穀販売事業者、協定業者等から調達した米穀により自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを行う。
③協定業者等から調達した食料の供給	協定を締結している業者等から調達したインスタント食品、パン、牛乳、弁当等を供給する。
④救援食料の供給	相互応援協定都市等から寄せられた救援食料を供給する。

⑤乳幼児に対する粉乳の供給	乳幼児の保護のため、粉乳を協定業者等から調達し供給する。
---------------	------------------------------

(3) 供給の回数及び量

食料の回数は、1日3回（3食）を原則とする。ただし、副食品の供給は、必要の都度行うものとする。

米飯の炊き出しによる場合は、1人1食当たり200g（精米換算）とする。ただし、救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業に従事する者に対しては、300g（精米換算）とする。

乳幼児の粉乳については、次のとおり供給するものとする。

新生児（生後4週間まで）	1日 500～700CC（70～98g）
乳児（4週間～1年）	1日 800～1,000CC（112～140g）

(4) 供給の場所及び従事職員等

ア. 供給の場所

食料の供給は、原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行う。

イ. 従事職員等

米飯の炊き出し又は食料の供給は、教育部及び産業環境部の職員をもって充てるが、状況に応じ自主防災組織、自治会、ボランティア及び教職員等の協力を得て行う。

ウ. 供給上の配慮

食料の供給にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- 高齢者、障がい者及び乳幼児等、災害時に配慮が必要な者に対する配慮
- 衛生の確保

4. 食料の調達・搬送

(1) 米穀の調達

米穀の調達は、原則として、次の方法及び順位により行う。

米穀販売事業者からの調達	米穀販売事業者の手持分を調達するものとする。
県の協定業者からの調達	米穀販売事業者からの調達が困難な場合は、知事に対し支援要請を行い、県が協定している業者等から調達する。
政府所有食料（米穀）の調達	災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、直接引渡しを要請する。

(2) その他の食料の調達

米穀以外の食料の調達は、次の方法及び順位による。

第3章 災害時の応急活動対策

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

協定業者からの調達	弁当、パン及び麺類等の主食並びに副食、調味料、缶詰及び乳幼児用の粉乳等については、必要に応じて協定業者から適宜調達する。
県の協定業者からの調達	協定業者からの調達が困難な場合は、知事に対し要請を行い、県が協定している業者等から調達する。

(3) 調達の要請手続

協定業者から調達する場合の手続きは、資料編の「協定締結団体等一覧表」に掲げる協定先の連絡者等を通じて行うものとする。

産業環境部は、協定業者における食料の緊急放出可能量の把握確認に適宜努めるものとする。

食料の調達に関する要請の手続は産業環境部が行うが、知事への要請については、本部事務局を通じて行うものとする。

(4) 救援食料の取扱い

ア. 救援食料の調達要請

食料の調達において、上記の方法による調達が困難であるとき、又は数量が不足するときは、その必要とする食料の種類、数量等を十分に把握し、相互応援協定都市に対して政策総務部を通じて調達の応援を要請する。

イ. 受入れ及び保管

救援食料の受入れ場所

東部地区：大磯幼稚園

西部地区：県立おおいそ学園

救援食料の受入れ及び保管は、産業環境部が教育部の協力を得て行う。また、必要な場合は状況に応じて、自主防災組織、自治会、ボランティア及び民間団体等の協力を得て行うものとする。

ウ. 分別及び出納

救援食料の分別及び出納は、産業環境部が教育部の協力を得て行う。また、必要な場合は状況に応じて、自主防災組織、地区、ボランティア及び民間団体等の協力を得て行うものとする。

救援食料の分別は、集積食料等の状況のほか、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行う。また、救援食料の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行う。

(5) 救援食料の搬送

大磯幼稚園、県立おおいそ学園に集められた救援食料の搬送は、産業環境部が避難所等の供給地へ搬送する。搬送に必要な車両は政策総務部に調達請求を行う。

5. 炊き出しの実施

米飯による炊き出しは、教育部長の指示に従い行う。

炊き出しのための施設は、町内公立学校の内、給食場の施設を、必要により利用する等災害地の事情を考慮してその都度定める。

炊き出しの従事者は、町の職員をもって充てるほか、協力者として町民組織等の協力を得る。

炊き出しの運搬は、衛生上又は運搬状況等を考慮して行う。

6. 供給の費用及び期間

(1) 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

食料の給与のため支出する費用及び給与の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ア. 費用の範囲

食料の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法の定めるところによる。

イ. 供給の期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、食料の給与に係る費用を支出し、又は給与を行うことができる。

第3項 生活必需品等供給対策

1. 実施機関

被災者に対する物資等の供給は本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第13条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

2. 供給の範囲

(1) 対象者

物資等の供給対象者は、次に掲げる被災者等とするが、災害の状況や被災者の状況などを考慮して本部長が決定する。

物資等の供給対象者	
避難所に避難している避難者	供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった被災者
住家の被害状況により、日常生活に大きな支障をきたしている被災者	災害応急対策に従事している者
町内の旅行者または一時滞在者で、帰宅困難な被災者	その他、本部長が認める者

(2) 供給物資等

供給を行う物資等は、次に掲げるもののうち、被災状況、物資調達状況等を考慮し、必要と認めた最小限度のものとする。

- 寝具（毛布、布団等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 保育用品（ほ乳びん等）
- 被服（肌着等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）

第3章 災害時の応急活動対策

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 日用品（石けん、タオル、ティッシュ等）
- 衛生用品（おむつ、生理用品）

3. 供給方法

（1）供給方法

物資等の供給は、状況に応じて必要の都度行うこととし、次のいずれかの区分により行うものとする。

種 類	内 容
個人供給	被災者一人一人に供給するもの
世帯供給	世帯ごとに供給するもの
被害供給	被害の程度により供給するもの
特別供給	高齢者、障がい者及び乳幼児等に特別に供給するもの

また、物資等の供給は、産業環境部及び教育部が、状況に応じ自主防災組織、自治会、ボランティア及び教職員等の協力を得て行うものとする。

（2）供給の場所

物資等の供給は、食料の供給に準じ、原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとする。

（3）供給上の配慮

- 物資等の供給にあたっては、次の点に留意するものとする。
- 時間的経過の中での被災者の要望等の把握
- 高齢者、障がい者及び乳幼児等、災害時に配慮が必要な者に対する配慮
- 季節性の配慮

4. 物資等の調達・搬送

（1）調達方法

物資等の調達方法は、次に掲げる方法のうち、災害の状況等により適切と思われる方法をもって行うものとする。

調達の仕方	内 容
①町の備蓄物資等の放出	防災備蓄倉庫等に備蓄してある物資等を放出する。
②協定業者等からの調達	協定を締結している業者等に協力を要請し調達する。
③応援協定都市からの調達	相互応援協定都市に対し救援を要請し調達する。
④県からの調達	上記の方法によるほか、必要な場合には、県が保有する物資等を県に対し要請し調達する。

（2）調達物資等の把握及び措置

調達物資等の数量、品目等の把握及び必要な措置は、次により行う。

関係部	把握及び必要な措置の方法
産業環境部	産業環境部は、教育部と連携を取り、調達を必要とする物資等の品目等の把握に努め、次のとおり措置する。 ① 防災備蓄倉庫等の備蓄物資等の放出 ② 協定業者等、応援協定都市又は県に対する調達の要請（協定都市及び県への要請は政策総務部、本部事務局を通じて行う） ③ 調達物資等の受入れ、分別、保管、配分及び指定避難所等への搬送 ④ 公園等に避難した者に対し、物資等を供給する。 ⑤ その他物資等の調達に関する必要な措置
教 育 部	教育部は、指定避難所等で物資等が必要なときは、その品目等を把握し、産業環境部へ調達の要請を行う。

（３） 救援物資等の取扱い

ア. 救援物資等の要請

調達物資又は一般からの任意の救援物資等に品目、数量の不足等が生じたとき、若しくは新たな物資等が必要となったときは、本部事務局を通じて県又は他の地方公共団体等へ救援を要請する。

救援要請を行う場合は、物資等の種類、数量、搬送方法、搬送場所等必要な事項を要請先に示すとともに、その受入れ体制を整え、救援物資等の迅速かつ効率的な取扱いに努めるものとする。

イ. 受入れ及び保管

救援物資等の受入れ場所は、東部地区は大磯幼稚園、西部地区は県立おおいそ学園とする。

救援物資等の受入れ及び保管は、産業環境部が教育部の協力を得て行う。また、必要な場合は状況に応じて、自主防災組織、自治会、ボランティア及び民間団体等の協力を得て行うものとする。

ウ. 分別及び出納

救援物資等の分別及び出納は、産業環境部が教育部の協力を得て行う。また、必要な場合は状況に応じて、自主防災組織、自治会、ボランティア及び民間団体等の協力を得て行うものとする。

分別は、集積物資等の状況のほか、災害の状況、搬送手段の状況、避難所の状況等を考慮し、最も効果的な方法により行う。また、救援物資等の受入れ及び払出しの出納は、状況に応じ適切な方法をもって行う。

（４） 救援物資等の搬送

大磯幼稚園、県立おおいそ学園に集められた救援物資等の搬送は、産業環境部が避難所等の供給地へ搬送する。搬送に必要な車両は政策総務部に調達請求を行う。

災害の状況によっては、調達先からの直接搬送等を考慮し実施する。

第3章 災害時の応急活動対策

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

5. 供給の費用及び期間

(1) 災害救助法による費用の範囲及び供給期間

物資等の供給のため支出する費用及び供給の期間は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ア. 費用の範囲

季別及び世帯区分における費用の範囲は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。季別は災害発生の日をもって決定する。

イ. 供給の期間

物資等の供給は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、物資等の供給に係る費用を支出し、又は供給を行うことができる。

資 料

協定締結団体等一覧表

防災備蓄物品等一覧表

貯水量及び給水可能日数

防災指定井戸一覧表

第7節 文教・保育対策

主管部 教育部 町民福祉部

地震災害発生時における児童・生徒等の保護、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項について定め、もってこれらの円滑な遂行を図るものとする。

第1項 文教対策

1. 学校における応急対策

(1) 学校施設の管理

ア. 応急措置

災害が発生した場合、学校長は対策本部を設置し、施設設備の点検や情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。

教育部長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

イ. 災害時の施設設備点検項目

点検項目
・火災の有無（給食室、給湯室、家庭科室、理科室、近隣出火状況） ・校舎、体育館等の被害状況（建物躯体、建物取付具、備品） ・工作物の被害状況（ブロック塀、樹木、防球ネット、門扉、掲揚ポール、境界フェンス等） ・ライフライン等の被害状況（電気、ガス、上下水道、電話） ・施設利用の可否（体育館、事務室、校長室、保健室、技能員室、便所、その他） ・立入禁止区域の表示

(2) 児童生徒保護対策

学校長は、災害時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努める。

ア. 町立学校の対応

児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護する。安全が確認された後に、児童・生徒等を帰宅させる。その際には、保護者へ引き渡すことを原則とし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護する。

学校長は、教育部長に避難誘導等の状況を速やかに報告する。

初期消火、救護・搬出活動の防災活動を行う。

イ. 町立学校教職員の対処、指導基準

学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努める。

障がいのある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分な配慮を行う。

児童生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員

第3章 災害時の応急活動対策

第7節 文教・保育対策

等を確実に把握し、引き続き保護する。

児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動に当たる。

ウ. 私立学校の対応

私立学校の設置者又は学校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた応急活動を実施する。

2. 学校等における避難場所の開設

避難場所に指定された県立学校等は、町と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図る。

3. 応急教育の実施

校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、授業を実施するよう努める。

(1) 応急教室実施の予定場所

町立学校の被災により授業が中絶することのないようにするため応急教育の実施予定場所は、次のとおりとする。

a．学校の一部が被災した場合	特別教室、屋内運動場を利用し、なお収容不可能の場合には隣接の学校を利用する。																																			
b．学校の全部が被災した場合	<table><tr><td>被災校</td><td colspan="4">応 急 教 育 実 施 場 所</td></tr><tr><td>大磯幼</td><td>大磯小</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大磯小</td><td>大磯幼</td><td>大磯中</td><td>国府小</td><td>国府中</td></tr><tr><td>大磯中</td><td>大磯小</td><td>国府中</td><td>国府小</td><td></td></tr><tr><td>たかとり幼</td><td>国府小</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国府小</td><td>国府中</td><td>たかとり幼</td><td>大磯小</td><td>大磯中</td></tr><tr><td>国府中</td><td>国府小</td><td>たかとり幼</td><td>大磯中</td><td>大磯小</td></tr></table>	被災校	応 急 教 育 実 施 場 所				大磯幼	大磯小				大磯小	大磯幼	大磯中	国府小	国府中	大磯中	大磯小	国府中	国府小		たかとり幼	国府小				国府小	国府中	たかとり幼	大磯小	大磯中	国府中	国府小	たかとり幼	大磯中	大磯小
被災校	応 急 教 育 実 施 場 所																																			
大磯幼	大磯小																																			
大磯小	大磯幼	大磯中	国府小	国府中																																
大磯中	大磯小	国府中	国府小																																	
たかとり幼	国府小																																			
国府小	国府中	たかとり幼	大磯小	大磯中																																
国府中	国府小	たかとり幼	大磯中	大磯小																																
c．2以上の学校が被災した場合	b. に準じ通学可能な範囲の学校に分散収容し、仮校舎の建築、町内の神社、寺、会社、会館等民間の私有建物の借り上げ等の手段を講ずる。																																			

(2) 二部授業等の実施

応急教育の町立学校相互の調整を行い、正常授業を行うよう努めるが止むを得ない場合には二部授業、短縮授業等を暫定的に行う。

4. 学用品の支給

(1) 学用品の支給対象者及び品目

災害救助法が適用された場合の学用品の支給は、次のとおりとする。

ア. 支給対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある児童及び生徒に対して行う。

イ. 支給品目

学用品の給与は、被害の状況に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- 教科書
- 通学用品
- 文房具

(2) 費用及び期間

災害救助法が適用された場合の学用品の給与のため支出する費用及び期間は、次の範囲内とする。

ア. 費用

(ア) 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会又は町教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

イ. 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 か月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

(3) 災害応急対策上必要な場合の費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、災害救助法等の定める費用及び期間の範囲を超えて、学用品の給与に係る費用を支出し、又は給与を行うことができる。

(4) 学用品の支給方法等

学校長は、被災児童、生徒が必要な学用品の種類及び数量を調査し、教育部長に報告する。

教育部は、全町分を取りまとめて学用品を調達する。

救援物資として受け付けた学用品等は、教育部が種類及び数量により、必要に応じて配分する。

(5) 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じ教育部が別に定めるところによる。

5. 教職員の確保

町立学校相互の調整を行い正常授業が出来るよう努め、なお応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会に対して要請を行う。

6. 学校給食の措置

被災校が小学校であり応急教育実施場所が小学校である場合には完全給食を実施する。ただし、社会情勢の混乱、食料品の入手困難、給食施設の狭あい及び食器等什器の不足等やむをえない場合、給食は行わない。

7. 児童・生徒等の心的症状の対応

学校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、校内相談を実施する。

8. 私立学校の対応

私立学校の設置者又は学校長は、速やかに児童・生徒等及び施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、公立学校の応急教育対策を参考に各学校の状況に応じた応急教育を実施する。

第2項 保育対策

1. 保育園の応急対策

(1) 保育園施設の管理

ア. 応急措置

災害が発生した場合、園長はその状況を把握し、速やかに被害状況を町民福祉部長に報告する。

町民福祉部長は、被災保育園の現地調査を行い、保育継続の可否及び事態に即応した復旧対策を検討するなど、保育園運営の正常化に努める。

イ. 災害時の施設設備点検項目

点検項目
・火災の有無（給食室、給湯室、近隣出火状況） ・園舎等の被害状況（建物躯体、建物取付具、備品） ・工作物の被害状況（ブロック塀、樹木、門扉、掲揚ポール、境界フェンス等） ・ライフライン等の被害状況（電気、ガス、上下水道、電話） ・施設利用の可否（事務室、園長室、便所、その他） ・立入禁止区域の表示

(2) 保育園児保護対策

保育中に災害が発生した場合、園長は、町民福祉部長からの指示により又はそれが不可能なときは、園長の判断により下記の措置をとるものとする。

- 保育園施設に異常がなく、保育の継続が可能な場合は、園児の安全を確保しつつ、保育園施設内で保育を継続し、保護者の迎えを待つものとする。なお、保護者が交通の遮断、被災等の事情により迎えに来られず、降園できない園児が出た場合については、早急に実情を把握し必要な措置を講ずるものとする。
- 保育園施設に被害が発生し、保育の継続が困難と判断された場合には、園児を安全に避難させるとともに、園長を中心に被害状況等を把握し、明確な指示、的確な措置をとる。なお、保護者にも連絡網等を通じその旨の連絡を行う。

2. 応急的保育の実施

園長は、災害の規模、被害の程度により、臨時の編成を行うなどの対策を行い、登園可能な保育園児は、極力保育が実施できるよう努めるものとする。なお、その際登降園の安全の確保には万全を期するよう配慮する。

第3項 文化財の保護

文化財が被災した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署に通報し、被害の拡大防止に努め、速やかに被害状況を調査し、その結果を町教育委員会に報告するとともに、県指定の文化財及び国指定の文化財にあつては、県教育委員会に報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずるものとする。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

主管部 政策総務部 都市建設部 産業環境部 消防部

地震発生後、道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、交通の安全と施設保全を図り、あわせて救急・救助、消火活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止などの交通規制を実施し、緊急交通路の確保を図るとともに、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送のための車両等を迅速かつ円滑に調達する。

第1項 交通応急対策

県公安委員会は、県内又は県に隣接する都県（東京都、静岡県、山梨県）において発生した災害について緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。この場合において県公安委員会は、被災地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに被災地を管轄する都県公安委員会、都県知事又は市町村長と緊密に連絡して通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行う。

県公安委員会は上記による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者及び関係都県公安委員会に対して電話等によって速やかに通報又は連絡するとともに報道機関の協力及び立看板等の設置により一般に周知するよう努力する。

警察本部長及び警察署長は、交通の禁止又は制限を円滑適正に行うために、必要な交通情報の収集にあたる。

警察署長は、管轄地域内の道路、橋りょう等が災害による決壊等の危険な状態が発生した場合、又は通行の禁止、制限の措置を必要と認めたときは、通行の禁止、制限に必要な措置を講じる。

1. 交通支障箇所等の情報収集

都市建設部建設班は、次により道路、橋りょう等の交通支障箇所の情報収集に努める。

（1） 収集する情報の範囲

- 道路支障箇所の情報収集
- 各種交通機関の状況
- 渋滞等の発生状況
- その他交通状況の情報収集

（2） 情報収集の方法

- 道路パトロールを実施し収集する。
- その他可能な方法により収集する。
- 官公署等から収集する。

2. 関係機関への通報

（1） 町の管理する道路、橋りょう等の支障箇所についての通報

都市建設部建設班は、町の管理する道路、橋りょう等の支障箇所について、平塚土木事務所、大磯警察署及び関係機関に速やかに通報する。

第3章 災害時の応急活動対策

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(2) 国道、県道の支障箇所についての通報

都市建設部建設班は、国道、県道の支障箇所について、道路管理者、大磯警察署等からの情報収集に努め、情報を収集した場合は、速やかに本部事務局に連絡するとともに、災害対策関係機関に通報する。

3. 交通規制

(1) 町長の警戒区域設定権に基づく交通規制方針

災害対策基本法第63条の規定に基づき、町長は必要に応じ、以下の方針に沿って町内の交通規制を実施するものとする。

ア. 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、警察、道路管理者等関係機関と連携し、災害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ. 大地震発生時の交通規制等

交通情報の収集	○ 警察、道路管理者、その他町職員等から町内の被災状況及び交通情報を収集する。
警戒区域の設定	○ 町は、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ○ 交通規制等の実施に当たっては、警察、隣接市町、道路管理者等関係機関と連携を図りつつ行う。
被災地域内での交通総量抑制	○ 大地震が発生した直後においては、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。 ○ 大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想されるため、被災地域内での交通総量を抑制するよう広報を実施する。

(2) 県警察の実施する交通規制計画

県警察の定める大規模地震発生時の交通規制計画は、県内に甚大な被害の発生が予想される地震を、被害発生の方面別に4類型に分類し、類型ごとにあらかじめ交通規制を実施する路線を指定する「線規制」と、一定以上の震度を観測した地域を規制する「面規制」とで構成される。

線 規 制	○ 神奈川県内に甚大な被害が発生すると予想される地震を、被害発生の方面別に4つに類型化し、あらかじめ、その類型ごとに交通規制を実施する路線を定める。 発生した地震は、被害状況や震源の位置によりそれぞれの類型地震に当てはめて交通規制を実施する。
-------	--

面 規 制	○ 震度 6 強以上の震度を観測した地域を対象に、区域による交通規制を実施する。 ○ 大津波警報又は、津波警報が発表され県警交通部長が必要と認めた場合、沿岸市町が定めた津波浸水区域を規制の範囲とする。
追加的交通規制	○ 特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた路線の区間を追加的に規制する。 ○ 面規制のうち、震度 6 弱を観測し、甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた区域を追加的に規制する。
関係機関への通知	○ 公安委員会は交通規制の実施に先立ち、当該道路管理者及び関係都県の公安委員会に、禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知する。

（３）警察官による現場措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを、当該物件の所有者、管理者等に命じ、又は自ら当該措置を行うものとする。

この場合において、警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（４）交通情報の広報

交通規制の内容について、現場における広報を積極的に実施するとともに、テレビ・ラジオ等による放送など、可能な限りの手段を用いて運転者、地域住民等への周知を図る。

（５）自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第 76 条の 3 により、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の移動を命ずるか、自ら当該措置をとることができる。

4. 緊急通行車両

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

なお、緊急通行車両の対象及び交付手続等は、次のとおりとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急通行車両の対象

緊急通行車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- 消防、水防その他の応急措置
- 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- 施設及び設備の応急復旧
- 清掃、防疫その他の保健衛生
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- 緊急輸送の確保
- その他災害の防御、又は拡大の防止のための措置
- 児童・生徒の応急教育

(2) 交付手続

ア. 事前届出済の車両

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記イの事前届出済の車両については直ちに政策総務部財政班が事前届出済証を大磯警察署又は交通検問所に提出し、確認標章及び確認証明書の交付を受け、配布するものとする。

イ. 新たに必要となった車両

災害発生後、新たに災害対策に使用することとなった車両については、政策総務部財政班が確認し、取りまとめた上で県公安委員会（大磯警察署）に交付申請を行い、政策総務部財政班を通じて関係車両に配布するものとする。

5. 道路等の応急復旧

道路管理者は、道路等の交通支障箇所について、速やかに応急復旧作業体制を確保し、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して、道路機能の確保を図る。

(1) 実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 応急復旧措置

町は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第12節第1項 行政機関への応援要請」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応急復旧の応援を要請する。この場合それらの要請による派遣隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。

既設道路の全てが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び町が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。

(3) 経費

道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。

第2項 輸送対策

1. 輸送業務の実施機関等

災害応急対策に必要な要員、飲料水、食料、物資、資機材及び被災者の輸送等は、それぞれの業務を所管する災害対策本部の各部又は防災関係機関が行う。

2. 輸送の対象及び輸送方法等

(1) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機械等の輸送の対象のうち主なものは次のとおりとする。

輸送の対象	内 容
人員の輸送	① 被災者又は避難者のうち緊急に輸送する必要がある者 ② 医療及び助産関係者 ③ その他応急対策に必要な人員
物資等の輸送	① 飲料水及び食料 ② 生活必需物資 ③ 救援物資 ④ 医薬品、医療資機材及び医療用水 ⑤ その他応急対策に必要な資機材等

(2) 輸送の順位

輸送の円滑な実施を図るため、上記の輸送を行う場合は、原則として次の順位により行うものとする。

- 町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 災害の拡大防止のために必要な輸送
- その他災害応急対策のため特に必要又は緊急な輸送

(3) 輸送方法

輸送は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度又は被災地域の交通状況等を考慮し、次の手段及び方法により効率的かつ柔軟な対応をとるものとする。

輸送の手段	輸送方法
車両による輸送	道路交通が確保されている場合に、車両を確保し、あらかじめ指定されている緊急輸送道路等を利用して輸送する。
鉄道による輸送	遠隔地から町内に物資等を輸送する必要がある場合で、車両による陸上輸送が不可能なときは、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)に協力要請する。
船舶による輸送	車両及び鉄道による陸上輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合は、船舶を確保し、大磯港に輸送する。
ヘリによる輸送	陸上輸送が全て不可能な場合又は災害により孤立した地区等への緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプターを確保し、輸送する。

ア. 人員輸送

避難指示等が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、老人、身障者等で自主避難が著しく困難であり、本部長が必要と認めた場合は、町保有車両により緊急輸送する。

傷病者の病院等への輸送は、消防部に輸送を要請するとともに、庁用自動車をもって搬送する。

第3章 災害時の応急活動対策

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

被災者の他地区への移送は、町民福祉部が関係機関等と協力して実施する。

イ. 資材、物資の輸送

災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、それぞれその事務を所管する部が、必要な車両を政策総務部財政班に調達請求をして行う。

県等へ資材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救助物資等の輸送は、県等が指定する引継場所から輸送する。

3. 車両等の調達

(1) 車両の確保

ア. 活用配車計画の作成

政策総務部財政班は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施するため、車両による人員又は物資等の輸送が必要と判断されたときは、被害の状況等輸送に関する情報の収集に努めるとともに、町民福祉部等の輸送に関係する部と協議し、必要な車両を確保し、効率的に配車するための「活用配車計画」を作成する。

イ. バス、乗用車、貨物自動車等の確保

公用車が不足する場合は、必要に応じてバス、乗用車、貨物自動車及び特殊車両等を、次の機関に対しそれぞれの協定等に基づき協力を要請して確保する。

車両の種類	機関名	協定等
バ ス	神奈川中央交通(株)平塚営業所	指定地方公共機関
乗用車	伊豆箱根交通(株)大磯営業所	協力要請
貨物自動車	(一社)神奈川県トラック協会 県央ブロック	指定地方公共機関 災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定
特殊自動車	大磯建設協会	災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定

(2) 船舶の確保

大磯町漁業協同組合等を通じて協力を求める。

名 称	接岸岸壁延長	水 深	接岸船舶の限界 t 数等	備 考
大磯港	345m	5 m	1,000 t 級 4 バース	泊地 36,570 m ²

(3) ヘリコプターの確保

ヘリコプターについては、本部事務局が知事（くらし安全防災局災害対策課）に対して県警察、自衛隊、第三管区海上保安本部やヘリコプターを保有する他自治体、県の災害時協力要請に関する協定に基づく民間会社等のヘリコプター派遣を要請する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場は、「第 12 節第 2 項 5. ヘリコプター臨時離着陸場等」に定めたとおりである。

（４） その他の輸送力の確保

相互応援協定都市、他の地方公共団体、車両等を所有する町内の民間団体等、町民、輸送関係のボランティア活動を希望する町外の個人、団体、神奈川県又は自衛隊に対し協力を要請する。

また、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社に対して県を通じて協力を要請する。

（５） 燃料の確保

町保有の車両及び災害応急対策実施のため必要とする車両の燃料については、政策総務部財政班が神奈川県石油業協同組合湘南支部に協力を要請し、確保する。

（６） 協力要請の手続

町が協力要請をするときは、業務の目的積載内容、台数、期間、場所等を明らかにして行うものとする。

４． 車両の配備

（１） 配車基準

各部に対する車両の配分は、政策総務部財政班が定める。

（２） 配車手続

各部において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示のうえ、政策総務部財政班に請求する。

政策総務部財政班は、必要台数を調達し各部へ引渡す。

また、政策総務部財政班は、災害の状況に応じ、予め運送業者等に車両の待機を要請することができるものとする。

災害対策基本法第 76 条に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する確認標章及び確認証明書の交付事務手続については、政策総務部財政班が、「第 8 節第 1 項 4．緊急通行車両」に基づき、県公安委員会（大磯警察署）に対して行うものとする。

なお、輸送に従事する車両は、緊急通行車両の標章を表示して輸送業務にあたるものとする。

（３） 借り上げ料金

運送業者から借り上げた車両の使用料金等は、平常時の契約料金を準用するものとする。

（４） 輸送用車両基地等

物資等の輸送を行うための輸送用車両基地及び食料、物資等を一時集積するための一時集積場所は、次のとおりとする。

ア． 輸送用車両基地

大磯小学校運動場とする。

イ． 海上輸送基地

海上輸送が必要な場合は、大磯港とする。

ウ． ヘリコプター臨時離発着場

大磯中学校運動場、国府小学校運動場、国府中学校運動場、大磯運動公園野球場及び神奈川県地域防災計画に基づく大磯港とする。

第3章 災害時の応急活動対策

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(5) 車両の出動等

ア. 車両の集合、待機

輸送に従事する車両は、災害緊急輸送の表示をして大磯小学校運動場に待機するものとする。

イ. 車両の出動

車両の出動は、すべて配車指令により行い業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨政策総務部財政班に連絡するものとする。

5. 緊急輸送道路等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

ア. 情報収集と輸送路の確保

都市建設部は、道路及び緊急輸送道路関係の被害情報の収集を行うとともに、速やかに緊急輸送道路の確保に努める。また、本ルート of 通行に支障を生じたときは、速やかに適切な迂回路の設定を行い、補助輸送ルートを確保する。

イ. 関係機関等への通報

都市建設部は、収集した輸送に関する情報を整理し、速やかに政策総務部、町民福祉部等の輸送に関係する各部及び防災関係機関に伝達する。

ウ. 町指定緊急輸送道路

町指定緊急輸送道路は別に定める。

(2) 物資受け入れ港の確保

大磯港は、地震災害事業の海上輸送を円滑に行うための、物資受け入れ港としての機能を確保する。

資 料

協定締結団体等一覧表

公用車両保有台数一覧表

自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

車両通行止表示

緊急通行車両標章

緊急通行車両確認証明書

町指定緊急輸送道路網図

南関東（超大規模）地震発表時の交通規制図

東海・県西部地震発災型交通規制図

事業者の応急対策計画

第9節 警備・救助対策

実施機関 神奈川県警察 第三管区海上保安本部
関係部 本部事務局 各部

大地震発生時の警備・救助対策について、県警察、第三管区海上保安本部が実施する事項を定める。

第1項 陸上における警備対策

大地震発生に際しては、早期に警備体制を確立し、県警察の総力をあげて人命の安全を第一とする迅速、的確な各種の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

1. 警備体制の確立

県警察の地震災害時における警備体制の確立に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 警備本部の設置

大地震発生と同時に警察本部に警察本部長を警備本部長とする県警備本部を、警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊等の編成

県警察は、別に定めるところにより、警察部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

2. 災害応急対策の実施

県警察が実施する応急対策は、次のとおりとする。

(1) 情報の収集・伝達

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

(2) 機動隊及び広域緊急援助隊等の出動

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を被災警察署等に出動させ、救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 避難の指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講ずる。

(4) 津波警報等の伝達等

県警察は、津波注意報及び警報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波注意報及び警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第9節 警備・救助対策

(5) 交通規制等

県警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、大震災の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 危険箇所における災害拡大防止措置等

県警察は、住宅地域を中心に二次災害の危険場所等の調査を実施し、二次災害危険箇所等を把握した場合は、本部等に伝達し避難指示等の発令等を促すなど、災害の拡大を防止するための的確な措置を行う。

(7) 社会秩序の維持

県警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(8) ボランティア活動に対する支援等

県警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

第2項 海上における警備救助対策

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、海上における人命、財産の保護及び救助並びに治安の維持にあたる。

1. 災害応急体制の確立

第三管区海上保安本部は、地震災害が発生した場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成並びに職員の動員を行う。

2. 第三管区海上保安本部が実施する応急対策

第三管区海上保安本部の実施する応急対策は、次のとおりとする。

(1) 地震関連情報の周知

津波警報等地震関連情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇、航空機による巡回により、磯釣り客、港湾工事関係者等への周知に努める。

(2) 被災状況等の収集

関係機関等と密接な連絡をとり、船舶、港湾施設、石油コンビナート、港湾等における被災の状況等に関する情報を積極的に収集する。

（３） 搜索救助

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により搜索救助を行う。

（４） 傷病者等の緊急輸送

傷病者、医師、避難者又は救援物資の緊急輸送について要請があったときは、速やかにその要請に応ずる。

（５） 救援物資の輸送

飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の地震防災応急対策の実施状況を考慮してその要請に応ずる。

（６） 防除作業の指導

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油が排出されたときは、船艇、航空機により排出油の状況等を総合的に把握し、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

（７） 船舶交通の制限

海上交通安全を確保するため、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止をする。

（８） 危険物積載船舶の保安

危険物積載船舶の保安について、関係機関等と密接な連絡をとり、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

（９） 海上における治安維持

海上における治安を維持するために、航空機や巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

第３項 警察警備部隊宿泊施設

警察が警備・救助活動を行う場合の宿泊施設は、町立たかとり幼稚園とする。

第４項 災害対策本部との関係

１．災害対策本部との関係

災害対策本部は、次に掲げる応急対策等の実施にあたり、警察等と密接な連絡をとり、応急対策の迅速かつ的確な実施に努める。

- 第１節 災害時情報の収集・伝達
- 第３節 救助・救急、消火及び医療救援活動
- 第４節 避難対策
- 第５節第２項 防疫対策
- 第５節第３項 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画
- 第６節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

第3章 災害時の応急活動対策

第9節 警備・救助対策

- 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
- 第9節第1節 陸上における警備対策
- 第17節 津波対策

資 料

県警察ヘリコプター臨時離着陸場選定基準

第10節 ライフラインの応急復旧活動

主管部	都市建設部 政策総務部
主管機関	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 東日本通信電話(株)神奈川事業部災害対策室 企業庁平塚水道営業所 東日本旅客鉄道(株)横浜支社大磯駅（平塚駅） (株)NTT ドコモ神奈川支店 (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部 東京ガスネットワーク(株)神奈川西支店

電気、ガス、上・下水道、電話、交通等の各施設は、生活の基幹をなすものである。地震災害時これらの施設が被災した場合、日常生活は麻痺にもつながり、その影響は極めて大きい。このため、これらの各施設においてそれぞれ復旧活動を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策及び事故防止のため広報活動等を迅速に実施しなければならない。

第1項 情報連絡及び連携体制の確保

各関係機関及び災害対策本部は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互の協力により円滑な応急対策のための連携体制を確保する。

1. 災害対策本部への連絡

各関係機関は、本部事務局に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行う。

- 各関係機関の施設の被害状況
- 各関係機関における応急対策の状況
- 各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

2. 災害対策本部情報の連絡及び必要な対応の協議

町は、各関係機関に対し災害対策本部の情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策について協議し、その実施の円滑化を図る。

3. 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は町民への広報活動を行う場合は、本部事務局にその内容を通知する。

ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知する。

本部事務局は、通知の内容を政策総務部政策班に伝達する。

4. 災害対策本部の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて本部事務局に要請し、町の広報媒体の活用を図る。

本部事務局は、各関係機関から町の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに政策総務部政策班に連絡し、その実施を要請する。

第3章 災害時の応急活動対策

第10節 ライフラインの応急復旧活動

第2項 各関係機関等の応急対策

次の関係機関及び都市建設部は、災害時における応急対策について事前に定めた計画等に基づき、その機能の安全を確保するための応急対策を実施する。

- 東京電力パワーグリッド（株）平塚支社
- 東日本電信電話（株）神奈川事業部災害対策室
- 神奈川県企業庁平塚水道営業所
- 大磯町下水道課
- 東日本旅客鉄道（株）横浜支社大磯駅（平塚駅）
- (株)NTTドコモ神奈川支店
- (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部
- 東京ガスネットワーク（株）神奈川西支店

資料

事業者の応急対策計画

第 1 1 節 災害廃棄物等の処理対策

主管部 都市建設部 産業環境部

被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、住宅の障害物を除去するとともに、物資、人員の輸送が円滑に行われるように、主要道路の障害物を除去するほか、除去に伴い処理が必要となるがれき等の処理方法と、ごみ・し尿等の処理方法を定める。

第 1 項 災害廃棄物となる障害物除去の対象及び方法

地震災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障をきたす場合又は及び危険を与えると予想される場合若しくはその他公共的立場から必要と認める際に行うものとするが、その概要は次のとおりである。

1. 道路関係障害物の除去

(1) 実施機関

道路等にある障害物の除去は、原則として道路管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象

道路等の障害物除去は、次の場合に行う。

- 町民の生命、財産等の保護から速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- 障害物除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

道路等の障害物除去は、次の方法により行う。

- 道路管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて実施するが、労力、機械等が不足する場合は、大磯建設協会等の協力を得て行う。
- 現状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。
- 事後の復旧に支障のないよう配慮するものとする。

(4) 障害物除去の優先順位

障害物除去の実施に際して優先する道路は、次のとおりとする。

- 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路
- 緊急輸送道路
- 不通により町民の生活に著しい支障のある道路
- その他必要と認める道路

(5) 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物除去対策を行う場合には、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して行うものとする。

(6) 町道における障害物除去

町道における障害物除去は、都市建設部が必要に応じ、大磯建設協会、県又は応援協定自治体等の

第3章 災害時の応急活動対策

第11節 災害廃棄物等の処理対策

応援、協力を得て実施する。

2. 河川関係障害物の除去

(1) 実施機関

河川等における障害物除去は、原則として河川管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象

河川等における障害物除去は、次の場合に行う。

- 河川の溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 緊急な応急措置を実施するため必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

河川管理者は、被害状況に応じ大磯建設協会等の協力を得て、効果的な方法により除去するものとする。

3. 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、本部長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき知事又は本部長が実施する。

(2) 災害救助法による障害物除去の実施基準

ア. 障害物除去の対象

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者
- 自らの資力では、当該障害物を除去することができない者

イ. 障害物除去の実施期間

障害物除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ウ. 障害物除去のための費用

障害物除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、災害救助法の定めるところによる。

(3) 災害応急対策上必要な費用及び期間の取扱い

本部長は、災害応急対策上必要があると認める場合については、上記災害救助法の定める費用を超えて障害物除去に係る費用を支出し、又は期間を超えて障害物除去を行うことができる。

(4) 障害物除去の方法

都市建設部は、比較的小規模なものについては自らの組織、労力、機械器具を用いて実施するが、労力、機械等が不足する場合は、大磯建設協会等の協力を得て行う。なお、町のみでは実施が困難な場合には、県に対し応援協力を要請する。

障害物除去は、現状回復でなく、応急的な除去に限るものとし、事後の復旧に支障のないよう配慮

するものとする。

(5) 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて本部長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物除去を行う。

第2項 災害廃棄物等の処理

1. 災害廃棄物の処理

地震により発生したガレキ、土砂及び建物等の解体撤去等に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、次により行う。

(1) 災害廃棄物の仮置場の確保

災害廃棄物の仮置場は、大磯運動公園南側駐車場及び虫窪 41 - 4 番地先の緑地の一部とする。

(2) 災害廃棄物の区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理する。

- コンクリート系災害廃棄物
- 金属系災害廃棄物
- 木質系災害廃棄物

(3) 町の応急対策に伴う災害廃棄物の処理

産業環境部は、災害対策本部が行う応急対策に伴う災害廃棄物に関して、関係各部と協議を行い、迅速な処理に努める。

2. ごみ処理

(1) 収集運搬方法

排出されたごみは、場所、量に応じて収集車等を使用して迅速に処理する。

(2) ごみ収集運搬関係車両

ごみ収集運搬関係車両は、次のとおりである。

実施機関	自動車保有台数（台）
大磯町	ダンプトラック 4（3 t 用 2、軽自 2）
(有)内田商事	パッカー車 7（3.5 t 用 3、3 t 用 2、2 t 用 2）、 トラック 3（1 t 用 1、0.75 t 用 1、軽自 1）
リネックス（有）	パッカー車 11（3 t 用 6、2 t 用 4、2.5 t 用 1）、 パワーゲート車 8（2 t 用 6、1.5 t 用 1、3 t 用 1）、 トラック 1（軽自 1） ダンプトラック 1（2 t 用 1）

(3) ごみ集積所

ごみ集積所は、次のとおりとする。

- 平常時の集積所又は産業環境部が被災状況を勘案し、臨時に指定した場所
- 指定避難所

第3章 災害時の応急活動対策

第11節 災害廃棄物等の処理対策

(4) 処理施設等

収集したごみは、次の施設において処理する。

施設名	所在地	処理能力
大磯町リサイクルセンター※	大磯町虫窪53	—
平塚市環境事業センター	平塚市大神3230	315 t / 日
平塚市粗大ごみ破砕処理場	平塚市堤町3-5	55 t / 5 h
平塚市リサイクルプラザ	平塚市四之宮7-3-5	44.6 t / 5 h
二宮町ウッドチップセンター	二宮町緑が丘1-12-2	12 t / 日

※積替保管施設

処理施設が使用不能となった場合は、速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請する。ただし、他自治体の処理施設が使用不可能な場合は、環境美化センターを仮置場として使用する。

(5) ごみ排出ルールの周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ次の点を周知徹底する。

- 可能な限りの可燃ごみ及び不燃ごみ等の分別
- 所定の集積所への集積
- 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮

(6) ごみ集積所等の防疫

ごみの排出状況及び季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施する。

(7) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「第12節第1項 行政機関への応援要請」、「第13節第2項 防災関係民間団体等の協力」等に基づき、応援要請等を行う。

3. し尿処理

(1) 収集方法

産業環境部は、町委託業者と緊密な連絡を取り被災地域の状況に応じ、次の車両を動員して迅速に処理する。

実施機関	自動車保有台数（台）
湘南興業(有)	バキューム車3（2 t用3）

(有)大磯衛生社	バキューム車 6 (2 t 用 5、4 t 用 1)
----------	----------------------------

(2) し尿処理施設等

収集したし尿は、次の施設で処理する。

施設名	所在地	処理能力
大磯町し尿処理施設	大磯町虫窪字タレコ ヤト向66番地	50k1／日

処理施設が使用不能となった場合は、速やかに復旧を講ずるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請する。

(3) 他自治体等への応援要請

被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「第 12 節第 1 項 行政機関への応援要請」、「第 13 節第 2 項 防災関係民間団体等の協力」等に基づき、応援要請等を行う。

(4) 仮設トイレの設置等

ア. 仮設トイレの設置

- 指定避難所に、避難人員に応じた仮設トイレを設置する。
- 水道、電気や下水道の被害状況を勘案し、公園その他の空き地を利用し、仮設トイレを可能な限り設置する。

イ. 仮設トイレの消毒等

仮設トイレの設置状況や季節等を考慮し、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施する。

資 料

協定締結団体等一覧表

大磯建設協会機械及び資機材保有状況

第 1 2 節 広域的応援体制

主管部 政策総務部 本部事務局 関係各部

町域にかかる災害の防除及び救護活動等が町の体制では、十分行い得ないと認めた場合の広域的応援体制を定める。

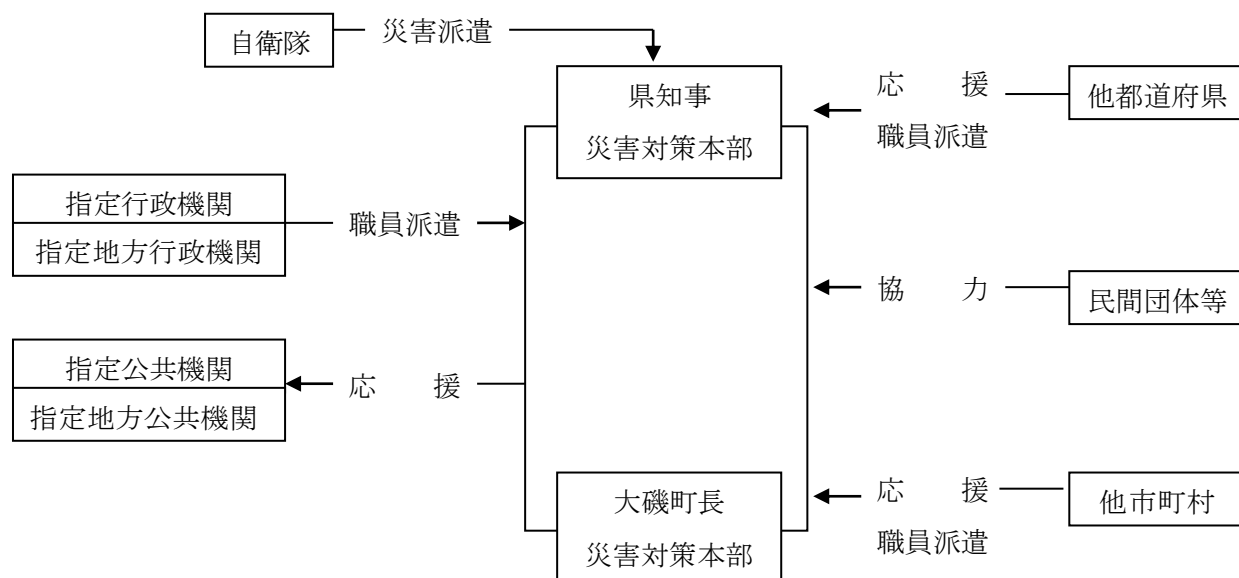
第 1 項 行政機関への応援要請

1. 協力体制

地震により災害が発生した場合、各防災機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期するものとする。

本項においては、これら相互協力体制について必要な事項を定める。

なお、地震災害時の防災協力体制は、次のとおりである。



要請等の内容	要請等の根拠
相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 1 項
災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 2 項

第3章 災害時の応急活動対策

第12節 広域的応援体制

災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
自衛隊に対する災害派遣要請	自衛隊法第83条

2. 相互応援協定団体に対する応援要請

(1) 応援要請の範囲

応援要請の範囲は、次のとおりとする。

- 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、救急医薬品及び施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供
- 消火、救護等、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- ボランティアの支援、斡旋
- 児童・生徒等の受入れ
- 被災者に対する住宅の斡旋
- その他特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続等

応援要請の手続等は次のとおりとする。

町における応援要請者は町長、連絡責任者は政策総務部長とする。

なお、町長が不在又は町長と連絡がとれない場合の応援要請者は、「第2節第2項1.(1) 災害対策本部の設置及び組織」の意思決定者によるものとする。

応援要請の手続は、政策総務部総務班が行う。

応援の要請には、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 災害の概況及び支援を要する事由
- 物資、資機材等の提供を要請する場合にあっては、その種類及び数量
- 職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- 活動内容並びに集結場所及び支援場所への経路
- 支援の期間
- その他応援要請に必要な事項

(3) 経費の負担

経費の負担は、各協定に基づくものとする。

3. 他の地方公共団体に対する応援要請

(1) 応援要請の基準

町に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長等に対し応援を求める。

（２） 応援に従事する者の指揮

上記の要請により派遣され応援に従事する者は、本部長の指揮の下に行動するものとする。

（３） 応援要請の手続

応援要請の手続は、２．の（２）に定める相互応援協定団体に対する応援要請の手続に準じて、各関係部が行う。

（４） 湘南地区災害時職員相互派遣の取扱い

湘南地域県政総合センター管内の５市３町で構成する災害時の職員相互派遣の取扱いについては、協定書及び申合せ事項の定めるところにより対応するものとする。

（５） 経費の負担

他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

4. 知事に対する応援要求と応急措置要請

（１） 応援要求及び応急措置要請の基準

町に地震災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、又は県が行うべき応急措置の実施を要請する。

（２） 応援要求等の方法

応援要求及び応援措置要請者は本部長とし、その手続等は本部事務局が行う。

要求及び要請先は、知事（安全防災局災害対策課）とする。

要求及び要請の手続は、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 災害の状況
- 応援の要求又は応急措置の要請の理由
- 応援又は応急措置の内容及び期間
- その他の応援の要求又は応急措置の要請に関し必要な事項

（３） 経費の負担

県から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

5. 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求

（１） 指定地方行政機関の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関職員の派遣を要請する。

（２） 指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第 1 項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを要求する。

第3章 災害時の応急活動対策

第12節 広域的応援体制

(3) 他の普通地方公共団体の職員の派遣あっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣のあっせんを要求する。

(4) 職員の派遣要請及び派遣あっせん要求の手続

ア. 職員の派遣要請手続

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、災害対策基本法施行令第15条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ. 職員の派遣あっせん要求手続

知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときは、災害対策基本法施行令第16条に基づき、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

ウ. 経費の負担

指定行政機関又は指定地方行政機関から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条による。

6. 派遣隊等の受入れ

上記の行政機関への派遣要請等により、派遣隊等が決定した場合の受入れは次により行う。

(1) 関係部への連絡

本部事務局は、派遣隊等が決定した場合は、当該派遣隊等の人員、到着日時等の必要な事項を政策総務部及び派遣に関係する部に対し、速やかに連絡する。

(2) 派遣隊等の受入準備

政策総務部及び関係部は、派遣隊等の決定の連絡を受けた場合は、次の受入準備を行う。

部 名	準備内容
政策総務部	① 到着場所の確認又は確保 ② 宿泊又は宿営場所の確保 ③ 受入れ、引渡し等関係部との必要な調整 ④ その他受入れに関する必要な準備
関係各部	① 業務に関する必要資機材、車両等の確保 ② 現場への輸送手段の確保 ③ 業務に関する図面、資料、情報等の準備 ④ 食料、飲料水等の確保 ⑤ その他業務遂行に関する必要な準備

(3) 受入手続等

ア. 政策総務部

政策総務部は、派遣隊等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な案内を行った後、速やかに関係各部の責任者に引き継ぐものとする。

イ. 関係各部

関係各部は、当該派遣隊等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣隊等との連絡、応対等にあたるものとする。

また、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行うとともに、活動状況を必要に応じて政策総務部総務班を通じ本部長に報告するものとする。

なお、業務終了後速やかに活動記録を本部長に提出するものとする。

7. 派遣隊等の撤収

(1) 本部長への報告

派遣隊等の活動期間が終了した場合、又は活動の必要がなくなった場合には、当該派遣隊等に関係する部長は、速やかに本部事務局を通じて本部長に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 知事等への撤収要請

町長は、派遣隊等の活動期間が終了し、又は活動の必要がなくなったと認める場合には、知事又は関係自治体等に対し撤収を要請する。

撤収に係る知事等への要請手続は、本部事務局が行い、速やかにその結果を関係部及び政策総務部総務班に連絡する。

(3) 撤収の手続

派遣隊等の撤収に係る手続は、本部事務局と関係各部がその都度協議して行うものとする。

第2項 自衛隊への災害派遣要請

1. 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請等の基準

ア. 知事に対する派遣要請の要求

第3章 災害時の応急活動対策

第12節 広域的応援体制

町域に係る災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人命又は財産の保護のため応急措置を実施する必要がある、災害対策本部及び防災関係機関等の動員だけでは不可能と認められるとき、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

イ. 知事に派遣要請の要求ができない場合の災害状況の通知

町長は、通信の途絶等により知事に自衛隊への派遣要請の要求ができない時は、最寄りの部隊等の長に災害状況を通知する。この場合、事後速やかに知事に対し所定の手続をとるものとする。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため、必要であると認める場合とする。要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

ア. 被害状況の把握

車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察

イ. 避難の援助

避難者の誘導・輸送等

ウ. 遭難者等の搜索援助

死者・行方不明者・負傷者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合他の救援作業等に優先して実施）

エ. 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み及び運搬

オ. 消防活動

利用可能な防火用具等による消防機関等への協力

カ. 道路又は水路の啓開

道路又は水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の崩土等の排除

キ. 応急医療・救護・防疫

負傷者の応急医療、救護及び大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は町において準備）

ク. 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者・医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）

ケ. 炊飯及び給水

緊急を要し他に適当な手段がない場合

コ. 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は、県市町村その他公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る）

サ. 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保全措置及び除去

シ. その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議が整ったもの

(3) 災害派遣要請の手続

ア. 知事に対する派遣要請要求

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、次により知事に派遣要請を要求する。

(ア) 要請窓口

神奈川県くらし安全防災局災害対策課応急対策グループ

電話 045 - 210 - 3430 夜間直通 045 - 210 - 3456

防災行政通信網 9 - 400 - 9301

(イ) 要請の方法

要請の要求は、次の事項について、神奈川県くらし安全防災局災害対策課に対して本部事務局が文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、速やかに事後文書を送付するものとする。

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 派遣を希望する期間
- その他参考となるべき事項

イ. 知事に派遣要請の要求ができない場合の自衛隊への通知

自衛隊に対する通知者は町長とする。また、災害状況等の通知に関する手続は、本部事務局が行う。

緊急の場合の連絡先

区 分	担 当 窓 口	所 在 地 等
陸上自衛隊に対するもの	東部方面混成団第3科	横須賀市御幸浜1-1 電話 046 - 856 - 1291 内線 402,448
	第4施設群第3科	座間市座間 電話 046 - 253 - 7670 内線 233
	第1師団第3部防衛班	東京都練馬区北町4-1-1 電話 03 - 3933 - 1166 内線 239
	東部方面総監部防衛部防衛課	東京都練馬区大泉学園町 電話 048 - 460 - 1711 内線 2256
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監部防衛部オペレーション室	横須賀市西逸見町1丁目無番地 電話 046 - 822 - 3500 内線 2222, 2223 電話 046 - 823 - 1009 直通
	第4航空群司令部	綾瀬市無番地 電話 0467 - 78 - 8611 内線 2245, 2246

※原則として東部方面混成団第3科を優先に連絡を行う。

第3章 災害時の応急活動対策

第12節 広域的応援体制

2. 災害派遣部隊受入体制

(1) 連絡窓口の明確化

自衛隊との連絡、交渉の窓口は、本部事務局とする。また、現場における連絡、交渉の窓口は、自衛隊の作業の内容に関係する部とする。

(2) 作業計画の樹立及び資機材等の準備

項 目	内 容
連絡・調整員受け入れ場所の確保と誘導	連絡・調整員等受入に際し、災害対策本部等近傍に、所要の通信器材機材等設置スペース等を確保・準備する。また、災害地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行う。
資機材の確保	災害状況により自衛隊員の作業に必要な資材を確保し、到着と同時に作業の開始ができるようにしておくものとする。
作業計画の作成	自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担に配慮し、総合調整のとれた作業計画を定める。
宿营地等の準備	派遣部隊に対し、作業が円滑に行えるよう宿营地・車両駐車場・し尿処理設備等必要な設備を整える。
食料等の準備	災害状況等により、本部事務局と派遣部隊の長との間で協議して措置するものとする。なお、食料等の準備が必要となる場合は、産業環境部及び作業に関係する部に連絡する。

(3) 災害派遣部隊到着後の処置

自衛隊の作業中は、常に連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに、随時本部事務局に報告するものとする。連絡員の派遣、状況の把握及び政策総務部への報告は、作業の内容に関係する部が行う。

(4) 知事への報告

本部長は、自衛隊の作業状況を把握した結果を随時知事に報告する。

3. 要請の変更及び災害派遣部隊の撤収

(1) 要請の変更

町長は、自衛隊の派遣期間、人員等の変更を必要とする場合は、その理由を付して知事に対して具申する。この場合の手続は、1.(3)のアに準じて行うものとする。

(2) 災害派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣活動が終了した場合及び派遣の必要がなくなつたと認められた場合には、速やかに知事に対し撤収の要請について協議する。

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議する。

5. ヘリコプター臨時離着陸場等

(1) ヘリコプター臨時離着陸場

自衛隊の災害派遣に係るヘリコプター臨時離着陸場は次のとおりとする。

名 称	所 在 地 等	発 着 場 面 積	
		東西×南北	面 積
大磯中学校運動場	東小磯 261 電話 61 - 0073	105m×72m	7,560m ²
国府小学校運動場	月京 15 電話 71 - 0400	80m×60m	4,800m ²
国府中学校運動場	月京 40 電話 71 - 0410	100m×50m	5,000m ²
大磯運動公園野球場	国府本郷 2126-1 電話 61 - 8822	111m×111m	11,560m ²

（神奈川県地域防災計画に基づくヘリコプター臨時離着陸場は大磯港）

(2) 自衛隊員宿营地

自衛隊員の宿营地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地 等
大磯運動公園	国府本郷 2126-1 電話 61 - 8822

資 料

協定締結団体等一覧表

災害時相互応援協定締結団体一覧表

自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

第 1 3 節 相互協力

主管部 政策総務部 町民福祉部 関係各部

地震災害発生時に各応急対策を実施するにあたって重要となる町民、地区及び自主防災組織、防災対策上関係すると認められる民間団体等の活動や協力が円滑かつ効果的に行われるための対応等について必要な事項を定める。

第 1 項 町民等、自主防災組織の協力

1. 町民等の責務

町民、地区及び事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めるものとする。

2. 町民等の活動

(1) 町民及び地区の活動

町民及び地区は、災害発生時には次の活動を行うものとする。

- 出火防止、初期消火活動の協力
- 被災者の救出、救護活動の協力
- 情報を収受したときの町本部への連絡
- 自主防災組織活動の協力
- 避難、給食等に際しての協力
- その他必要な災害応急対策業務の協力

(2) 事業所の活動

事業所は、災害発生時には次の活動を行うものとする。

- 当該事業所の出火防止、初期消火活動
- 要請があった場合の地域における自主防災組織活動の協力
- 従業員等の安全確保、避難等の措置
- その他要請があった場合の災害応急対策業務の協力
- 要請があった場合の地域における救助活動等の協力又は必要な機材等の貸与、譲与

3. 自主防災組織の活動

(1) 自主的に行う活動

災害発生時直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとする。

- 出火防止、初期消火活動
- 自主防災組織本部の設置
- 救出、救護活動
- 区域内の情報収集、伝達
- 避難活動
- その他緊急又は必要と認められる活動

第3章 災害時の応急活動対策

第13節 相互協力

(2) 町又は防災関係機関に協力する活動

町又は防災関係機関の応急対策の開始後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に協力するものとする。この場合、活動を行うにあたっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

- 給水、給食及び救援物資の配分等
- 住民の避難施設の入所時、移動時の名簿登録の徹底
- 清掃、防疫活動
- 避難施設等の運営
- 区域内住民の安否情報収集
- その他必要な応急対策業務の協力
- 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底

4. 事業所、自主防災組織等に対する活動の要請方法

(1) 事業所の活動の要請方法

ア. 活動の要請者

事業所に対する活動要請は、本部長又は自主防災組織の責任者が必要と認めたとき、事業所の責任者に対して行うものとする。

イ. 要請の手続

上記活動要請を行う場合は、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 活動の場所、時間又は期間
- 機材の貸与等の場合は、その必要とする機材の種類、数量
- 協力希望人員
- その他参考となる事項
- 活動内容

(2) 自主防災組織等の活動の要請方法

ア. 活動の要請者

自主防災組織、地区に対する活動要請は、本部長が必要と認めたとき、自主防災組織、地区の責任者に対して行うものとする。

イ. 要請の手続

上記活動要請を行う場合は、次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 活動の場所、時間又は期間
- 調達を必要とする資機材等の種類、数量
- 協力希望人員
- その他参考となる事項
- 活動内容

第2項 防災関係民間団体等の協力

1. 防災に関係する民間団体等

(1) 民間団体等の範囲

本項において、防災対策上関係する民間団体等とは、大規模災害等の場合において、町が災害応急

対策を実施するうえで特に協力が必要と認められる町内の次のような民間の各種団体、組織等（以下「民間団体等」という。）をいうものとする。

- 公共的団体（総則第4節 防災機関等の業務大綱等の中の公共的団体）
- 地域活動関係団体（大磯地区交通安全協会等）
- 教育関係団体（幼小中学校PTA等）
- 社会奉仕関係団体（大磯町災害救護赤十字奉仕団等）
- 商工業等関係団体（〔公社〕神奈川県LPガス協会湘南支部等）
- その他防災対策上関係すると認められる団体

（２） 民間団体等の自主活動と町の応急対策への協力

ア. 民間団体等の自主活動

災害発生時において、民間団体等は、各団体等の災害発生時の活動規範等に従い、自ら可能な範囲で各種活動又は業務サービスの提供等に努めるものとする。

イ. 町の応急対策業務への協力

町が行う災害応急対策に関し、町から協力要請のあった場合は、民間団体等は可能な範囲で協力するものとする。

（３） 民間団体等のボランティア活動

民間団体等が自らボランティアとして活動を行う場合については、「第16節第1項 ボランティアの協力」の定めるところによる。

２． 協力要請の範囲

（１） 協定等を締結している場合等

民間団体等との協力協定等が締結されている場合、又は公共的団体等この地域防災計画に別に定めのある場合には、その内容の範囲で協力を要請するものとする。

上記にかかわらず、大規模災害時等において本部長が特に必要と認める場合は、協定内容の範囲を超えて、別途、次の（２）に掲げる範囲で協力を要請することができるものとする。

（２） 協定等を締結していない場合等

協力協定等が締結されていない民間団体等については、災害や応急対策の状況、民間団体等の活動内容、構成人員、業種等の特性を考慮し、主として次に掲げる活動等の範囲において、必要に応じ協力を要請するものとする。

第3章 災害時の応急活動対策
第13節 相互協力

町の応急対策活動に係る活動	● 被災者の救助活動 ● 医療、救護活動 ● 被災者への炊き出し活動 ● 飲料水、食料、物資等の配送活動 ● 救援物資の仕分け、運搬、配分活動 ● 被害等の情報収集、調査活動 ● 被災者の安否確認活動 ● 避難施設等における各種奉仕活動 ● 清掃、防疫活動 ● 災害時に配慮が必要な者に対する支援活動 ● 応急危険度判定活動 ● その他町の応急対策活動に係る活動
物資等の調達、各種業務サービス等の提供	● 災害応急対策に係る食料、生活必需物資、資機材等の調達、供給 ● 各業種の組織等を通じた各種業務サービス等の提供
その他町本部長が特に必要と認めた活動等	—

3. 協力要請の方法等

(1) 協力の要請者

民間団体等に対する協力の要請は、本部長が必要と認めたとき、当該団体等の責任者に対して行うものとする。

(2) 要請の手続

上記協力要請を行う場合は、原則として協定等の定めるところによるが、当該団体等に対し次の点について明らかにし、活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

応急対策に係る活動を要請する場合	● 活動の場所、時間又は期間 ● 協力希望人員 ● 活動内容 ● 活動に必要な資機材等の種類、数量 ● 活動に必要な経費負担等 ● その他参考となる事項
物資等の調達、業務サービス等を要請する場合	● 必要な物資等の種類、数量（サービス等の内容、人員） ● 物資等の納入（サービス等の提供）の期日、場所 ● 物資等の納入、搬送（サービス等の提供）の方法 ● 物資の調達、納入（サービス等の提供）等に必要な経費負担等 ● その他参考となる事項

4. 協力が決定した場合の措置

(1) 協力決定の伝達、指示

本部事務局は、民間団体等の応急対策活動等の協力が決定したときは、災害対策本部の各部長に対し、速やかにその内容を伝達するとともに、必要な指示を行う。

(2) 各部等における受入れ措置等

民間団体等の協力が決定した各部長は、必要に応じて速やかに次の措置を講ずる。

ア. 受入れ準備

活動等に必要な資機材等をあらかじめ確保するとともに、人員、機材等の輸送計画を立てる。

イ. 必要職員の派遣

必要な場合は、活動地又は物資の納入先等に誘導するための職員を派遣する。

ウ. 活動状況等の把握

必要な場合は、職員を派遣し活動状況等を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたらせる。

エ. その他必要な措置

その他活動等が円滑に行われるための必要な措置を講ずる。

(3) 活動終了時の報告

活動等が終了したときは、各部長は、次の事項を明らかにした報告書を本部長に提出する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 活動等の場所、時間又は期間 | ● 調達した資機材等の種類、数量 |
| ● 活動等の人員 | ● 活動等に要した経費 |
| ● 活動等の内容 | ● 活動等の効果 |
| ● 事故ある場合は、その内容 | ● その他参考となる事項 |

資 料

防災関係機関等連絡先一覧表

協定締結団体等一覧表

自主防災組織一覧表

第14節 災害救援ボランティアの支援活動

主管部

町民福祉部

発災後、災害救援ボランティアが円滑に活動できるよう、県が設置するボランティア活動支援拠点と、社会福祉協議会が「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき設置する災害ボランティアセンターの役割分担を明確にするほか、県と連携をとり、活動に必要となる場所・資機材・活動資金等の確保に資する便宜の提供について必要となる事項を定める。

第1項 ボランティアの協力

1. ボランティア活動の要請範囲

災害対策本部が、ボランティアの救援活動を要請する場合の範囲は、次のとおりとする。

- 指定避難所等の運営の援助
- 医療、看護、保健及び介護
- 救援物資の配分及び配送
- 手話通訳等の福祉活動
- 給水及び給食
- 清掃及び防疫
- 安否情報の収集整理等
- その他必要と認める活動

2. ボランティアの要請手続

(1) 災害対策本部における要請手続

災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、町民福祉部に要請する。

- 活動の内容
- 必要と思われる人員
- 活動の場所及び期間
- その他参考となる事項

町民福祉部は、各種の要請内容を整理調整し、ボランティアセンターに対しボランティアの派遣要請を行う。

(2) ボランティアセンターにおける手続

ボランティアセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、ボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて町内外に対しボランティアの救援、協力要請を行うものとする。

また、ネットワークは、町民福祉部を通じて災害対策本部等の救援活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的に行われるよう努めるものとする。

3. ボランティアの受入れ手続

ボランティアセンターがボランティアを受け入れる場合の手続は、次のとおりとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第14節 災害救援ボランティアの支援活動

- ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動にあたっては、必要な手続を行い、所定の指示をしたうえで、活動につかせるものとする。
- 必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとする。
- 必要な場合には、町民福祉部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとする。

4. ボランティアの身分に関する取扱い

(1) 活動に対する報酬等の取扱い

ボランティアとしての特性等を考慮して、その活動に係る報酬等の取扱いは、次のとおりとする。

- ボランティア救援活動に対しては、原則として無報酬とする。
- ボランティア救援活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とする。
- ボランティア救援活動に係る災害の補償については別に定める。

(2) ボランティア救援活動従事者の留意事項

ボランティア救援活動従事者は、次の点に留意しなければならない。

- 活動を行う前に、ネットワークに対し、所定事項を届け出る。
- 活動を行うにあたっては、ネットワーク又は現場責任者の指示に従う。
- 予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又はネットワークに報告する。
- 救援活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又はネットワークに報告し、指示を受ける。

5. ボランティア活動拠点

町は、災害時のボランティアの対応及び活動の拠点として、ふれあい会館を提供するものとする。

6. ボランティアセンター及び町本部の事務等

ボランティアセンター及び町民福祉部は、概ね次の事務又は業務を行う。

区 分	事務又は業務の内容
ボランティアセンター	① ボランティアの受入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑥ 町民福祉部との連絡調整 ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務
町民福祉部	① 災害情報、生活情報等ボランティア活動に関する情報の提供 ② 必要な資機材等の提供 ③ 必要な職員等の派遣 ④ 必要な財政措置 ⑤ ネットワークとの連絡調整 ⑥ その他ボランティア活動に必要な支援

7. ボランティアネットワークづくりの促進

町は、平常時において災害救援ボランティア活動のため、必要な物品を備え、支援センター設置のための準備のほか、災害救援ボランティア関係団体相互の情報交換、ネットワークづくりに資する取り組みを行い、災害時の災害救援ボランティア活動支援の充実強化に取り組む。

第 15 節 災害救助法関係

主管部 本部事務局 各部

災害救助法による救助は、震災に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。本節は、これら災害救助法の適用について必要な事項を定める。

第 1 項 災害救助法の適用基準

1. 適用基準

災害救助法の適用は、知事が行うが、本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

- 町の区域内で住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上である場合
- 県の区域内で住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が 30 世帯以上である場合
- 県の区域内で住家の滅失した世帯数が 12,000 世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2. 被災世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当っては、住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

3. 被害状況認定基準

(1) 人的被害

ア. 死者

災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。

イ. 行方不明

災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

ウ. 負傷（重傷者、軽傷者）

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち、重傷とは 1 月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは 1 月未満で治療できる見込みのもの。

(2) 住家の被害

ア. 全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50% 以上に達した程度のもの。

第3章 災害時の応急活動対策

第15節 災害救助法関係

イ. 半壊、半焼

損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ. 一部損壊

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のもの。

エ. 床上浸水

浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

オ. 床下浸水

住家が床上浸水に達しない程度のもの。

4. 世帯数及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。

第2項 災害救助法の適用手続

1. 適用の要請

災害に際し、本町における災害が、第1項の災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

2. 適用要請の手続

本部長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県安全防災局に対し、次に掲げる事項について、とりあえず電話又は無線をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- 災害発生の日時及び場所
- すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 災害の原因及び被害の状況
- 救助種類別実施状況
- 法の適用を必要とする理由
- その他必要な事項

3. 適用要請事務の所管

知事に対する災害救助法の適用要請事務は、本部事務局が行う。

第3項 救助の種類及び期間等

災害救助法による救助の種類及び期間等は、県の災害救助法施行規則（昭和 34 年規則第 90 号）及び同規則に基づく災害救助法施行規則による救助の程度等（昭和 40 年告示第 561 号）によるが、その概要は次のとおりである。

なお、その他の救助の程度、方法及び費用等は、同告示の定めるところによる。

救助の種類	期間等
1 避難所の開設	7 日以内
2 応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工
3 炊き出しその他による食品の供与	7 日以内
4 飲料水の供給	7 日以内
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
6 医療	14 日以内
7 助産	7 日以内
8 被災者の救出	3 日以内
9 住宅の応急修理	1 カ月以内
10 学用品の給与	教科書 1 カ月以内、文房具等 15 日以内
11 埋葬	10 日以内
12 死体の搜索及び処理	10 日以内
13 障害物の除去	10 日以内

（注） 1 期間は、災害発生の日（助産は分べんの日）から起算する。ただし、内閣総理大臣の同意により期間の延長ができる。

2 災害救助法による救助は、同法第 2 条及び第 13 条の規定に基づき知事または本部長が行う。

第4項 災害救助活動の記録及び事務処理

1. 災害救助活動の記録

災害救助法が適用された場合、各救助活動に伴った費用の精算等の事務は、応急対策が落ち着いた後、県との間で行われるが、これら事務の円滑かつ迅速な執行を図るため、関係各部は各救助活動の実施の際に、当該活動に関する情報を収集、整理し、次により記録を行うものとする。

なお、災害救助法の救助活動に直接関係しない部の応急対策業務についても、これに準じて扱うものとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第15節 災害救助法関係

(1) 活動の記録を行う事項

活動の記録を行う事項は次のとおりとするが、その記録にあたっては可能な限り時間経過に沿った数量的な把握に努めるものとする。

- 所管業務に係る被害の状況
- その他必要と認める事項
- 所管に係る救助活動の経過及び内容

(2) 記録等の事務処理

関係各部は、本部事務局の指示するところにより、救助活動の記録及び関係資料を本部長あてに提出する。

本部事務局は、関係各部から提出された記録を必要に応じて取りまとめ、本部長に報告するとともに、以後行う災害救助法に係る事務処理に資する。

2. 費用の精算等の事務処理

災害救助法の適用により費用の精算等の事務処理の方法及び事務分担等については、災害の状況等により、その都度別に定める。

資 料

被害の分類認定基準

第16節 二次災害の防止活動

主管部 都市建設部 産業環境部 関係各部

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構築物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

また、余震の発生等により被災建造物が崩壊し、歩行者等に危険が生ずるような二次災害の発生を防止するための応急的安全措置とあわせ、被災地の安全確保と早期復旧を図るための倒壊家屋等の解体、撤去対策について必要な事項を定める。

第1項 水害・土砂災害対策

県及び町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して点検し、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については職員のほか必要に応じ専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。また、町は、警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難指示の判断に資するために、町に通知するとともに、住民等への周知を行う。

第2項 建築物及び宅地対策

町及び県は、余震による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害から人的被害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に周知するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、町は速やかに避難対策を実施する。また、建築業者等も、ボランティア・調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たすものとする。

1. 建築物応急危険度判定

実施にあたっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会が作成した応急危険度判定マニュアルを準用し行うものとする。

（1） 判定の対象建築物

応急危険度判定を実施する建築物は、避難所等災害の際に重要な役割を果たす建築物及び災害状況に応じて判定活動が必要と判断した区域の建築物とする。

ア. 公共施設等

災害対策の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校建物など、早期に災害対策に使用する公共施設については、町職員が応急危険度判定を行う。また、災害対策に使用する病院等の救急医療施設、そ

第3章 災害時の応急活動対策

第16節 二次災害の防止活動

の他災害対策上重要な施設については、必要に応じ町が判定を実施する。

イ. 一般住宅等

- 個人住宅
- 共同住宅

(2) 応急危険度判定士

各都道府県の認定を受けた建築士等によるボランティア及び各都道府県知事の認めた行政職員。

(3) 判定士の派遣要請及び受入れ

町内の建築物の被害程度の情報収集を行い、応急危険度判定実施の判断をする。実施に対しては、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。

ア. 応急危険度判定士の要請

応急危険度判定士の要請は町内在住応急危険度判定士緊急連絡網により判定活動協力要請を行うと共に、都市建設部が本部事務局を通じ県災害対策本部（県建築安全課）に行う。

イ. 判定士の受入れ

(ア) 受入れ体制

判定士の受入れに際しては、現地案内等受入れの準備を行うと共に近隣無被害市町村に連絡を行い判定士の宿泊地を確保する。

(イ) 帳票類・判定資機材の用意

判定活動に必要な帳票類を都市建設部事務室内に、必要な資機材を本庁舎前防災備蓄倉庫に蓄える。

(ウ) 車両の手配

都市建設部は、政策総務部財政班に依頼し、判定士の移動のための車両（自転車等）を手配する。

(エ) 判定士の受付

受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認する。
なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとする。

(4) 判定の実施

ア. 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、町民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要をホームページに記載し、報道機関に情報提供を行うほか、防災行政無線等により周知する。

イ. 判定の実施

(ア) 判定チームの編成

都市建設部は判定士のチーム編成を行い、判定街区を指示するとともに、必要な機材等を配布するほか、コーディネート（判定士の指揮、監督し、受入れ準備等）を行う。

(イ) 判定活動

判定活動は判定マニュアルに従い原則として外部から目視により判定を行う。

(ウ) 被災建築物への判定結果の掲示

判定結果については、(5)に定めるところにより被災建物へ表示する。

(エ) 判定結果の取りまとめ

都市建設部は判定結果を取りまとめ、本部事務局へ報告する。

（５） 判定による結果の表示

ア． 危険度の判定

被災建物の危険度判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の３区分で行う。

表 示	判定の内容
調査済	被害がないか、または軽微な状況と判断される。
要注意	外壁に亀裂が生じる等被害が生じ、建築物に近づく際に注意が必要と判断される。
危 険	建築物の倒壊や建築部材の落下の恐れがあり建築物への接近が危険と判断される。

イ． 判定標識の掲示

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定標識を出入口等に掲示し、使用者・通行人等に注意を促す。

２． 被災建築物等の安全措置

（１） 安全措置の実施者

被災建築物等の崩壊又は構造物の落下等により歩行者等に危険が生ずるおそれがある場合は、原則として建築物等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が応急的な安全措置を実施する。

ただし、所有者等が被災し、自ら安全措置を行うことができない場合、又は町民等の安全確保のため緊急に行う必要があると認められる場合は、町が所有者等に代わって応急的に地域ごとに優先順位を定めて、必要最低限の安全措置を講ずるものとする。

（２） 町が行う安全措置の実施方法等

町が被災建築物等の危険防止のために実施する安全措置は、次により行うものとする。

ア． 安全措置を実施する地域の状況把握

地域の状況把握は、次により行う。

- 災害対策本部各部からの連絡
- 町民からの通報
- ライフライン関係機関からの通報
- 被災地パトロールによる把握

イ． 安全措置の内容及び範囲等

（ア） 危険箇所の表示

被災建築物等で、余震の発生等により崩壊等の危険があり、歩行者等の通行に支障が予想される箇所には、ロープ、テープ等により囲い、危険箇所の表示を行う。

表示をする箇所は、次のとおりとする。

- 倒壊又は構造物の落下等の危険がある建築物等の周囲
- 瓦、石垣、塀等の落下、倒壊のおそれがある場所
- 倒壊の危険がある電柱や電線の落下している場所
- その他現場の状況により、安全措置の必要があると思われる場所

（イ） 所有者等への指導等

パトロール等により危険箇所を把握した場合で、所有者等が当該建物等に居住している場合などは、所有者等に対し上記（ア）の安全措置を講ずるよう指導する。

第3章 災害時の応急活動対策

第16節 二次災害の防止活動

3. 倒壊家屋等の解体、撤去

(1) 倒壊家屋等の解体、撤去の基本

地震等により倒壊した家屋等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去は、原則として建物の所有者の責任において行うこととし、町は、これらの廃棄物の処理場及び仮置場の確保や処理、処分に関する情報の提供等を行うことを基本とする。

ただし、阪神・淡路大震災のように、甚大な被害により都市機能が働かず、社会的影響が大きい災害については、被災者の負担軽減と速やかな復興を図る必要から、家屋等の解体、撤去に係る公費負担が国の制度として設けられた経緯があることから、災害の規模や状況によっては、この公費負担制度について国、県と協議し、必要な措置を講ずる。

(2) 公費負担制度が適用されない場合の町の対応

公費負担制度が適用されず、倒壊家屋等の所有者が解体、撤去を行う場合においては、産業環境部は次の業務を行うものとする。

ア. 仮置場の確保

倒壊家屋等の廃棄物の仮置場を確保する。

イ. 情報の提供等

町民等に対し、廃棄物の処理場、仮置場の場所や搬入方法についての情報提供を行うとともに、必要な措置を講ずる。

ウ. 施工業者への協力要請等

解体工事及びこれに伴う廃棄物の撤去について、大磯建設協会等に協力を要請するとともに、概算料金について協議する。また、倒壊家屋等の所有者から依頼があった場合は、それらの業者をあつせんする。

(3) 公費負担制度が適用された場合の町の対応

公費負担制度が適用された場合においては、都市建設部は県と協議し、上記(2)の公費負担制度が適用されない場合の町の業務を行うほか、次の業務を行う。

- 解体、撤去の実施方法（町発注、三者契約等）について検討する。
- 解体、撤去の対象とする家屋等の範囲を定めるとともに、被災状況に応じた地域の優先順位を決定する。
- 協力要請する業者、団体等と協議して、標準単価の決定を行う。
- 緊急性、必要性から自己処理した家屋所有者への費用の精算事務方法を決定する。
- その他県と協議して定めた必要な事項を行う。

4. 被災宅地危険度判定

実施にあたっては、被災宅地危険度判定連絡協議会が作成した危険度判定マニュアルを準用し行うものとする。

(1) 判定の対象区域

被災宅地危険度判定実施本部が作成した判定実施計画に基づき、被災地の状況（火災の発生状況、大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救援状況、立入禁止区域、避難場所の状況等）を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位づけを行う。

(2) 被災宅地危険度判定士、被災宅地危険度判定調整員

宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する者または、国や地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者で、被災宅地危険度判定地域連絡協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会を受講し名簿に登録された者。

(3) 判定士の派遣要請及び受入れ

町内の宅地の被害程度の情報収集を行い、危険度判定実施の判断をする。実施に対しては、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。

ア. 被災宅地危険度判定士の要請

被災宅地危険度判定士の要請は、町内に在住する資格者に判定活動協力要請を行うと共に、都市建設部が本部事務局を通じ県災害対策本部（県建築安全課）に行う。

イ. 判定士の受入れ

(ア) 受入れ体制

判定士の受入れに際しては、現地案内等受入れの準備を行うと共に近隣無被害市町村に連絡を行い判定士の宿泊地を確保する。

(イ) 帳票類・判定資機材の用意

判定活動に必要な、帳票類を都市建設部事務室内に、必要な資機材を本庁舎前防災備蓄倉庫に蓄える。

(ウ) 車両の手配

都市建設部は、政策総務部財政班に依頼し、判定士の移動のための車両（自転車等）を手配する。

(エ) 判定士の受付

予め用意した受付台帳により、氏名、登録番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認、班編成を行う。

(4) 判定の実施

ア. 判定実施の周知

判定作業を開始するまでに、町民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要をホームページに記載し、報道機関に情報提供を行うほか、防災行政無線等により周知する。

イ. 判定の実施

(ア) 判定チームの編成

都市建設部は判定士のチーム編成を行い、判定区域を指示するとともに、必要な機材等を配布するほか、調整員と協力してコーディネート（判定士の指揮、監督し、受入れ準備等）を行う。

(イ) 判定活動

判定活動は判定マニュアルに従い行う。

(ウ) 被災宅地への判定結果の掲示

判定結果については、(5)に定めるところにより擁壁や電柱、法面などに表示を行う。

(エ) 判定結果の取りまとめ

都市建設部は判定結果を取りまとめ、本部事務局へ報告する。

第3章 災害時の応急活動対策

第16節 二次災害の防止活動

(5) 判定による結果の表示

ア. 危険度の判定

被災宅地の危険度判定は、余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行う。

表 示	判定の内容
調査済	被害がないか、または被災程度が小さい。補修により雨水の浸透を防止すれば、当面の危険性はないと考えられる。
要注意	宅地内への立入は十分注意する必要がある。当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば、避難が必要。継続的に点検を行い必要に応じて改善命令の発令を検討し、防災工事の必要性についても検討を行う。
危 険	宅地内への立入が危険と判断される。避難立入禁止措置が必要。早急に所有者等に対しての改善命令の発令を検討する必要がある、防災工事を行うとともに、周辺に被害を及ぼさないよう指導する。

イ. 判定標識の掲示

判定済の宅地には上記判定の内容を示した判定標識を擁壁や電柱、法面などに掲示し、使用者・通行人等に注意を促す。

第3項 高潮、波浪等の対策

県及び町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事を行う。また、町は、警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、防潮門扉等の閉鎖作業者等の安全確保に留意する。

第4項 爆発等及び有害物質による二次災害対策

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

県、町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

資 料

応急危険度判定活動体系図

第 17 節 津波対策

主管部 政策総務部 産業環境部 都市建設部 教育部 消防部 本部事務局

地震が発生し、津波注意報及び津波警報等が発表された場合に、災害を防止するための応急対策等について必要な事項を定める。

第 1 項 津波情報の種類等

1. 津波予報の種類及び基準

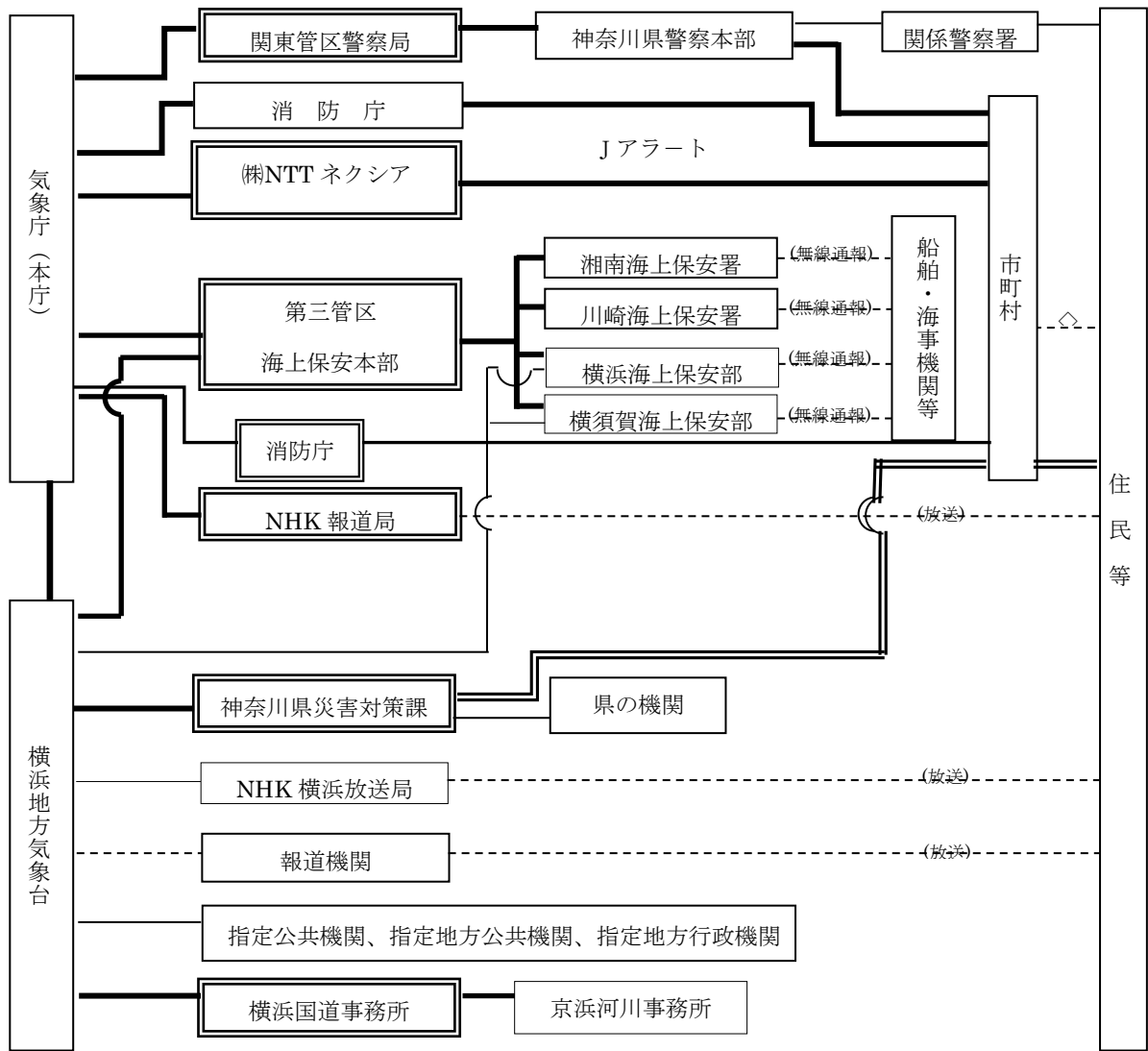
気象庁及び横浜地方気象台から発表される津波予報の種類及び基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m < 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

第3章 災害時の応急活動対策
第17節 津波対策

2. 津波情報の受理、伝達系統

津波情報の受理、伝達系統は、次による。



第2項 津波予報等に対する対応

1. 津波注意報発表時等初期対応

強い地震（震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合や、津波注意報が発表されたときには、速やかに次に掲げる措置を行う。

- 本部事務局は、関係機関からの津波情報の受理のほか、テレビ、ラジオ等からの津波に関する情報収集を行う。
- 津波による被害のおそれがある場合は、防災行政無線等により高齢者等避難を広報する。
- 震度4以上の地震の場合は、産業環境部、都市建設部及び消防部は津波監視にあたる者の安全を確保し、海面監視を実施し異常発見に努める。

2. 津波警報発表時対応

町長は、津波警報が発表されたとき又は海面監視等により異常現象を発見し、町域内に津波による浸水の危険があると判断される場合には、関係機関と協力して次の措置を速やかに行う。

なお、措置については、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

- 直ちに、沿岸住民並びに海浜利用者に対し、防災行政無線等を通じて津波注意の喚起を行うとともに、状況により避難指示を行う。
- マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちに津波からの避難を促すため、津波フラッグのような視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかける。
- 災害時に配慮が必要な者の避難支援などの緊急対策を行う。
- 避難指示により避難を実施する場合には、周知徹底を図るため、防災行政無線、広報車による広報を行う。また、「災害時における災害広報活動の協力に関する協定書」に基づき、湘南ケーブルネットワーク株式会社、株式会社湘南平塚コミュニティ放送に対して、町民に対する緊急放送への対応を要請する。
- 避難指示による避難を徹底するため、速やかに政策総務部、産業環境部、都市建設部、消防部の職員を派遣し、警察と連携をとりながら、消防団、自主防災組織、大磯町漁業協同組合等関係機関の協力を得て、安全な場所に海浜利用者等を避難誘導するとともに、防潮堤門扉を閉鎖するなど緊急対策を行う。
- 津波による避難指示を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡する。

3. 大津波警報発表時対応

大津波警報が発表された場合は、上記「津波警報発表時対応」を行うとともに、教育部のあらかじめ定められた職員は自動参集し、指定避難所の開設準備を行う。

第 18 節 防災知識普及計画

主管部 本部事務局 各部

地震災害時に、町職員だけでなく、町民、学校等、事業所及び各種団体（以下「町民等」という。）が冷静な判断や適切な行動を取れるよう防災知識の普及、啓発活動を推進する。

第 1 項 職員の防災教育計画

町は職員等に対し、地震災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員行動マニュアルを配付する。また、地震災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知や感染症が発生した場合の対応など、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努める。

1. 職員に対する教育の内容

- 大磯町地域防災計画（地震災害対策編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 非常参集の方法
- 過去の主な被害事例
- 防災関係法令の運用
- 地震災害の特性
- 防災知識と技術
- その他、必要な事項

2. 職員に対する教育の方法

- 講習会、研修会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等印刷物の配布

第 2 項 町民等の防災知識普及計画

1. 町民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、町民等に対して防災知識の普及を実施するものとする。

防災知識の普及は、地域の実情に応じて地区単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- 大磯町地域防災計画（地震災害対策編）及び同計画による各機関の防災体制
- 過去の主な被害事例
- 地震保険に関する知識
- 地震に関する一般的知識
- 町防災行政無線や緊急地震速報を見聞きした場合の心得

第3章 災害時の応急活動対策

第18節 防災知識普及計画

- 平素及び災害時の心得

- | |
|--|
| ア 最低3日分、できれば1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄 |
| イ 非常持出し品（救急医薬品、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） |
| ウ 建物の耐震診断・耐震補強、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラスの飛散防止等の安全対策の実施 |
| エ 消火器の設置、風呂の水の確保等の初期消火対策の実施 |
| オ 災害時の家族との連絡方法及び避難行動方法等の確認 |
| カ 近隣との協力体制の構築 |
| キ 東海地震にかかる警戒宣言が発令された場合の対応 |
| ク 高齢者、障がい者等災害時に配慮が必要な者に対する支援 |
| ケ 自主防災組織の予防及び応急活動の習熟 |

2. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の方法

- 町民等に対する出前講座や講演会等の開催
- 町民等の自主的防災活動に対する指導協力
- 町広報紙及び印刷物の配布
- 広報車の巡回
- 新聞、雑誌等の活用
- ホームページ等インターネットの活用
- おおいそ防災・行政ナビの活用

3. 防災アセスメントの実施等

町は、必要に応じて地区の防災的見地からの防災アセスメントを行い、町民の避難、防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等を作成し、町民等に配布するとともに、研修会等により防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災マップ等を町民と作成し、防災に対する意識高揚や地域防災力の向上を推進する。

第3項 学校等における防災教育計画

幼稚園、保育園及び学校等は、警戒宣言発令時並びに地震発生時における園児、児童、生徒等に対する避難、保護等の措置をはじめ地震発生後の災害応急対策等に係る事項について、関係職員及び園児、児童、生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。

なお、幼稚園、保育園、学校等は、構内で実施する防災訓練において、防災教育の徹底に努める。

第4項 自動車運転者等の防災教育計画

町は、自動車運転者及び自動車の使用者に対し、警戒宣言発令時並びに地震災害発生時における自動車の運行等の措置について、警察署の行う広報活動に協力するため、おおむね次の機会をとらえて広報の徹底を図る。

- 交通安全運動の実施
- 交通安全総ぐるみ大会の開催
- 各種交通安全講習会への依頼
- 交通安全対策協議会への依頼
- 交通安全協会への依頼
- 安全運転管理者会への依頼

第5項 窓口相談の設置

町民自ら地震等に対する事前対策が行われるよう、総合相談窓口として危機管理課を充てる。
事業所等の指導にあたっては、消防本部が行う。

第 19 節 防災訓練計画

主管部 本部事務局 消防部 各部

地震災害時における町民及び防災関係機関等の適切な行動が被害を未然に防止し、又は被害を最小限に防止する。しかし、突発的に発生する地震災害に対しての町民及び防災関係機関等の適切かつ機敏な行動は、日常の訓練なくしては期待できない。したがって、地震災害時における行動の習熟を図るため、各防災機関相互及び町民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施するものとする。さらに、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積による防災力の向上を図る。

第 1 項 総合防災訓練

町は、その地域における第 1 次防災機関として、防災活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努めるものとする。

また、発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練、災害時に配慮が必要な者や男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練など、実践的な訓練の実施による地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図る。

1. 実施要領

町は、町防災体制の強化を図るため、防災関係機関の協力と町民参加による総合防災訓練を年 1 回以上実施するものとする。

防災訓練の種類は次のとおりとする。

訓練名称	概要
警戒宣言の発令等を想定した予知対応型訓練	東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合を想定し、地震災害警戒本部の設置、情報収集・伝達及び事前対策等の訓練を行う。
発災対応型訓練	地震発生時の応急対策を迅速かつ適確に行うため、町、防災関係機関、自衛隊等が連携し、災害対策本部の設置、情報収集・伝達、消火、避難誘導、救出救助、ライフラインの応急復旧等の実践に即した訓練を行う。
避難所運営訓練	地震発生後の避難所運営を円滑に行うため、避難所の開設から運営にいたる町民相互の協力及び行政の連携について実践に即した訓練を行う。
津波対策訓練	津波警報が発令された場合の情報伝達、避難、海面監視等についての訓練を行う。

なお、町は自主防災組織及び各種団体等の単位で実施される訓練にも積極的に参加し、協力するものとする。

第3章 災害時の応急活動対策

第19節 防災訓練計画

第2項 個別防災訓練

1. 災害対策本部の訓練

町は、災害対策本部の初動体制の確立及び各課応急対策業務の円滑な実施を図るため、訓練を適宜行う。

なお、実施にあたっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求める。

訓練名称	概要
動員配備訓練	災害対策を行うための要員を早期に動員配備し、防災体制を確立する訓練を行う。
各班別訓練	災害対策本部の応急対策業務の円滑な実施を図るため、担当各班において策定する地震災害時職員行動マニュアル等に基づく訓練を行う。

2. 消防機関の訓練

災害は様々であり、防災活動は困難性ととともに多くの危険性をかかえている。このため、高度な訓練を繰り返し行い、消防技術の向上を図る。

訓練名称	概要
火災防御訓練	防御活動の基本となる招集、出動、人命救助、水利統制、放水、通信統制、避難誘導、警戒、破壊、水損防止及びその他防御行動等に関する訓練を行う。
救急、救助訓練	地震災害時又はその他の事故により発生する傷病者及び要救助者等を迅速、適切に救命、救助するための訓練を行う。 【救急訓練】傷病者の取扱いと応急処置、搬送及び医療機関との連絡等を主眼とした訓練を行う。 【救助訓練】要救助者の確認のための人命検索及び救出行動等に関する訓練を行う。

3. 事業所及び学校等の訓練

事業所及び学校等の施設は、地震発生時の避難、初期消火、施設の保安等に関する実践的な訓練を行い、被害の低減に努めるとともに、平常時から防災意識の高揚を図る。

訓練名称	概要
通報・連絡訓練	火災等の消防機関への通報、消防隊の火災現場への誘導及び事業所内従業員等への通報連絡訓練を行う。
消火訓練	消火器等による初期消火訓練を行う。
避難訓練	地震災害時の安全な場所への避難誘導及び避難用器具の操作訓練を行う。
救出・救護訓練	応急手当による救急法、担架等による負傷者の搬送訓練を行う。

4. 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、町民間の連携のもとに活動することが必要であり、災害時に効果的な防災活動が行われるよう訓練を行う。

訓練名称	概要
自主防災組織本部設置訓練	活動拠点となる本部の設置訓練を行う。
情報収集・伝達訓練	火災の発生、被害の状況等を自主防災組織本部へ報告する訓練、自主防災組織本部及び災害対策本部からの指示を町民へ伝達する訓練を行う。
出火防止及び初期消火訓練	地震災害時の火の始末及び消火器等による初期消火訓練を行う。
避難訓練	地震災害時の安全な避難場所への誘導及び災害時に配慮が必要な者の救護等の訓練を行う。
救出救護訓練	応急手当による救急法及び担架等による負傷者の搬送訓練を行う。
給食給水訓練	食料や飲料水の確保、配給、炊き出し等の給食給水訓練を行う。

5. その他の訓練

訓練名称	概要
救護所の設置及び運営訓練	地震災害時に中郡医師会大磯班が町からの要請等に基づき、医療、救護活動及び病院への搬送を実施する場合を想定し訓練を行う。
ライフライン関係機関の応急復旧訓練	ライフライン関係機関は、地震災害時の所管業務の早期復旧のため、各機関の定める応急対策計画等により、応急復旧訓練を行う。
県及び近隣自治体との合同防災訓練	地震発生時の県及び近隣自治体との相互応援体制を確立するため、県及び近隣自治体と連携して合同防災訓練を行う。

第4章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

主管部 都市建設部 関係各部

地震災害後の復興体制の整備を図る。

第1項 復興計画策定に係る庁内組織の設置

復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織を庁内に設置するとともに、当該組織内における復興計画の策定を進める都市建設部において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画との整合性の確保、関係各部の調整を行う。

第2項 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係各部と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

1. 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受入れる。

2. 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れる。

第2節 復興対策の実施

主管部 政策総務部 町民福祉部 都市建設部 産業環境部 協力部

地震災害後の住民生活の安定のため、各種支援を図る。

被災した公共施設等の災害復旧については、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画するものとし、復旧計画は、計画策定から実現まで各過程において町民参加や町民の合意形成などに配慮する。

また、日ごろから町民の合意形成の中で町の将来像を明らかにし、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるような体制づくりを図る。

第1項 復興に関する調査

詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

第2項 復興計画の策定

町は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第3項 民生安定のための緊急措置に関する計画

1. 義援金品配分計画

(1) 義援金品の受入れ

ア. 義援金品担当部

義援金品の受入れ及び配分等に関する事務は、協力部会計班で行う。

イ. 義援金品の受入れ

(ア) 特定義援金品の受入れ

大磯町又は大磯町長等本町を特定して寄託された義援金品（以下「特定義援金品」という。）については、協力部会計班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管する。

ただし、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。なお、周知にあたっては、ホームページへの掲載のほか、全国ネットの報道機関による放送や他の市町村等のホームページへの掲載要請など、周知の機会を増やすよう努める。

特定義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行う。

第4章 復旧・復興対策

第2節 復興対策の実施

(イ) その他の義援金品の受入れ

県又は日本赤十字社神奈川県支部等から大磯町相当分として配分された義援金品の受入れ、保管及び記録については、上記（ア）に準じて行うものとする。

(2) 義援金品の配分等

ア. 義援金品配分計画の策定

義援金品の配分及び使用については、県が、市町村、日本赤十字社神奈川県支部及び神奈川県共同募金会等から組織する義援金配分委員会の決定を考慮するとともに、被災人員等の状況、近隣市町の配分基準等を考慮のうえ、別に町の義援金品配分計画を策定し、被災者に配分し、又は使用する。

義援金品配分計画策定に関する事務は、協力部会計班が町民福祉部福祉班と協議して行うものとする。

イ. 被災者への配分

被災者への義援金品の配分に関する事務は協力部会計班が行うものとし、その配分にあたっては、公平かつ迅速に行うとともに、必要な場合には自主防災組織及び地区等の協力を得て行うものとする。

2. 生活確保に関する計画

(1) 情報提供

行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報等を利用して提供する。

(2) 配慮が必要な者への対策

ア. 高齢者、障がい者、児童等への支援の実施

高齢者、障がい者、児童等の配慮が必要な者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。

イ. 外国人被災者への支援の実施

外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金品など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、多言語またはやさしい日本語や振り仮名をつけた日本語で発信する。

(3) 臨時町民相談窓口の開設

ア. 臨時町民相談窓口

被災町民の生活再建が円滑に進むよう、特に専門的な対応または通訳が必要な場合には、関係各部又は関係機関等と連携し、臨時町民相談窓口を開設する。

イ. 臨時町民相談窓口の事務内容

臨時町民相談窓口の取り扱う事務は次のとおりとするが、災害の状況により必要に応じて取り扱うものとする。

- 住宅
- 労働
- 福祉
- 金融
- 保健・医療
- 教育
- その他被災者の生活再建に関する必要事項

ウ. 事務分担

臨時町民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、町民福祉部町民班が行う。

各分野における相談については、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力して処理する。

なお、各部に係る相談については、町民福祉部町民班が必要に応じて調整する。

エ. 窓口の設置場所

臨時町民相談窓口の設置場所は原則として保健センターとするが、保健センターに支障等ある場合は他の公共施設を利用して設置する。

(4) 災害弔慰金の支給等

町民の福祉及び生活の安定に資するため、大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 25 号。以下本項において「条例」という。）の定めるところにより、次のとおり災害弔慰金の支給等を行う。

ア. 災害弔慰金の支給

町民が災害により死亡したときは、その遺族に対し、次のとおり災害弔慰金を支給するものとする。

死亡した者が主として生計を維持していた場合	500 万円
その他の場合	250 万円

イ. 災害障害見舞金の支給

町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに条例で定める程度の精神又は身体に障害があるときは、当該町民に対し、次のとおり災害障害見舞金を支給するものとする。

負傷し、又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合	250 万円
その他の場合	125 万円

ウ. 災害援護資金の貸付

(ア) 大磯町

災害により被害を受けた町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、次のとおり災害援護資金の貸付けを行うものとする。

対象とする被害の程度	- 療養に要する期間が概ね 1 月以上である世帯主の負傷 - 上記に該当し、かつ家財について被害金額が、その家財の価格の概ね 3 分の 1 以上である損害又は住居の全壊、半壊等の損害
貸付け限度額	条例の定めるところによる。（最高限度額 350 万円）

(イ) 大磯町社会福祉協議会

災害を受けたことによる困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯に対しては、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会生活福祉資金貸付要綱（「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象となる）により、大磯町社会福祉協議会を窓口として必要な経費の貸付が受けられる。

第4章 復旧・復興対策

第2節 復興対策の実施

貸付限度額	150 万円以内
据置期間	貸付の日から 6 ヶ月以内
連帯保証人	原則必要
償還期限	7 年以内
貸付利子	連帯保証人がいれば無利子 連帯保証人がいなければ年 1.5%

(5) 災害見舞金の支給

本町に居住し住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住民基本台帳に記録されている者の居住している家屋について災害により被害を受けた場合には、次のとおり見舞金を支給するものとする。

住家の全壊、全焼又は流出	100,000 円
住家の半壊、半焼又は床上浸水	50,000 円
その他災害住家の状況により町長が特に必要と認めた場合	20,000 円

(6) 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

町長は、災害のため地方税法又は町条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

町長は、災害による住民税の減免については、被害の状況に応じ減免する。また、災害により収穫が著しく減じた田畑又は滅失及び甚大な損害を受けた家屋並びに償却資産についても固定資産税を減免する。

町長は、災害により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、町条例の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険税を減免することができる。

大規模な地震災害の場合には、町民の生活への影響等を考慮し、使用料、手数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとする。

(7) 物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

(8) 被災者生活再建支援制度

ア. 制度の概要

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものである。

イ. 適用基準

(ア) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、かつ対象となる災害の規模は次のような場合に対象とする。

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害。
- b 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害。
- c 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d aまたはbの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害。
- f a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害。

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)の区域に係る自然災害

※ d～fの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

(イ) 被災者生活再建支援金の支給に係る事務手続き

町における災害が(ア)の対象となる自然災害のいずれかに該当するときは、被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被害認定や被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

3. 罹災証明書交付計画

(1) 罹災証明書の範囲等

ア. 証明の目的及び程度

罹災証明は、災害救助法による各種の施策や町税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に町長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

イ. 証明の項目

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明をするものとする。

(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目

- 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)
- 流出、床上浸水、床下浸水
- その他

第4章 復旧・復興対策

第2節 復興対策の実施

(イ) 火災に関する証明項目

- 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- 全水損、半水損、小水損
- 全損、半損、小損
- その他

(ウ) 家屋以外の証明

上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の罹災証明は、災害の状況下にあつては、その事実確認等に困難が予想されるため、原則として行わないものとする。

ただし、町長又は消防長が特に必要と認める場合は、その状況下において証明可能な範囲で行うものとする。

(2) 罹災証明の交付手続等

ア. 交付事務

罹災証明書の交付事務は、政策総務部税務班が行う。ただし、火災に関する罹災証明書の交付事務は、消防部消防署班が行う。

イ. 被害調査の実施と罹災台帳の作成

(ア) 被害調査の実施

政策総務部税務班及び消防部消防署班は、罹災証明書の交付に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力を得て行うものとする。

(イ) 罹災台帳の作成

政策総務部税務班及び消防部消防署班は、上記被害調査の結果を基に、罹災台帳を作成する。

(ウ) 被害調査及び台帳の作成方法

被害調査の実施方法及び調査に基づく台帳の作成方法については、政策総務部税務班及び消防部消防署班が別に定める。

ウ. 証明書の交付

(ア) 罹災台帳に基づく交付

罹災証明書の交付は、罹災証明申請書により被災者の申請を受け、罹災台帳で確認し、罹災証明書を交付する。

(イ) 再調査等の実施

罹災台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあつた場合は、必要な再調査等を行う。

(ウ) 証明書の交付は、遅滞なく交付する。

エ. 被災家屋の判定基準

罹災証明を行うにあたっての家屋被害（火災関係を除く）の判定は、資料編の「被害の分類認定基準」により行うものとする。

オ. 証明手数料

罹災証明書の交付手数料は、無料とする

第4項 公共施設等の復旧計画

1. 復旧事業計画

本計画は、概ね次の事業について計画する。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- 河川災害復旧事業計画
- 砂防設備復旧事業計画
- 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 道路、橋梁災害復旧事業計画

(2) 都市災害復旧事業計画

- 街路災害復旧事業計画
- 都市下水路施設災害復旧事業計画
- 公園施設災害復旧事業計画
- 市街地埋没災害復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(4) 中小企業施設復旧事業計画

(5) 上水道施設災害復旧事業計画

(6) 下水道施設災害復旧事業計画

(7) 住宅災害復旧事業計画

(8) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(9) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(10) 学校教育施設災害復旧事業計画

(11) 社会教育施設災害復旧事業計画

(12) その他災害復旧事業計画

2. 事前対策の実施

復旧計画の策定にあたっては、県の「復興対策マニュアル」に沿って行うものとし、円滑な復旧のために、各種データの整理、及び保存に努めるとともに、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討する。

また、災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理体制の整備を進めるため、事前に、仮保管場所・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け取り組む。

さらに、復興期において高齢者や障がい者等の災害時に配慮が必要な者に対して適切にサービスが実施できるよう、事前に、社会福祉施設等の管理者や関係機関との情報の収集・提供に関する連携システムを強化する。

資 料

罹災証明申請書

罹災証明書

罹災証明申請書（火災関係）

罹災証明書（火災関係）

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の基本

第1項 計画の目的

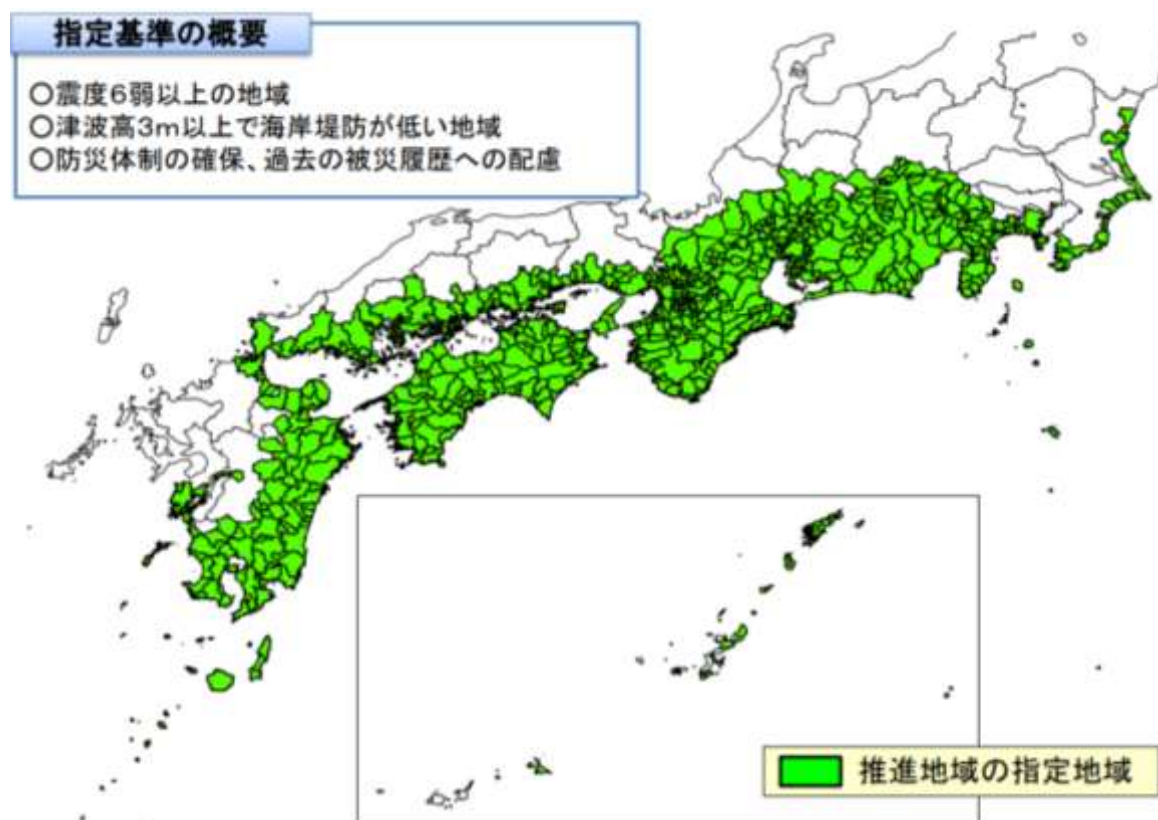
1. 計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に本町が指定されていることから、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震避難対策特別強化地域

本町は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（出典 内閣府資料）



第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第1節 計画の基本

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定（出典 内閣府資料）



南海トラフ地震防災対策推進地域

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（27 市町）

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町（13 市町）

3. 南海トラフ地震により想定される被害の概要

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成 24 年 8 月に発表された本町に係る被害想定及び平成 27 年 3 月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本町の主な被害想定については、次のようになっている。

（1）南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる本町の被害想定

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深 30cm 以上)
6 弱	4 m	29 分	30ha

(2) 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本町の被害想定

「第1章 地震災害対策の計画的推進 第3節 地震被害の想定」参照

第2項 関係機関が南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第4節 計画の推進主体とその役割 第2項防災機関等の業務大綱」を準用する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第1項 市街地等の整備

地震防災対策として、防災空間の確保、市街地の整備、防火地域・準防火地域の指定といった市街地等の整備を行う。詳細は、第1章 第1節 第1項「計画的な土地利用と市街地整備等の推進」を準用する。

第2項 ライフラインの安全対策

地震防災対策として、上下水道施設、電気・ガス・電話・通信サービス等の施設の耐震化等を行う。詳細は、第1章 第1節 第3項「ライフラインの安全対策」を準用する。

第3項 危険物等施設の安全対策

地震防災対策として、事業者に対する指導、各事業者において危険物施設の整備等を行う。詳細は、第1章 第6節「危険物等施設等災害予防計画」を準用する。

第4項 建築物の安全確保対策

地震防災対策として、建築物の耐震化、液状化対策等を行う。詳細は、第1章 第7節「建築物等災害予防計画」を準用する。

第5項 広域避難場所の確保及び整備

地震防災対策として、広域避難場所を確保し、必要な施設及び設備を整備する。詳細は、第2章 第4節「避難計画」を準用する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護

津波からの防護については、第1章 第3節 「津波災害予防計画」を準用する。

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、第1章 第3節 「津波災害予防計画」及び第3章 第1節 「災害時情報の収集・伝達」を準用する。

第3項 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、第3章 第4節第2項 「避難措置」を準用する。

第4項 避難対策等

避難対策等については、第2章 第4節「避難対策」及び第3章 第17節「津波対策」を準用する。

第5項 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関等の活動については、第1章 第3節「津波災害予防計画」を準用する。

第6項 水道、電気、ガス、通信

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、第1章 第1節 第3項「ライフラインの安全対策」及び第3章 第10節「ライフラインの応急復旧活動」を準用する。

第7項 交通

1. 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、第3章 第8節「緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」及び第3章 第9節 第1項「陸上における警備対策」を準用する。

2. 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、第3章 第9節 第2項「海上における警備救助対策」を準用する。

第8項 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、第1章 第7節 第1項「公共施設災害予防計画」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第9項 迅速な救助

迅速な救助については、第3章 第3節 第1項「救急・救助・消火活動」を準用する。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

町で対応が困難な場合は、県、関係機関等の応援、自衛隊の災害派遣をはじめ、協定を締結している機関・団体等、災害ボランティア団体等と連携して対策を行う。詳細については、第3章 第12節「広域応援体制」、第3章 第14節「災害救援ボランティアの支援活動」を準用する。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1項 基本方針

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなった。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が公表された。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

なお、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

※情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時期	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内※¹でマグニチュード6.8以上※²の地震※³が発生。 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
	巨大地震注意	○監視領域内※¹において、モーメントマグニチュード※⁴7.0以上の地震※³が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2項 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されている。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

第3項 異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

町民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

ケース	防災対応
巨大地震警戒対応 (半割れケース)	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。 ・日頃からの地震への備えを再確認する。 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。 ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。 ○最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。 ○2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
巨大地震注意対応 (一部割れケース、 ゆっくりすべりケース)	○発生直後、南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。 ○南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行う。 ○1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

第4項 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制

町は、後発地震等の発生に備え、次表に定める防災体制をとる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制

臨時情報 発表区分	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)
対応組織	危機管理課	災害対策本部	災害対策本部
主要業務	・ 情報収集及び共有 ・ 連絡調整	【巨大地震注意対応】 ・ 情報収集及び共有 ・ 連絡調整 ・ 活動方針の検討・決定 ・ 住民周知 ・ 大規模地震発生への備え	【巨大地震警戒対応】 ・ 情報収集及び共有 ・ 連絡調整 ・ 活動方針の検討・決定 ・ 住民周知 ・ 大規模地震発生への備え

(2) 巨大地震警戒対応における分野別の方向性

項目	方向性
全般対応方針	・ 特に警戒する1週間間の地震発生や気象変化等の状況推移予測に基づき、町民生活や社会経済活動への影響を最小限にするとともに、災害リスクに応じた町民の安全確保措置を確実にを行うことを基本に対処する。また、大規模地震発生時の災害応急対応策の初動対応を円滑に行えるよう措置
町民の事前避難の要否、対象地域 町民の範囲及び期間等	・ 地震発生と気象変化に伴う土砂災害、大規模火災、老朽家屋倒壊等による災害リスクについて、前兆現象を含む科学的根拠及び専門的知見に基づき的確に評価するとともに、町民避難を含む行動制限による影響を至当に判断して、町民避難の要否、対象地域・町民の範囲、避難の態様を決定 ・ 避難情報発令後、3日、5日の中間段階で検討し避難継続の要否を判断
学校・幼稚園等	・ 学校・幼稚園等は休校することを基本 ・ 地震発生時に備えた児童・園児の安全確保措置を強化。 また、季節特性に応じて運営時間の短縮の要否を検討
町出先機関の対応	・ 出先機関は通常運営を原則 ・ 地震発生時の利用者の安全確保措置強化のため、一部施設の利用制限や季節特性に応じた利用時間制限の要否を検討
町管理道路の交通規制の要否、規制の範囲・期間	・ 豪雨及び地盤風化等による法面や路肩の土砂崩落のリスク発生、復旧・改修工事の実施等の要因により、通行の安全が確保できないおそれがある場合、一部区間の交通規制、通行時の注意看板設置、迂回路の指定等の措置を実施

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

区分		南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)
全般		次の発表に注意しつつ、日頃の備えの確認を開始	1週間以内での巨大地震発生への備えを確認・実践	1週間以内での巨大地震発生を予期し、警戒・備えを強化
町	町役場、出先機関	町民への情報提供・問合せ対応を行いつつ、通常業務継続	町民への情報提供・問合せ対応を行いつつ、通常業務継続	通常業務継続。施設の危険度に応じて、一部利用制限の場合あり。
	学校、幼稚園等	通常業務継続	備えを確認しつつ通常業務継続	休校を基本
地域 住民	自治会 自主防災組織等	次の臨時情報発表に注意し、日頃の備えについて点検を開始	地区の危険箇所や避難路の安全点検。地区町民への呼びかけ	地区の防災体制準備 避難情報発令の場合 避難所開設・運営等
	避難行動要支援者		避難準備を進める。避難支援者との連絡確保	安全確保措置。避難情報に基づき立ち退き 避難開始
	一般住民		日頃の家庭の備え再確認と実行	家庭の備えの徹底。避難情報発令地域の町民避難等の安全確保措置

第6節 防災訓練に関する事項

関係機関との連携強化や自主防災組織等地域住民の自助・共助による地域防災力の強化のために必要な訓練を実施する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1項 地震防災上必要な教育及び広報

防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

(1) 町職員に対する教育

町職員に対する教育については、第3章 第18節 第1項「職員の防災教育計画」及び第3章 第19節「防災訓練計画」を準用する。

(2) 町民等に対する教育

町民等に対する教育については、第3章 第18節 第2項「町民等の防災知識普及計画」及び第3章 第19節「防災訓練計画」を準用する。

(3) 相談体制の整備

町民等の地震対策の実施上の相談を受ける体制を整備する。

大磯町地域防災計画

～ 地震災害対策編 ～

平成 25 年 3 月

発 行 大磯町防災会議
編 集 大磯町危機管理対策室
〒255-8555 大磯町東小磯 183
電話 0463-61-4100